

いきいき藤枝さえあいプラン

第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(成年後見制度利用促進基本計画)

藤枝市・藤枝市社会福祉協議会



令和4年3月

市長あいさつ

近年、我が国では少子高齢化社会が進行し、また、ライフスタイルや価値観の多様化、地域社会における人間関係の希薄化、世代間交流の減少に加えて、地域や世帯、個人の抱える生活課題も複雑化・複合化するなど、共生社会の実現において解決すべき様々な課題があります。



さらに、未だ続いている新型コロナウイルス感染症も、地域活動や住民同士の交流に大きな影響を及ぼしています。このような状況においては、従来の福祉や支援の取組を強化しつつ、市民一人ひとりに寄り添い、地域の持つ力とつながりを再構築するための新しいアプローチが必要となります。

本市では、令和2年度に「第6次藤枝市総合計画」を策定し、市民、企業、大学、行政などの多様な主体が想いを共有し、力を結集することで“幸せになるまち”づくりを目指しています。地域福祉の推進においても、行政や社会福祉協議会が中心となり、地域のボランティア、団体、事業者をはじめとする市民と力を合わせて、誰一人取り残すことのないセーフティネットを構築することが一人ひとりの幸せな暮らしにつながると考えます。

このような想いと願いを市民一人ひとりと共有するため、本市では「みんなで『つながり』地域で『支え合う』まちづくり～ 幸せになるまち藤枝～」を基本理念とした「第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画 いきいき藤枝させえあいプラン」を本市と藤枝市社会福祉協議会が一体となって策定しました。

また、今回の計画においては、新たに「藤枝市成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定し、分野の垣根を超えて権利擁護を推進することを掲げました。今後、本市に関わるすべての人が、お互いを知り、尊重し、そして困っている人に手を差し伸べることができるまちを目指して、住民参加と多機関協働による地域福祉の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様、そして推進懇話会にて熱心にご審議いただいた委員の皆様をはじめ、ご協力・ご尽力いただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

藤枝市長 北村 正平

これからも社協の王道を歩む

このたび、藤枝市社会福祉協議会では、地域福祉推進の指針となる第5次地域福祉活動計画を、各地区社会福祉協議会をはじめとする住民の皆さんのご協力により策定することができました。

本計画の策定に当たっては、第4次活動計画の成果と課題を評価・検証することから取り組みました。まず各地区社会福祉協議会から地域の現状把握や課題等を聴取し、また一般住民、小中学生、ボランティア団体等を対象とした地域福祉に関するアンケート調査を実施し、合わせて各地区社会福祉協議会単位で福祉懇談会を開催するなど、住民の皆さんの声を計画に反映するよう努めました。そして前計画に引き続き、社会福祉法の趣旨にのっとり、市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、一体のものとして策定しました。

平成11年に策定した第1次活動計画から数えれば24年目の実践となる計画ではありますが、地域福祉の実現に近道はありません。地道な調査活動から始まって地域住民のニーズを把握し、その結果を住民の皆さんにお知らせしながら問題提起を行う。そして住民参加による活動の在り方を模索する。社会福祉協議会の王道として取り組んできたこの積み重ねが地域の土台を強固なものにしていきます。今後も、住民一人ひとりの困りごとに目を向け、新たな課題解決への取組を進めていけるよう、これまで住民の皆さんと共に考え、積み重ねてきた活動経験を基に、地域福祉活動をさらに深化させていきたいと考えております。

そのために、第5次活動計画では新たな取組として、CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の配置を目指すこととしました。このCSWの配置で、従来からの“地域支援”に“個別支援”が加わり、社会福祉協議会として、さらに厚みの増した地域福祉の実践につながると確信しております。

本計画の策定にご尽力をいただいた地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会の委員の皆さんをはじめ、各地区社会福祉協議会やアンケート調査にご協力をいただいた多くの皆さんに改めて感謝とお礼を申し上げます。

“2025年問題”に直面することになる次期4年間は、住民の皆さんに一番近いところで、大変に重要な役回りを演ずることになるだろうと思います。今後も引き続き、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまち藤枝の実現に向け、各関係機関、また住民の皆さんと一緒にになって取り組んでまいる所存です。

なお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 会長 水野 明



第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を終えて

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする、第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されました。

2020、21年と新型コロナウイルス感染症が拡大し、マスクをしながらも大勢での集まりや近距離での会話等が禁止されました。地区社協の懇談会や会議、研修会もほとんど対面で実施できず、リモートというパソコンの動画による方法がとられました。形としてのコミュニケーションはとれますが、人の表情や雰囲気はなかなか伝わってきません。普段はあまり気にしていなかったことですが、お互いの顔を突き合せるコミュニケーションがいかに大切なことかを再認識させられました。この状況の中でどのようなところに影響が出たかをきちんと記録しておく必要があると思います。



さて今回の計画では、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」と「地域カルテ」という資料が加わりました。

成年後見制度利用促進基本計画は私たちがどのような状態になっても地域の一住民として様々な活動に参加する機会が確保されるようにという、社会福祉法第4条を具現化したもの一つといえるでしょう。

地域カルテは、地区社協の特色、現状、地域課題などが示されています。いずれこの部分が膨らみ、誰でもが一目でわかる共通のテキストになっていくことと思います。

私たちの生活が、昨日よりも今日、今日よりも明日がさらによくなるように考え、実行していくことがまさに“福祉”です。

結びに、大変な状況の中ご配慮頂いた市ならびに社協の職員の方々に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会会长 山本 伸晴

藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会委員

小池 操（副会長）、芳賀 弘、小池 誠市、高林 純一、平野 浩雅、

河口 紗耶歌、渡邊 貴則、榛葉 省子、澤入 章、（故）内田 聰子、

工藤 道夫、坂下 正俊（敬称略、令和4年3月現在、詳細は資料編参照）

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨と背景	1
(2) 地域福祉とは	2
(3) 藤枝市における地域の範囲と藤枝市社会福祉協議会の関わり	2
(4) 計画の位置づけ及び関連計画等との関係	3
(5) S D G s の17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標	4
(6) 計画の期間	5
(7) 策定体制	6
第2章 地域福祉の現状と課題	7
1 国における近年の福祉関係法制の動向	7
2 第4期静岡県地域福祉支援計画の方向性	10
3 藤枝市の現状と課題	11
(1) 共生意識の醸成と地域活動の活性化	11
(2) 住民の安心と安全な暮らし環境の確保	12
(3) 福祉サービスや支援の充実と利用促進	13
(4) 地域資源の活用と相互連携の推進	14
第3章 計画の基本理念と基本目標	15
1 基本理念	15
2 基本目標	16
3 ～いきいき 藤枝ささえあいプラン～ 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり	18
基本目標2 安心して地域で暮らせるまちづくり	23
基本目標3 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり	33
基本目標4 地域の社会資源を育む仕組みづくり	44
第5章 成年後見制度の利用促進	51
1 趣旨	51
2 成年後見制度について	51
3 施策の体系	55
第6章 全計画の推進にあたって	69
1 計画の推進体制	69
2 目標指標	70
資料編	72
1 統計資料	72
2 アンケート調査	79
3 前計画の検証	100
4 地域カルテ	104
5 策定経過	114
6 用語集	117

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨と背景

我が国では、深刻化する少子高齢化を背景に、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、また住民相互のつながりが薄れることで社会的孤立*を招き、虐待やひきこもり、生活困窮といった問題が増加傾向にあります。これらの問題は1つが発生することで心身の健康や家庭の状況等の他の問題を引き起こすこともあり、複雑に絡み合いながら進行していきます。

このような人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手側」「受け手側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代、分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会*」の実現に向けた体制整備を進めています。

本市においても、平成29年3月に「第4次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、誰もが支え合う地域共生社会の構築を目指して施策を展開してきました。

この度、計画期間の満了を受け、多様化・複雑化する福祉ニーズ等、地域福祉を取り巻く情勢の変化に適切に対応するべく、新たに令和4年度から令和7年度を計画期間とする『第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定し、地域住民と地域・関係団体、行政等が協働*しながら、誰一人取り残すことのない包括的な支援体制の構築に努めることで、地域の誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指します。また、新型コロナウイルス感染症*の蔓延を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えたICT*を活用した新しい働き方や基本的な感染症対策等「新しい生活様式*」に対応した地域福祉を推進します。

加えて、地域福祉計画において権利擁護の推進は重要な施策の一つであり、この権利擁護の推進の中に位置づけられる成年後見制度*の利用を促進していくことが重要です。そのため、本計画においては、「成年後見制度利用促進基本計画」も地域福祉計画と一体的に策定します。



(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、私たちが住んでいる「地域」の中において、誰もが安心して生き生きと暮らし続けることができるよう、「助け合い」「支え合い」「ふれあい」といった考え方のもと、地域における困りごとの解決に取り組み、より暮らしやすい地域社会をつくろうという考え方です。

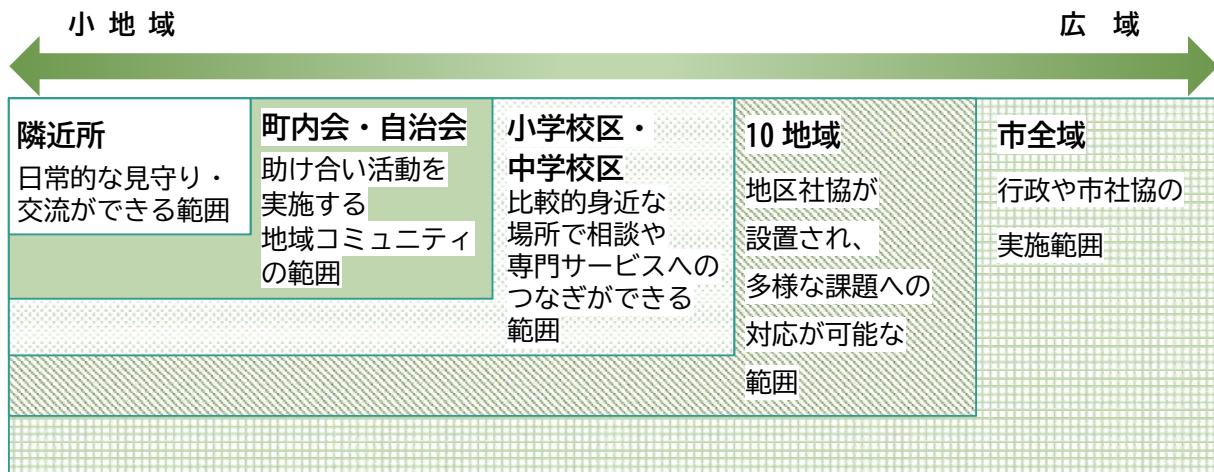
そして、地域福祉の推進は、地域づくりの担い手である住民が主役となり、それを支える関係団体・関係機関や行政と力を合わせ、支え合う地域づくりに向けた取組を継続していくことであると言えます。

(3) 藤枝市における地域の範囲と藤枝市社会福祉協議会*の関わり

本市の地域区分には、地区社会福祉協議会（地区社協）*が設置されている10の地域のほか、小学校校区や中学校校区、町内会や自治会等多様な捉え方があります。藤枝市社会福祉協議会（市社協）では、地域福祉活動の中核を担う団体として、地区社協を中心とした地域密着型取組を通じて、住民と一緒により良い地域づくりを目指して活動を実施しています。

隣近所との付き合いといった最も小さな範囲から市全域に至るまで、地域を重層的に捉え、必要に応じて課題の共有や連携した取組を推進する等、地区社協、市社協及び行政が三位一体で施策を展開することで、より効果的な活動に努めます。

◆地域の範囲の捉え方◆



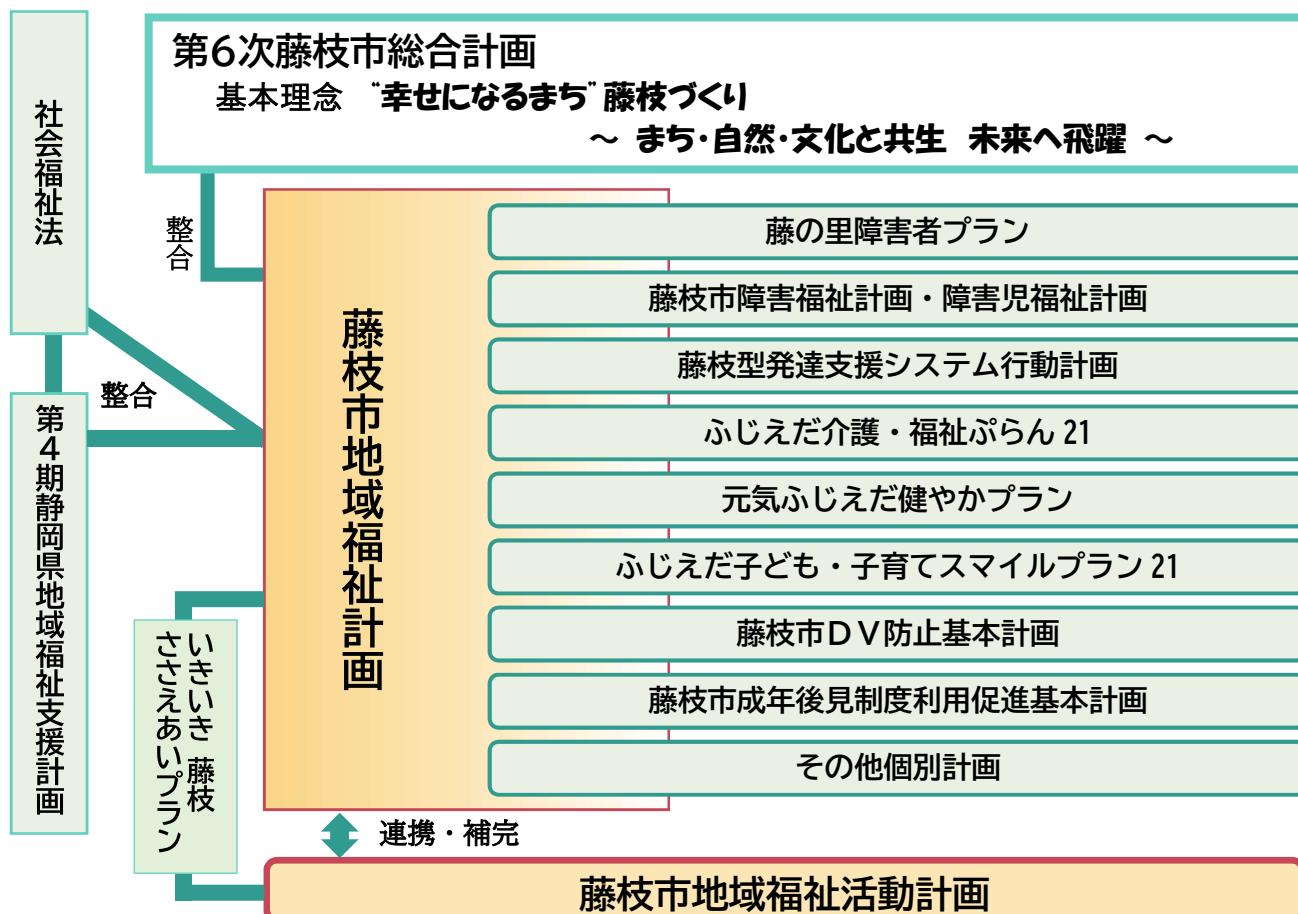
(4) 計画の位置づけ及び関連計画等との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市が策定する行政計画です。また、地域福祉活動計画は、住民及び福祉関係団体等が地域社会における福祉のニーズの把握や課題の解決に主体的に取り組むために、市社協が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進のためには、行政と市社協、地域住民や関係団体等の多様な主体が共通の理念のもとで目指すべき方向性を明確にして活動に取り組む必要があります。前計画から引き続き、行政計画である地域福祉計画と市社協が管理する地域福祉活動計画を一体的に策定することで、計画の推進においても連携を図り、相互に評価・検証を行うことで実効性のある取組を推進します。

また、新たに策定する「成年後見制度利用促進基本計画」については、その施策や取組の方向性が障害者、認知症高齢者の権利擁護を中心に、現在は支援を必要としない方に対する制度の周知啓発、障害や認知症に関する正しい理解の促進等、多岐にわたるため、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一緒に策定することで福祉分野の垣根を超えて推進することを目的としています。

本計画は「第6次藤枝市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉や子ども・子育て等の取組をまとめた「藤の里障害者プラン」、「藤枝市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「藤枝型発達支援システム*行動計画」、「ふじえだ介護・福祉ぷらん21」、「元気ふじえだ健やかプラン」、「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21」、「藤枝市DV*防止基本計画」等の福祉分野の個別計画を横断的に推進する役割を担うとともに、これら福祉の各分野に共通する事項について定めています。



(5) SDGs*の17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標

本市では、SDGsの実現に向けて地方自治体として取り組むべき目標を、本市独自のローカルSDGsとして掲げており、SDGsの17のゴールに貢献する本市独自の目標を設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指しています。本計画に掲げている施策・事業についても、SDGsの17のゴールと対応させて推進し、広く発信します。

◆SDGsとは？

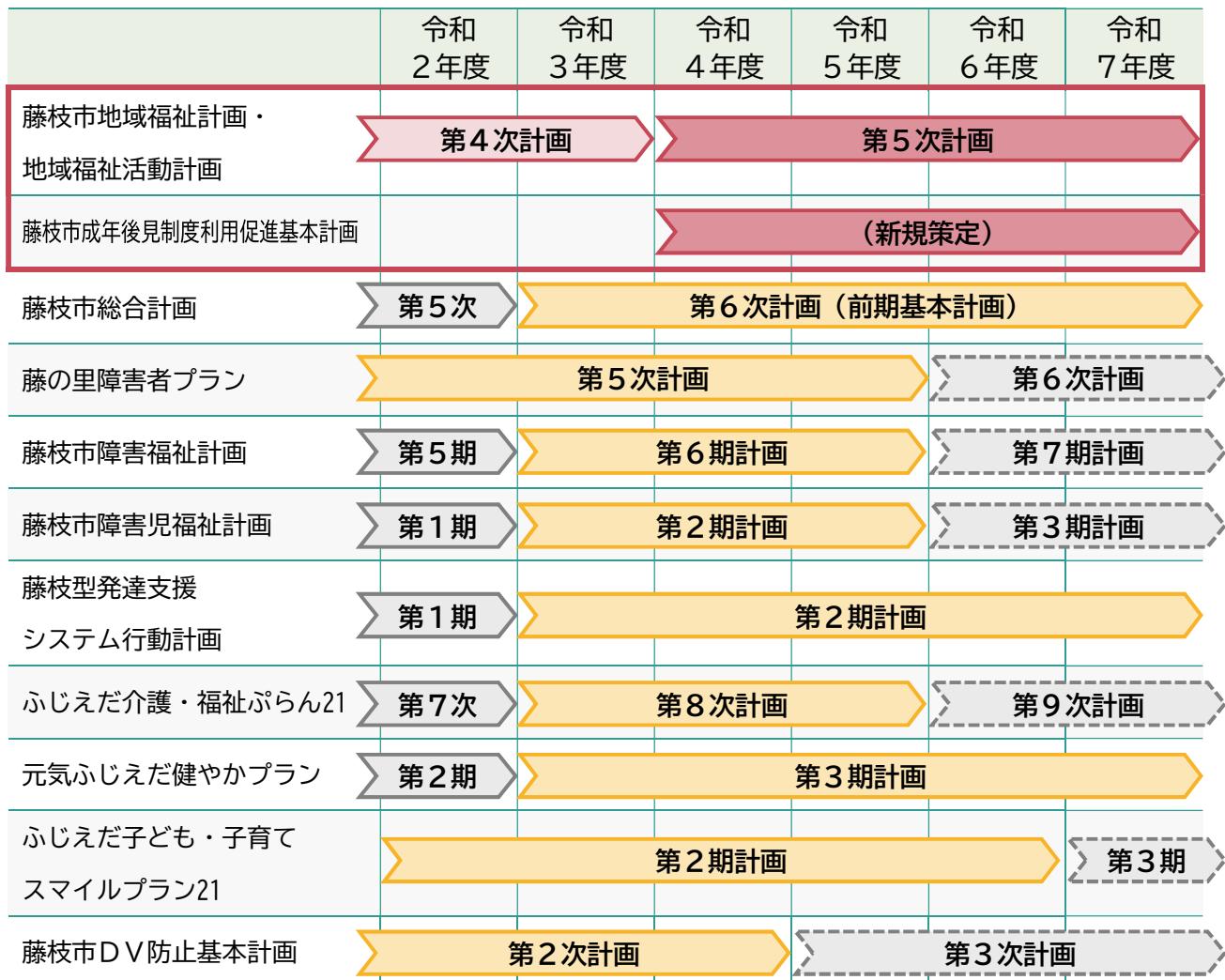
持続可能な世界の発展を実現するため国連サミットで採択された、2030年までに達成すべき国際目標です。17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、貧困の撲滅やジェンダーの平等等、「誰一人取り残さない」社会を目標に掲げています。

本計画の基本的な方針に関わるローカルSDGsのゴールは、以下の9項目です。



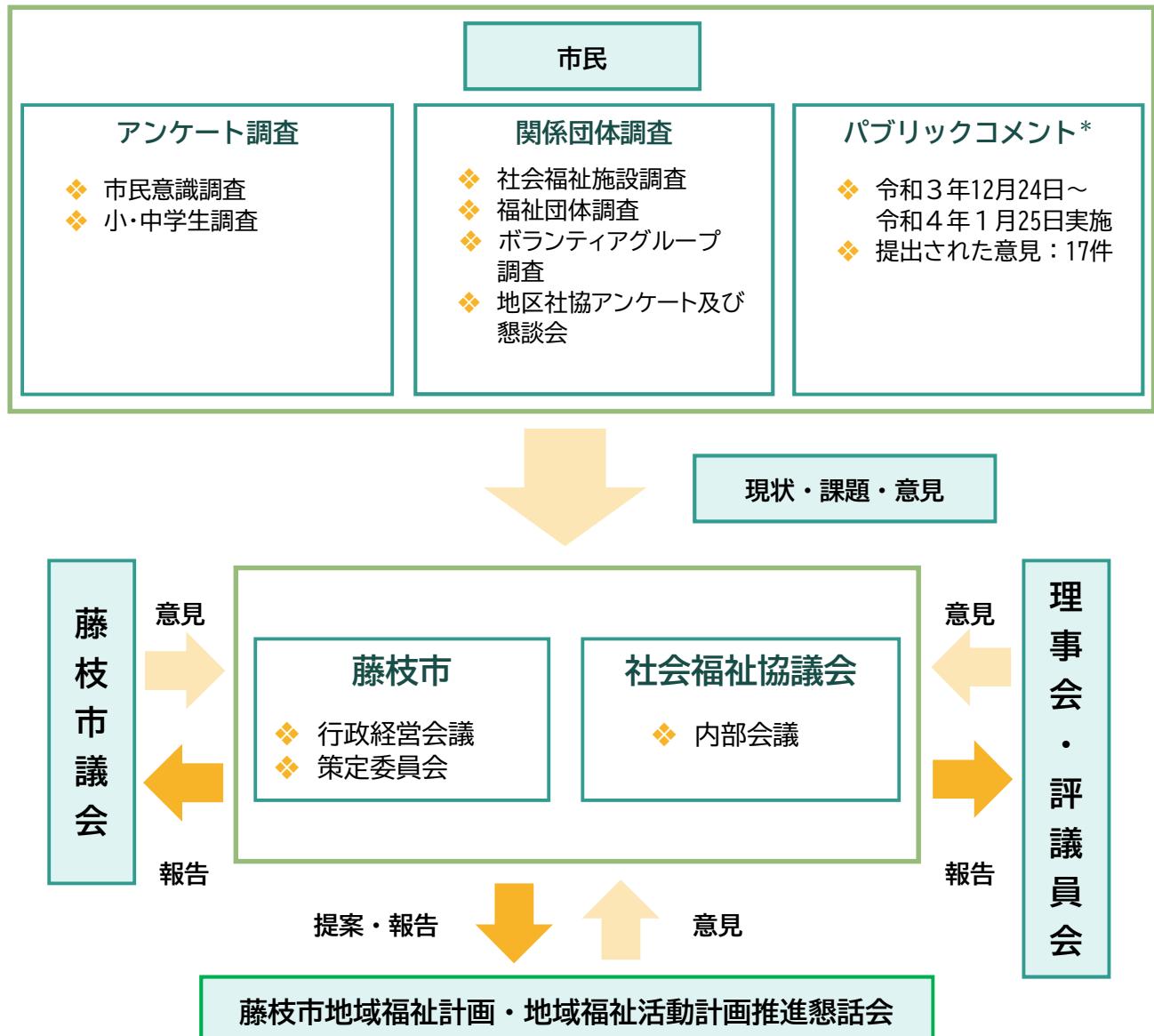
(6) 計画の期間

計画期間は、本市の最上位計画である藤枝市総合計画前期基本計画の終期に合わせて令和4年度から令和7年度までの4年間とし、令和7年度に計画全体の評価と見直しを行います。また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化等の計画の見直しが必要と思われる場合には、計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。



(7) 策定体制

本計画は、市や市社協での検討や各地区社協の懇談会での検討結果をもとに「藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会」の意見を踏まえながら、計画策定を行いました。策定に向けては、市民、小・中学生、社会福祉施設*、福祉団体、ボランティア*グループ、地区社協に対するアンケート調査や懇談会等の市民参画の過程を経て策定しました。



第2章 地域福祉の現状と課題

1 国における近年の福祉関係法制の動向

地域共生社会の実現

平成28年に国が設置した「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」により、「地域共生社会」の実現に向けての概要が決定されました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、「地域課題の解決能力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を行うことで、地域共生社会の実現を図っていくことを示しています。

平成30年の社会福祉法の改正においては、地域住民の抱える様々な生活課題を把握し、その解決に向けた包括的な支援体制を構築することで地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を掲げ、また、令和2年の社会福祉法の改正においては、ひきこもりや孤立死、ヤングケアラー*等「制度の狭間」の問題*や複数の分野にまたがる複合的課題等に対し包括的に対応するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的な伴走支援、多機関協働による支援を行う重層的支援体制の整備が求められています。

障害者福祉

障害者の自立した生活と社会参加の促進を目指し、地域生活への移行を促進する一方で障害に対する正しい理解が広まっているとは言えない状況であり、雇用をはじめとした差別的取扱いの禁止等、権利擁護に関する課題は多く残されています。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、「国・県・市町村や事業者が、障害のある人に対して、不当な差別的取扱いの禁止と社会的障壁を除去するための合理的な配慮を行うこと」と定められており、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されたことにより、社会参加の中でも特に、文化芸術における創作や鑑賞の機会を拡充できるよう環境を整備することが求められる等、様々な角度から差別への対策と格差の是正が求められています。



介護保険・高齢者福祉

団塊の世代の全員が後期高齢者の年齢に達する「2025年問題*」や、その先に待つ現役世代1.5人で高齢者1人を支えることになる「2040年問題*」等、現役世代の急減により働き手や福祉活動の担い手不足が懸念される情勢において、若者はもちろんのこと、外国人や元気な高齢者等に求められる役割はこれまでより一層重要なものとなっています。

このような近年の状況を踏まえて、社会保障審議会介護保険部会（令和元（2019）年12月27日）では、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステム*の推進」「介護現場の革新」の3つの方針と、それを推進するために重要な取組として、「保険者機能の強化」「データ利活用のためのＩＣＴ基盤整備」「制度の持続可能性の確保のための見直しを不断に実施」の3点を提示しています。

児童福祉・子育て支援

ライフスタイルの多様化・複雑化に伴って子育て世帯の負担増加、保育に関するニーズの多様化、待機児童の発生等、様々な課題が浮き彫りとなり、早急な対応と改善が求められてきました。

平成27年度4月には支援の量を拡充、支援の質を向上することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まり、平成30年3月には、待機児童の解消を目標に掲げる「子育て安心プラン」の内容を反映した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の改正や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を推進するために「新・放課後子ども総合プラン」の策定が行われる等、様々な法改正等が実施されました。令和元年10月には認可・認可外にかかわらず幼児教育・保育の無償化が実施される等、制度の大幅な見直しも行われています。令和2年度には、平成27年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」が全国的に改訂され、「第2期子ども・子育て支援事業計画」がスタートしています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行により、自治体においては「子どもの貧困対策計画」の策定も行われています。

生活困窮者支援

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を背景に、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前段階で対策を行うべく、自立支援策を強化し生活困窮者の生活を重層的に支える仕組みを構築することが求められました。

家計の立て直しに関するアドバイスや就労に向けた訓練、就労機会の提供、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等、相談支援を通じて課題の解決と生活環境の改善を図ることが求められています。

保健・健康づくり

誰もがより長く、元気に活躍できる社会の実現に向けた取組として、健康寿命の延伸は国が最も重視する政策課題のひとつであり、2019年に国がまとめた「健康寿命延伸プラン」では、2040年までに男女ともに健康寿命を3年以上延伸（2016年比）し、75歳以上とすることを目標としています。この目標の達成に向けては、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」等の新たな手法を積極的に活用しつつ、①次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣の形成、②疾病予防・重症化予防、③介護予防、フレイル*対策、認知症予防の3分野を中心に取組を推進することが求められています。



防災・災害時対策

近年は、大規模な地震や土砂災害、台風による被害等、深刻な被害を及ぼす災害が頻発しており、その被害者は高齢者や障害者等の要配慮者であることが多く、日頃からの備えや緊急時の体制について整備を進める必要があります。平成29年には、福祉施設等における利用者の逃げ遅れを防ぐため、災害が想定される区域内の施設等の管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられ、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

また、ICTの活用についても研究が進んでおり、緊急時の情報発信や情報収集、効果的な災害支援等にICTを活用した支援が求められています。



▲ アプリ「藤枝市防災」

2 第4期静岡県地域福祉支援計画の方向性

静岡県は令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「第4期静岡県地域福祉支援計画」を策定しました。近年の雇用形態やライフスタイルの多様化、地域における世帯の単身化・高齢化を踏まえ、複数の分野にわたる生活課題や、孤立死、ヤングケアラー、虐待、子どもの貧困、生活困窮、ひきこもり、ニート等の何らかの困難を抱えている「制度の狭間」の問題の解決に向けて市町における包括的支援体制の構築を支援することを目的としています。計画では、静岡県の地域福祉を取り巻く現状と課題から、以下3点の取組の方向性を挙げています。



お互いの個性や多様性を尊重し、思いやりや福祉のこころを育む

少子高齢化の進行や家族構成の変化による世帯の単独化や核家族化の進行に加え、家庭環境や就労環境等ライフスタイルの多様化により、地域との関わりが減少し、地域のつながりの希薄化は一層進んでいくことが懸念されています。

このような関係の希薄化や地域活力の低下を防ぎ、従来の地縁・血縁・社縁といった「互助」の関係性が十分に機能するよう、お互いを思いやり、支え合う福祉のこころを育み、一人ひとりの住民が役割や生きがいを持って地域を創る地域共生社会が求められます。



人と人、人と社会とのつながりを再構築し、地域力の強化を図る

深刻化する少子高齢社会において、今後は人口減少が本格化し、産業・交通・福祉等のあらゆる分野の担い手が不足し、地域社会における機能や活力の低下を招くことが懸念されています。

人と人、人と社会とのつながりを再構築し、一人ひとりが積極的に地域活動に参加できる環境の構築に向けて、住民だけではなく、自治会・町内会、市社協、事業者、行政等の多様な主体が連携し地域づくりの役割を担うよう、「地域共生」の理解促進と意識醸成を図ることが重要です。



必要な支援やサービスを包括的に提供する体制等を整備する

個人や世帯、地域を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、家族関係、生活困窮等の複数の分野にまたがる「複合化」と、雇用形態やライフスタイルの変化に伴う「多様化」が進行しています。更にひきこもりや孤立死、近隣住民とのトラブル等「制度の狭間」の問題が増加し、従来の分野別・属性別の枠組みでの支援では課題解決が困難なケースが増加しています。

このような生活課題の解決に向けて必要な支援が包括的に提供されるよう、多機関協働による包括的な相談支援や社会参加の支援、地域づくりに向けた支援等、市町の包括的支援体制の構築が求められています。

3 藤枝市の現状と課題

(1) 共生意識の醸成と地域活動の活性化



地域の活動に参加しやすい環境の充実が必要

少子高齢化の進行とライフスタイルの多様化により、地域のつながりや近隣住民との付き合いは全国的に減少しており、本市においても同様の傾向にあります。

市民意識調査では、あいさつをする程度の付き合いが全体の半数程度を占め、地域活動の参加状況においても「参加していない」が前回調査から7.2ポイント上昇して23.8%となっており、住民同士のつながりの希薄化がうかがえます。特にマンションや新興住宅地の増加により新しい世帯の転入が多い地域で顕著になっていることが地域カルテからも読みとれます。

また、地域活動の参加状況を年代別にみると、社会に出て働き始めたのをきっかけに社会参加や地域への関心が低くなり、高齢期においては余暇の一環として地域活動に積極的に参加する人と、心身の状況から外出が困難になり地域とのつながりが途絶えてしまう人で二極化する傾向があります。

統計資料をみると、要介護認定者や障害のある人等が増加傾向にあり、今後も増えることが見込まれているため、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが気軽に地域活動へ参加することのできる環境が必要です。

誰もが生涯にわたって地域活動に積極的に参加できるよう、社会参加の促進と機会の拡充に向けた取組が求められます。



住民同士が互いを信頼できる、「我が事・丸ごと」の互助意識の醸成が必要

地域活動の活性化には、誰もが地域や近隣の住民の問題を「我が事」として認識し、問題の解決に努めることが求められています。家庭の事情や問題を地域で共有するのは難しいことですが、行政の取組だけでは個々の状況に応じた適切な支援には限界があり、互助意識の醸成は必要不可欠です。

統計資料をみると、本市では特に高齢者の一人暮らし世帯が増加しており、社会的孤立や様々な福祉ニーズが生じてくることが予測され、地域における支え合いが必要となると考えられます。

一人ひとりの生活上の困難さや生きづらさ、その背景にある地域課題を住民が我が事として捉え、支援の手を差し伸べるだけでなく、他人事になりがちな地域づくりに主体的に参画し、誰にとっても居場所と役割等がある地域共生社会の実現が求められていると言えます。

(2) 住民の安心と安全な暮らし環境の確保



緊急時の迅速な対応や連携に向けた防災対策の推進が必要

近年は気候変動の影響もあり、大規模な地震や豪雨等による土砂災害、台風による被害等従来では想定されなかった規模の自然災害が多発しています。

地域のつながりが希薄になりつつある現代においても、災害時等、行政や専門機関からの支援が行き届かない状況下においては、近隣住民同士の助け合いや声かけが重要であることを認識している住民は少なくありません。前回計画の数値目標の達成率において、防災訓練の参加率は目標を大きく上回っており、この点においても住民の防災意識の高まりがうかがえます。

市民意識調査では、災害時にできることとして、10代では「救助の手伝い」や「災害ごみの片づけ」、20代、30代では「けが人・病人の付き添い・介護、応急手当」が3割弱等、各世代で傾向が異なるため、それぞれの特性を生かすことができるよう、緊急時の体制や役割分担を検討する必要があります。

また、災害に対する意識も地区ごとに違いがみられるため、地区の実情に応じた災害対策を検討することが必要です。



住民、ボランティア、関係機関による多角的な見守り体制が必要

昨今、子どもたちの命を脅かす凶悪犯罪が多発しています。また、一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えている中、高齢者を狙う悪質犯罪も大きな問題となっています。前回計画の数値目標の達成率において、虐待やDVに係る家庭児童相談件数の年間相談件数は微減傾向にあったものの令和2年度では増加しており、窓口の認知率が高まったと考えられる一方で、事案自体が増加しているとも考えられます。

また、ボランティアグループへの調査においても、活動を通じて生活困窮者や虐待の可能性のある児童と接するのは全体の約3%、ひきこもり・閉じこもりは約7%と非常に低い水準にあり、深刻な課題を抱え、支援を必要とする人の様子が見えない現状がうかがえます。

地域カルテをみると、瀬戸谷地区をはじめとする高齢者が多い地域では、高齢者同士が支え合うことで、生活が成り立っている地域があります。また、住民同士のつながりが低下している地域では、見守り体制の構築が難しい傾向があるため、重層的な見守り体制の構築の前提として地域のつながりを活性化していく取組が必要となります。

今後は、多様な活動主体や様々な専門機関が地域活動を通じて住民、ボランティア団体と連携・協働しながら、住民の見守りと必要な支援につなげる多角的なネットワークを構築・拡充する必要があります。

(3) 福祉サービスや支援の充実と利用促進



「制度の狭間」にも対応した包括的な相談支援体制の構築が必要

本市の現状をみると、市民意識調査では、相談に行くときにどの窓口に行くべきか迷った経験のある人は全体の1割未満と少なく、現在の体制でも相談を受け止められていることがうかがえます。一方で迷った経験のある人の相談内容は、生活困窮やひきこもり、8050問題に関する事等であり、複数の分野に関係するために適切な相談窓口がわからない人や、あるいは、現状では対応できる制度がない「制度の狭間」の問題を抱えている人が、分野ごとの体制では見落とされている可能性があります。今後は「制度の狭間」の問題を抱える人を相談につなげていける体制を整備していく必要があります。

統計資料をみると、生活保護世帯は年々増加傾向にあり、令和2年度には454世帯となりました。また、家庭児童相談も増減を繰り返しており、必要な人に必要な支援が行き届くよう、相談支援を中心としたニーズの把握と支援につなげる体制が必須となります。

高齢者の分野では、「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきましたが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者支援、子育て支援にも普遍化するとともに、分野や属性にとらわれず、地域生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供される仕組みの構築を図る必要があります。



ニーズに寄り添った福祉サービスの充実・周知啓発が必要

核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、子育てや介護等の福祉サービスに対するニーズはますます複雑化し、増大することが見込まれます。福祉ニーズに寄り添い支援するために、福祉サービスの更なる充実を図るとともに、サービスの適切な利用の推進を図ることが必要です。

前回計画の数値目標の達成率において、安心すこやかセンター*の相談件数が増加する等、高齢者福祉における支援は普及している一方で、地域子育て支援拠点*の利用者数が減少していることがわかります。住民の福祉ニーズを継続的に把握し、市・市社協が提供できる支援やサービスを適切に案内する必要があります。

令和2年には保育所園児数が幼稚園園児数を超える等、共働き世帯の増加をはじめとするライフスタイルの多様化や価値観の変化が様々な形で表れています。

地域カルテをみると、地域によって課題が異なっていることがわかります。地区ごとのニーズを把握するとともに、地域内の必要とするサービスの違いにも着目していく必要があると言えます。

サービスの利用促進には、福祉活動に関わる関係機関や自治会等の役員等とのつながりが有効です。市民意識調査結果においては、地域活動への参加の有無と、福祉関係者の認知度に部分的な関連がみられます。地域活動に関わる関係機関や自治会等の役員等との連携のもと、福祉サービスの更なる周知啓発を図っていく必要があります。

(4) 地域資源の活用と相互連携の推進



人口減少と少子高齢化に合わせた人材の確保が必要

団塊の世代の全員が後期高齢者の年齢に達する「2025年問題」や、その先に待つ現役世代1.5人で高齢者1人を支えることになる「2040年問題」等、今後も深刻化する少子高齢社会では、働き手の確保と同様に福祉の担い手を確保することも重要な課題となります。本市においても、令和7年には高齢化率が31.9%になると予想されており、多様な働き方や支援のあり方を検討し、人材の確保に努めることが必要不可欠です。

前回計画の数値目標の達成率においても、人材バンク登録者数、福祉ボランティアの登録者数・団体数は、平成28年度は概ね目標値を達成しており、令和元年度までは目標値に達していないものの9割以上達成している一方で、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標値に対して人材バンク登録者数が約6割、福祉ボランティアの登録者数と福祉ボランティアの登録団体数は約8割の達成率となっており、ボランティア活動に参加している市民の割合も平成28年に比べて令和2年度は減少しています。

市民意識調査をみると、今後参加したいボランティア活動の内容について、10代は「自然環境の保護」、20代は「スポーツ・文化」、30~40代は「子育て支援や子どもに関する活動」、50代以降では「高齢者の支援」が他の年代よりも高くなっています。それぞれの興味・関心やスキルに応じた社会活動への参画を促すことで、地域資源の活用につなげる必要があります。

また、地域の実情をみると自治会等の防災の現場における女性の参画は非常に少なく、避難所運営やこころのケアにおいて女性の視点が不足している等、深刻な課題も残されています。

地域カルテをみると、生涯にわたって仕事をしている人が多い地区では自治会等の役員やボランティアのなり手が不足する傾向があります。

様々な機会を通じて、地域における担い手を確保・育成していくとともに、ボランティアをはじめとする地域福祉を担う多様な主体を支援していく必要があります。



関係機関・活動団体の高齢化への対策と連携強化が必要

全国的な高齢化の影響は、福祉の担い手においても深刻な状況となっています。アンケート調査では、ボランティア活動に参加する住民だけでなく、福祉団体や施設等においても、構成員の高齢化や後継者の確保・育成が困難であること等を挙げています。

本市では多くの関係機関、団体、ボランティアが活動していますが、その数の多さや活動の固有性のために他のグループや団体等との連携は少ない傾向にあり、それを課題として認識している関係者も少数となっています。

また、地域カルテをみると、地域ごとに住民主体のサービスの実施状況や近隣の互助意識に差があり、地域ごとの特性に応じた支援を展開していくことが必要です。

今後は市や市社協が中心となって、地域における支え合いのネットワークを広げるとともに、大小様々な団体から寄せられた相談に応じて関係機関や他の団体との連携を促すコーディネーターとしての機能を確保することが求められます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

みんなで「つながり」地域で「支え合う」まちづくり

～ 幸せになるまち藤枝～

本市においてはこれまで、「地域でつなぐ福祉の“わ” みんなが主役の元気なまち藤枝」を基本理念とし、地域福祉に関する各種施策を展開してきました。近年はこれまで以上にライフスタイルの多様化や価値観の変化等、社会構造や情勢が目まぐるしく変化しています。更に、支援が必要な人が増加する一方で、それを支える生産年齢人口の減少も問題となっています。こういった中で、誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」を実現していく必要があります。

地域福祉においては住民が主体となってまちづくりに参画することが求められていますが、その目的は住民一人ひとりが自分の考える「幸せ」を実現するためには必要な環境や機会、支援体制を充実することにあります。本計画の推進においては住民同士のつながりや支え合いを通じて一人ひとりが自分や周りの人々の「幸せ」を考える地域像を目標に、また市の総合計画の考え方を踏まえて、基本理念を以上の通り定めます。

2 基本目標

基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり

地域における交流やつながりを深めることは、地域における助け合い意識の醸成につながり、地域共生社会を支える重要な要素となります。学校との連携や地域におけるセミナーの開催、地域福祉に関する情報発信を充実することで、地域共生社会に関する意識を醸成するとともに、世代間交流をはじめとする交流機会の提供、地区社協への支援等を通じて、地域におけるふれあいの機会を充実させていきます。

基本目標2 安心して地域で暮らせるまちづくり

年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域で自分らしい暮らしを実現することは、地域福祉の根幹となります。地域における見守り活動や地域課題の早期発見・早期解決が可能な地域づくりを進めるとともに、緊急時や発災時に安心して過ごすための防犯・防災対策や、年齢や性別、身体の状況にかかわらず快適に暮らすための環境整備を進めます。また、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを進めるために、市民の権利が守られるまちづくりを推進します。

基本目標3 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

複合化・複雑化した課題や現状の支援体制では見逃されてしまう課題に対応するために、高齢、障害、子育て、生活困窮等、これまで強化してきた各機関の機能を最大限に活かしながら、あらゆる相談を受け止め、課題解決に向けた支援を関係機関が協働して行う、包括的支援体制を構築していきます。

また、市民ニーズに沿ったきめ細かな福祉サービスを充実させるとともに、必要な人に必要なサービスが提供されるよう情報発信体制を強化していきます。更に、地域の誰もがそれぞれの能力を発揮し、まちづくりに参画できる環境を充実させます。

基本目標4 地域の社会資源を育む仕組みづくり

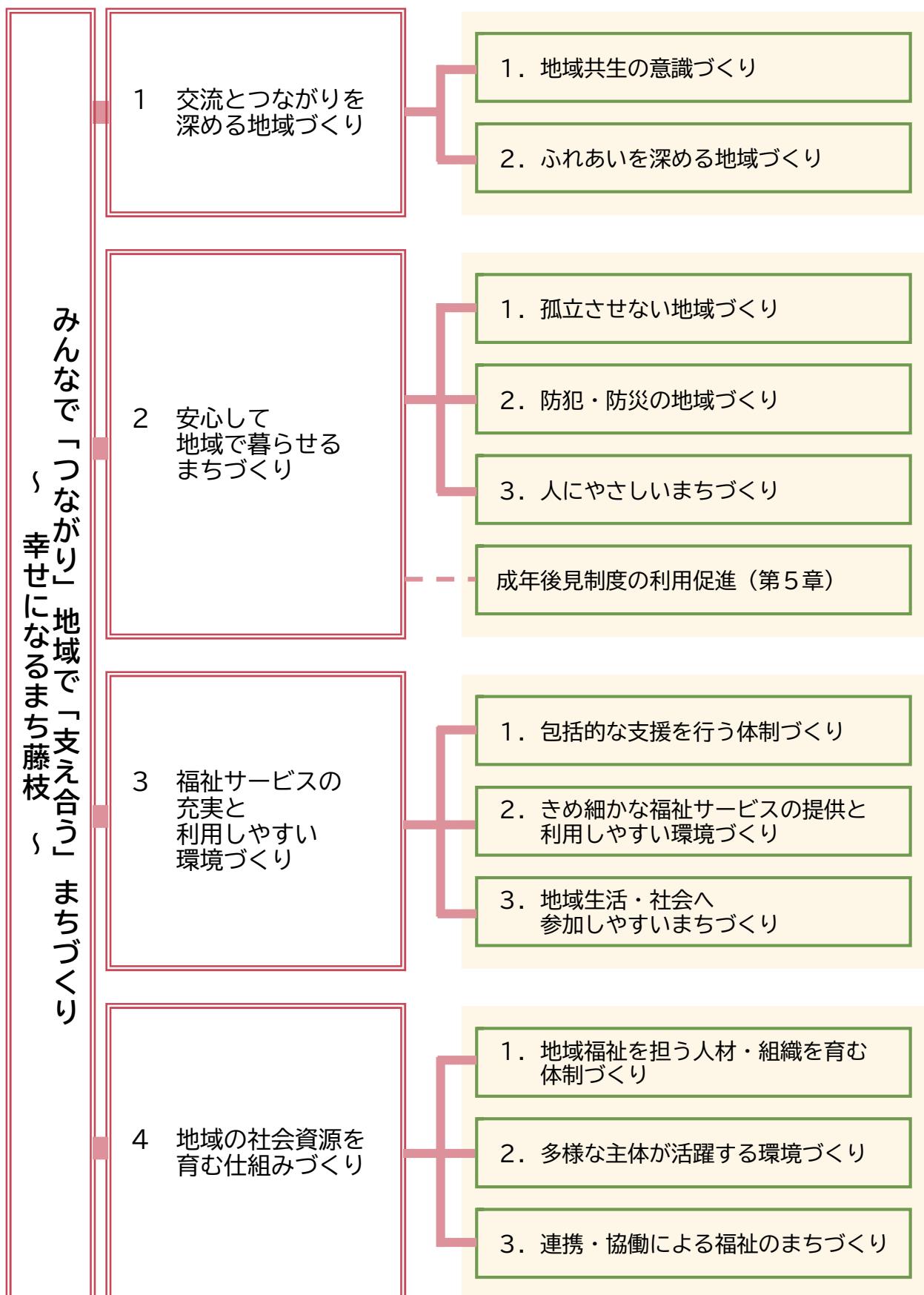
地域福祉に参画する多様な主体を育成し、活躍できる仕組みを構築することは、地域における地域福祉活動を活性化させ、互いに支え合うまちづくりにつながります。地域福祉を担う人材やボランティア等の組織の育成や支援、新たな担い手を育むための施策を展開していきます。また、地域づくりに多様な主体が参画しやすい環境を整備するとともに、地域における多様な主体が連携し、活躍できる体制を充実させます。更に、近隣市町や県等と広域的な連携を推進していきます。

3 ~いきいき 藤枝さえあいプラン~ 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



第4章 施策の展開

基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり

地域共生の意識づくり

1 - 1

「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合うことができる地域となることが、地域共生社会を実現するために必要不可欠です。そのためには、地域福祉に関する意識を住民が持ち、共につながる支え合いの意識にあふれた環境を構築していきます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 福祉や地域活動に関する情報を積極的に入手し、地域共生社会に関する理解を深めましょう。
- ❖ 市や市社協が実施する地域福祉に関するセミナーやイベントに参加しましょう。
- ❖ 住民一人ひとりが福祉の意識を持ち、地域の支え合いを積極的に行いましょう。

市の取組

(1) 学校における福祉教育の推進

- ❖ 将来の地域福祉の担い手となる子どもたちが、福祉やボランティアを身近に感じられるよう、市内小中学校の児童や生徒に福祉教育を行います。
- ❖ 各学校の状況に応じて、子どもたち相互の人間関係を豊かにするための学習の場の設定や実践活動を行う「ふじえだ型ピア・サポート」を推進します。

- 主な事業 ◇ 総合的な学習の時間における福祉教育の推進
◇ 「ふじえだ型ピア・サポート」の推進

(2) 交流と情報共有の推進

- ❖ 学校や講座を通じての福祉教育のほか、豊かな人格を育む家庭教育の推進、人権や権利擁護の啓発により、互いを尊重し共に生きる社会を実現します。
- ❖ 発達障害児（者）、及び発達に課題がある人についての基本的な知識を学び、地域における理解を深めるため、世界自閉症啓発デーの啓発を兼ねて、自閉症協会志太榛原支部と共に市民セミナーを開催します。

- 主な事業 ◇ 人権教育・啓発推進事業 ◇ 子ども未来応援事業
◇ 健康福祉大会の開催 ◇ 共生社会普及啓発事業
◇ 発達障害理解啓発事業

(3) 福祉関係行事等の情報の効果的な発信

- ❖ 行事の開催に合わせて広報紙、市のホームページやSNS等、様々な媒体を通じて地域の福祉活動に関する情報を発信します。

- 主な事業 ◇ 地域の活動や支援に関する広報・周知
◇ ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた情報発信

社会福祉協議会の取組

(1) 住民主体の地域福祉推進に向けた福祉教育

- ❖ 住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、課題解決に向けて参加できるような主体形成を図るため、学校や地域、社会人等あらゆる場面で世代を問わず福祉教育を推進します。
- ❖ 福祉教育を通じて、地域福祉への関心を高めるとともに、多様性を認め合うことで、誰もが社会参加できる地域づくりを進めます。

- 主な事業 ◇ 福祉教育実践校事業 ◇ 中高生福祉体験講座
◇ 大人のための福祉講座 ◇ 障害者サポートー養成講座

(2) 住民参加による生活支援

- ❖ 地域で支援を必要とする人を対象にゴミ出し等の日常生活の困りごとへの対応や話し相手等、住民が主体となって行う住民参加型の事業を展開します。

- 主な事業 ◇ 生活サポートサービス「キー坊大縁隊」

(3) 地域福祉活動に関する情報発信

- ❖ 広報紙やホームページ、SNS、マスメディア等の様々な媒体や、健康福祉大会等のイベントを活用して、福祉に関心のない人にも目を向けてもらえるような効果的な情報発信を行います。

- 主な事業 ◇ 広報・啓発事業 ◇ 健康福祉大会の開催

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
地域活動に参加したことがある市民の割合	76%	90%
住民相互の協力関係が必要だと思う市民の割合	69%	85%
市ホームページ閲覧ページ数	417.6万件	488.5万件

ふれあいを深める地域づくり

1 – 2

地域住民のつながりや交流を生み出す等、重要な役割を果たす「地域活動」においては、多くの世代の人が気軽に参加し、ふれあうことのできる拠点が必要となるため、住民同士の交流やつながりを深める場や拠点づくりを支援します。また、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」に対応した事業を展開していきます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 大人が率先して子どもの手本となるようにあいさつを行い、地域行事・地域活動へ積極的に参加しましょう。
- ❖ 地域の民生委員・児童委員*を把握し、困りごとがあった際は、相談するようにしましょう。
- ❖ 地域で行事を行う際は様々な人が参加できるよう、開催場所や行事の内容に配慮しましょう。
- ❖ 地区社協の情報を積極的に入手し、活動に参加しましょう。

市の取組

(1) ふれあいの場づくりの支援

- ❖ 市社協と連携し、年齢や障害の有無等の垣根なく誰もがいつでも自由に利用できる「居場所」について情報提供等を行い、設置・運営を支援します。
- 主な事業 ◇ 子ども食堂の支援 ◇ ふれあいサロン*活動支援事業
◇ さわやかクラブの活動支援

(2) 世代間交流の促進

- ❖ ふれあいまつり等のイベントや各種事業を通して地域の賑わいを創出するとともに、性別や年齢にかかわらずより多くの住民の参加を図り、地域の世代間交流を促進します。
- 主な事業 ◇ 地区交流センター*事業 ◇ コミュニティ・スクール*の推進
◇ 学校サポートーズクラブ*事業

(3) あいさつ運動の推進

- ❖ 学校や自治会、町内会等と連携を図りながら、あいさつ運動を推進します。
- 主な事業 ◇ 青少年活動推進事業

(4) 地域コミュニティ*活動の推進

- ❖ 町内会への加入を促進し、地区交流センターを拠点とした地域コミュニティ活動の活性化を図ります。また、「市民活躍まちづくり事業補助制度」の活用等地域の自主的な活動の支援や、市民活動*団体等との連携を推進します。

主な事業 ◇ 協働で元気なまちづくり事業 ◇ 市民活躍まちづくり事業補助制度

(5) 民生委員・児童委員の活動支援

- ❖ 地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員の活動の充実とスキルアップ、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

主な事業 ◇ 民生委員・児童委員協議会事業

社会福祉協議会の取組

(1) ふれあいの場・居場所づくりの推進

- ❖ 地域での孤立を防ぎ、困ったときに助け合うことができる地域づくりを進めるため、人と人とのつながりを育む居場所づくりを推進します。
- ❖ 支援者を対象とした連絡会や講座を開催し、ふれあいの場の充実を図ります。

主な事業 ◇ ふれあいサロン事業 ◇ ふれあい会食会*事業
◇ おいで*事業 ◇ 子ども食堂の支援
◇ 各種連絡会等の開催 ◇ 夕方以降の居場所事業
◇ ワーク・ライフ・バランス推進事業

(2) 地区社協への支援

- ❖ 地域住民が主体となり、福祉の視点を持った地域づくりを進める地区社協に対して、「地域の福祉力」を高めていくことができるよう、活動の支援を行います。
- ❖ 地区社協が策定している行動目標・行動方針の評価等P D C Aサイクル*に基づく事業の実施と課題解決を支援します。
- ❖ 地区社協ごとに実施される役員会や企画委員会、地域福祉懇談会、各種事業等へ参加し、助言や相談対応を行います。

主な事業 ◇ 地区社協連絡会の開催 ◇ 企画委員会機能の推進
◇ 各種助成金による支援
◇ 行動目標・行動方針に沿った日常的な活動支援
◇ コミュニティソーシャルワーカー*の配置

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
ふれあいサロン参加者数	21,160人	23,000人
学校ソポーターズクラブ活動回数	827回	960回



▲ ふれあいサロン



▲ 学校福祉教育

孤立させない地域づくり

2-1

近年は、高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化によって家庭や地域のあり方は大きく変容し、住民同士のつながりが希薄になっていることから、悩みを抱えていても周囲に相談することができない人が増加し、支援を必要とする人の姿が見えにくくなっているという実情があります。悩みごとや困りごとを抱えている人が社会的に孤立しないように、地域の見守り活動の強化を図るとともに、速やかに相談や支援につなげられる体制づくりを進めます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 地域の民生委員・児童委員に対し積極的に相談をし、地域の活動に関する情報を得るようしましょう。
- ❖ 地域には様々な生活課題を抱えた人が暮らしていることを認識し、近隣の住民の生活状況に気づきの目を向けましょう。
- ❖ 近隣で気になることがあれば、些細なことでも相談窓口に連絡するようしましょう。
- ❖ 住民一人ひとりが地域を見守る担い手である意識を持ちましょう。

市の取組

(1) 見守り体制の充実

- ❖ 「在宅一人暮らし高齢者等配食サービス」や「ふれあい会食会」の運営を支援します。また、地域・職域・学校等におけるキャラバン・メイトの講座開催を支援し、「認知症サポーター*」を養成します。
- ❖ 新聞販売の事業者と連携し、配達員による見守り声かけ活動を実施します。
- ❖ 見守り活動に取り組む自治会・町内会や市民活動団体を支援します。

- 主な事業 ◇ 認知症サポーター養成事業 ◇ 認知症見守りネットワーク事業
◇ ふれあい会食会支援事業
◇ 高齢者見守り声かけサービス事業
◇ 家庭ごみの戸別収集事業
◇ 在宅一人暮らし高齢者等配食サービス事業

(2) 民生委員・児童委員の活動支援（再掲）

- ❖ 民生委員・児童委員に対し、必要かつ適切な情報提供、研修会の開催及び参加支援、地区民生委員・児童委員協議会及び各専門部会の運営・活動支援、他機関との連携支援等を通じて、活動の活性化を図ります。

主な事業 ◇ 民生委員・児童委員協議会事業【再掲】

(3) 相談機会の充実

- ❖ 生活困窮の問題をはじめ、高齢者、障害者、子育て等の様々な生活課題への相談支援体制の更なる充実を図るとともに、「制度の狭間」の問題や複合的な課題に対し、分野ごとの縦割りを超えて、包括的に相談支援を行う体制を構築します。
- ❖ 子育てに不安を感じる保護者や認知症の当事者等、同じ経験や悩みを持つ人々の交流や情報交換の場の充実を図ります。

主な事業 ◇ 民生委員・児童委員協議会事業【再掲】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ◇ 自立相談支援事業 | ◇ 障害者相談支援事業 |
| ◇ 地域包括支援センター運営事業 | ◇ 地域子育て支援拠点事業 |
| ◇ 子育てコンシェルジュ事業 | ◇ 認知症の方の交流事業 |
| ◇ 成年後見支援センター事業（委託） | |

(4) 早期発見・早期対応の推進

- ❖ 在宅の高齢者の安否確認、異常検知のための安否センサー・見守りロボット・緊急対応ペンダント・ガス漏れ警報機・火災警報器等の各種機材の貸与や、「救急医療情報キット（F救隊）」の活用により、早期対応及び適切な支援につなげます。
- ❖ 子どもや障害者、高齢者への虐待防止やDV被害者を守るために対策を講じるとともに、民生委員・児童委員や児童相談所*等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。
- ❖ 障害の早期発見のため、健康診査や就学前相談の充実を図ります。

主な事業 ◇ 在宅生活安心システム推進事業 ◇ 地域支え合い体制づくり事業
◇ 子ども家庭総合支援拠点事業* ◇ 子ども育成支援事業*
◇ 子ども・若者居場所事業 ◇ 発達支援事業
◇ 虐待・DV防止事業 ◇ 健康相談事業
◇ 乳幼児健診事業

社会福祉協議会の取組

(1) ふれあいの場・居場所づくりの推進（再掲）

- ❖ 地域での孤立を防ぎ、困ったときに助け合うことができる地域づくりを進めるため、人と人とのつながりを育む居場所づくりを推進します。
- ❖ 支援者を対象とした連絡会や講座を開催し、ふれあいの場の充実を図ります。

主な事業 ◇ ふれあいサロン事業【再掲】 ◇ ふれあい会食会事業【再掲】

◇ おいで事業【再掲】 ◇ 子ども食堂の支援【再掲】

◇ 各種連絡会等の開催【再掲】 ◇ 夕方以降の居場所事業【再掲】

(2) 見守りネットワークの強化

- ❖ 住民同士が顔見知りの関係を構築し、日頃から相互に見守りを行うことで、高齢者等の社会的孤立の防止と困りごとの早期発見を図り、消費者被害の防止や災害時の助け合い等、様々な場面で助け合うことができる地域のネットワークを構築します。

主な事業 ◇ 見守りネットワーク事業

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
認知症の方の交流会（当事者同士の交流会）参加者数	17人	80人
子ども育成支援事業利用児数	—	1,300人



▲ 認知症の方の交流会

防犯・防災の地域づくり

2-2

高齢者や子どもを狙った犯罪等を防止するため、防犯に必要な視点・着眼点を共有して地域ぐるみの見守りを促進するとともに、防犯活動に取り組む団体との連携強化を進めます。

また、地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを進めます。特に、高齢者や障害者など配慮が必要な方への支援にあたっては、平時から、自主防災会や民生委員・児童委員等関係機関と連携し、災害時に適切かつ円滑な支援を実施する体制の整備に努めます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 地域でどのような犯罪や事故が発生しているか、情報を確認するとともに、近所で防犯・防災の話題を出し、意識を高めましょう。
- ❖ 地域の防災訓練に参加しましょう。
- ❖ 住宅の耐震化や家具の転倒防止等の対策を行うとともに地域の危険箇所や避難方法の確認、非常持出品、家庭内備蓄品を確認しておきましょう。
- ❖ 自身に介護の必要や障害があり、避難時に支援が必要になると思われる場合、周りの人々に声をかけておきましょう。
- ❖ 災害時や避難の際は、近隣の住民と助け合えるよう、日頃からの関係づくりに積極的に取り組みましょう。

市の取組

(1) 防犯対策の推進

- ❖ 地区防犯まちづくり推進協議会の開催や青色回転灯パトロールの実施等の防犯対策を進めます。
- ❖ 社会福祉施設における防犯対策の支援や出前講座の開催等を通じて地域全体の防犯対策と住民の防犯意識向上を図ります。
- ❖ 悪質商法等の消費者被害の未然防止に努めます。
- ❖ 日頃から不審者や振り込め詐欺等に関する防犯情報の発信に加え、非常時には市のホームページへの掲載やキックオフメール*、SNS、ボイスパトロール等を通じて、迅速な情報提供と情報発信の充実を図ります。
- ❖ 登下校時の子どもの見守り活動を促進します。

- 主な事業 ◇ 地域防犯活動推進事業 ◇ 安全安心サポートネットワーク事業*
◇ 消費生活相談 ◇ 消費者教育出前講座
◇ 迷惑・悪質電話防止機器購入費補助事業

(2) 青少年健全育成の推進

- ❖ “地域の子どもは地域で守り育てる”という観点のもと、青少年補導員によるパトロールや街頭補導等を実施し、青少年の健全育成活動や非行防止活動を推進します。

主な事業 ◇ 青少年補導センター運営事業

(3) 防災・減災対策の推進

- ❖ 南海トラフ巨大地震や風水害・土砂災害等に備えるため、地域全体の自主防災力の向上と各家庭における防災・減災対策の推進に取り組みます。
- ❖ 災害時に関係機関と地域住民が円滑に行動できるよう、自主防災組織による防災計画の作成や地域防災連絡会等を開催するとともに、自主防災会や消防団等との連携体制を構築します。
- ❖ ホームページや防災メール、また、新たに運用を開始した市の防災アプリ「藤枝市防災*」等、多様な媒体を活用し、災害時において、地域の特性や状況に合った情報提供に努めます。

主な事業 ◇ 防災訓練の実施 ◇ 自主防災組織の活性化推進
◇ 災害時協力井戸支援事業 ◇ 『わが家の地震対策3本柱』の周知啓発
◇ ブロック塀等耐震改修事業 ◇ 危機情報伝達事業
◇ マイタイムライン作成の推進 ◇ 河川水位・雨量観測システム整備事業
◇ 災害時専用ページによる情報提供



(4) 災害時要配慮者の支援

- ❖ 災害時における避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ円滑に行うため、自主防災組織や民生委員・児童委員、ケアマネジャー等の福祉専門職等との連携のもと、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動の実効性を高めるため、個別避難計画の作成を推進します。
 - ❖ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進します。
 - ❖ 福祉避難所の拡充や備蓄品の充実等、避難支援体制の充実を図ります。
- 主な事業 ◇ 災害時避難行動要支援者*の個別避難計画の作成推進
◇ 社会福祉施設の避難確保計画の作成促進
◇ 福祉避難所の拡充及び機能充実

社会福祉協議会の取組

(1) 災害ボランティアの活動支援

- ❖ 被災時に備え、市内外ボランティアと被災した地域住民をつなぐ役割を担う災害ボランティア・コーディネーター*を養成します。
- 主な事業 ◇ 災害ボランティア・コーディネーター養成講座
◇ 災害ボランティア・コーディネーターステップアップ講座

(2) I C Tを活用した災害ボランティアセンター*の機能強化に向けた整備

- ❖ 災害対策や災害ボランティアセンターに係る市の各担当課、災害ボランティア・コーディネーター藤枝（VCF*）との定期的な情報共有と意見交換を行います。
- ❖ ニーズ管理やボランティア受付、マッチング、活動報告までの一連の流れを、災害用アプリを活用することにより効率化を図り、災害ボランティアセンターのスムーズな運営を目指します。
- ❖ 市内の社会福祉法人*等の協力を得て、ボランティア活動用資機材の確保と整備を行います。

- 主な事業 ◇ 災害ボランティアセンター運営連絡会
◇ 災害ボランティアセンター運営訓練
◇ 災害ボランティア活動貸機材整備事業

(3) 周辺市町との連絡調整

- ◆ 広域災害や近隣市町で災害が発生した際にお互いに協力し合えるよう、4市2町（藤枝市・島田市・焼津市・牧之原市・吉田町・川根本町）で連携・協力する体制を整えます。

主な事業 ◇ 広域連携事業

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
市内犯罪発生件数	535件	500件以下
安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数	18事業所	24事業所
防災訓練に参加した市民の割合	29%	31%



▲ 防災訓練



▲ 図上訓練

人にやさしいまちづくり

2-3

地域には子どもから高齢者、障害者、外国人、LGBTQ*等の様々な人が地域の一員として生活を送っています。誰もがお互いに理解し、尊重し、それぞれの視点に立ち、誰もが暮らしやすい、共に暮らしていく地域づくりを進めます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 困っている人を見かけたら、まず声をかけるよう心遣いと勇気を持ちましょう。
- ❖ 障害者等それぞれの特性を理解し、コミュニケーションに配慮しましょう。
- ❖ 「もし相手の立場だったら…」という視点を持ち、「お互いさま」の気持ちで接するようにしましょう。
- ❖ 交通ルールやマナーを守り、地域ぐるみで交通事故防止に努めましょう。
- ❖ 市内の道路や設備において、利用しにくい場所、危険な箇所を見つけたら関係機関に連絡しましょう。

市の取組

(1) ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの推進

- ❖ 年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、良好な生活環境の形成を推進します。

- | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■ 主な事業 | <ul style="list-style-type: none">◆ 都市計画におけるユニバーサルデザインの推進◆ バリアフリー*に配慮した建築物等の整備の推進◆ バリアフリーに配慮した歩道整備の推進◆ 交流及び共同学習によるインクルーシブ教育の推進◆ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた情報発信【再掲】◆ 意思疎通支援事業 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



(2) 交通安全の推進

- ❖ 「交通安全日本一の都市」の実現のため、警察及び交通安全協会と連携して、市民総ぐるみの「ふじえだ交通事故ゼロ作戦」や、各年齢層に応じた交通安全教室の開催、「ふじえだ交通安全マイレージ*」や高齢者の運転免許証自主返納支援等、様々な交通安全対策を推進します。

■主な事業 ◇ 交通安全教室等の開催 ◇ 「ふじえだ交通安全マイレージ」の推進
◇ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

(3) 男女共同参画*の推進

- ❖ 本市の定める男女共同参画推進条例及び男女共同参画第4次行動計画に基づき、市民、事業所及び市民団体と連携し、男女とも多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、施策を総合的・計画的に推進します。

■主な事業 ◇ 男女共同参画推進事業 ◇ 女性活躍推進事業

(4) 多文化共生*の実現

- ❖ 地域に暮らす外国人と地域住民が理解し合い、共に暮らしていく多文化共生の実現に向けた取組を進めます。

■主な事業 ◇ 多文化共生事業

(5) 権利擁護の推進

- ❖ 人権ポスターや作文コンテスト、マナーブックを活用した教育や啓発、理解の促進を通じて、権利擁護を推進します。
- ❖ 権利を守る手段として成年後見制度の更なる普及に向けて周知啓発に努めるとともに、広域連携による市民後見人*の育成を推進します。

■主な事業 ◇ 市民後見人育成事業 ◇ 成年後見制度利用支援事業
◇ 人権教育・啓発推進事業【再掲】 ◇ 子ども未来応援事業【再掲】
◇ 人権啓発作品コンテストへの参加促進
◇ 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの整備

(6) デジタルデバイドの解消

- ❖ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できないとの間に生じる格差であるデジタルデバイドを解消するための取組を推進します。

■主な事業 ◇ デジタル活用サポート事業

社会福祉協議会の取組

(1) 権利擁護の推進

- ❖ 判断能力が不十分な人の権利を守り、地域での生活を支える仕組みの1つである成年後見制度や日常生活自立支援事業*に関する相談業務や広報啓発に努め、誰もが地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護支援の体制づくりを進めます。
- ❖ 住民同士の新たな支え合いの活動を推進するため、市民後見人の育成をします。
- ❖ 成年後見制度の利用が必要な人で、個人での受任が困難と判断されるケースや、市民後見人への移行を見据えたケースを法人として受任します。

主な事業 ◇ 成年後見支援センター事業 ◇ 法人後見*業務
◇ 日常生活自立支援事業 ◇ 市民後見人育成事業

(2) 声の広報・点字の広報

- ❖ ボランティア団体の協力を得て、目の不自由な人にも情報を届けられるよう、声の広報や点字の広報を発行します。

主な事業 ◇ 広報・啓発事業【再掲】

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
市内人身交通事故年間発生件数	1,094件	800件以下
市民後見人の登録人数【2016年度からの累計】	7人	20人
権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」の編成数	—	90チーム
成年後見支援センター相談受付件数	218件	300件
権利擁護の推進に係る講演会・研修会の開催回数	5回	10回
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数	—	24件



包括的な支援を行う体制づくり

3-1

個人や世帯、地域を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、家族関係、生活困窮等の複数の分野にまたがる「複合化」と、雇用形態やライフスタイルの変化に伴う「多様化」が進行しています。更にひきこもりや孤立死、ヤングケアラー等「制度の狭間」の問題が増加し、従来の分野別・属性別の枠組みでの支援では課題解決が困難なケースが増加しています。

このような状況を踏まえ、従来の課題解決に向けた支援だけではなく、関連するあらゆる分野と地域が連携し取り組んでいく横断的な支援体制の構築を推進します。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 日頃から相談窓口を把握しておきましょう。
- ❖ 近所で相談先がわからず、悩みを抱えている人がいたら、相談先等の情報提供をしましょう。
- ❖ 近隣住民と関わりを持つ機会を活用し、お互いを知り、気にかけ合う関係性を構築しましょう。

市の取組

(1) 包括的相談支援体制の強化

- ❖ 高齢や障害、子ども、生活困窮等、既存の相談支援機関の更なる機能強化を図るとともに、分野や属性にかかわらず、「制度の狭間」の問題や複合的な課題等、あらゆる相談を受け止め、課題解決に向けた支援を行う体制を強化します。

- 主な事業**
- ❖ 分野横断的な相談支援体制の強化 ❖ 自立相談支援事業【再掲】
 - ❖ 地域包括支援センター運営事業【再掲】
 - ❖ 障害者相談支援事業【再掲】 ❖ 子ども・若者総合サポート
 - ❖ 子ども家庭総合支援拠点事業【再掲】
 - ❖ 地域子育て支援拠点事業【再掲】
 - ❖ 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの整備【再掲】



(2) 重層的な支援体制の整備

- ❖ 「断らない相談支援」「個人の能力やニーズに合わせた社会とのつながりを構築する参加の支援」「多様なつながりが育つことを支援する地域づくり」を多機関協働により一体的に進め、「制度の狭間」の問題や複合的な課題に対しても適切な制度や福祉サービスにつなぐ体制を整備します。
- ❖ 必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じたアウトリーチ*により早期発見・早期支援につなげていきます。

主な事業 ◇ 多機関協働による支援体制の整備
◇ アウトリーチによる支援の充実

社会福祉協議会の取組

(1) 相談窓口の充実

- ❖ 地域包括支援センターや成年後見支援センター、ボランティアセンター等、様々な相談窓口を設置し、地域の中での困りごとや生活課題を抱えている人が適切な支援やサービスを受けられるよう、関係機関と連携して継続的な支援を実施します。

主な事業 ◇ 福祉総合相談 ◇ ボランティアセンター事業
◇ 地域包括支援センター事業 ◇ 障害者相談支援事業
◇ 成年後見支援センター事業【再掲】

(2) 生活支援コーディネーター*による地域づくりの推進

- ❖ 第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域課題や地域の社会資源の把握に努めるとともに、課題に対応するための新たな資源開発、地域づくりに参加する団体等に対する活動支援、新たな担い手の発掘・養成、ネットワークづくり等を行います。

主な事業 ◇ 生活支援体制整備事業

(3) 地域で支える仕組みづくりの推進

- ❖ 「制度の狭間」や複合的な福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な人の課題解決に向け、相談から適切な機関・サービス等へのつなぎ、見守りや地域とのつながり強化、新たなサービスや仕組みの開発等の役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを配置します。

主な事業 ◇ コミュニティソーシャルワーカーの配置【再掲】

きめ細かな福祉サービスの提供と利用しやすい環境づくり

3-2

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 日常生活での困りごとについて市や市社協等の窓口に相談し、利用できるサービスや制度について確認しましょう。
- ❖ 周囲で困ったことがある人を見かけたら、相談窓口等の情報提供をしましょう。
- ❖ 市や市社協等が発信する福祉に関する情報を積極的に入手するようにしましょう。
- ❖ 市や市社協等の相談窓口を把握するようにしましょう。

市の取組

(1) 生活困窮者に対する支援

- ❖ 自立生活サポートセンター*が中心となり、生活に困っている人からの相談対応のほか、関係機関と連携した就労支援を通じての自立支援や、生活困窮世帯の児童に対する学習支援を行います。

- 主な事業 ◇ 自立相談支援事業【再掲】 ◇ 学習チャレンジ支援事業
◇ 要保護及び準要保護就学援助費、特別支援教育就学奨励費

(2) 障害のある人の地域における共生支援

- ❖ 障害の有無にかかわらず地域で自立した生活を継続できるよう、雇用の促進や共生社会の実現に向けた取組を推進します。
- ❖ テレワークオフィス*を運営する法人の支援や農福連携モデル事業の実施により、誰もが働きやすい環境整備を推進します。

- 主な事業 ◇ 障害者就労支援事業 ◇ 共生社会普及啓発事業【再掲】
◇ 自発的活動支援事業 ◇ 重度障害者（児）日常生活用具助成
◇ 障害者相談支援事業【再掲】
◇ 家庭ごみの戸別収集事業【再掲】

(3) 地域包括ケアシステムの推進

- ❖ 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に推進します。

主な事業 ◇ 在宅医療・介護連携推進事業 ◇ 介護給付等費用適正化事業

(4) 予防と健康づくりの推進

- ❖ 心身共に健康な状態で生活を続けることができるよう、地域の保健委員*と連携して予防対策を進め、地域住民の健康づくりを促進します。

主な事業 ◇ 保健委員活動活性化事業 ◇ 地域支え合い介護予防教室事業
◇ 介護予防講座

(5) 妊娠・出産包括支援の推進

- ❖ 妊娠期から子育て期における様々な不安や悩み等に円滑に対応するため、専従の保健師や助産師を配置し、個別支援計画の作成等きめ細かい支援を行います。また、地域の子育て支援センター*と連携し、切れ目のない支援を行います。
- ❖ 不妊・不育治療費用の助成等により、安心して子どもを産むことができる環境を整備します。

主な事業 ◇ 地域子育て支援拠点事業【再掲】 ◇ 妊娠・出産包括支援事業
◇ 不妊・不育症治療費助成事業

(6) 子育て支援サービスの充実

- ❖ すべての保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター*を中心としたサービスの提供のほか、民間のノウハウの活用や子育て応援サイトによる情報発信等、様々な形で支援を行い、育児負担の軽減を図ります。

主な事業 ◇ 地域子育て支援拠点事業【再掲】 ◇ 子育て支援推進事業
◇ 育児サポーター派遣事業
◇ 子育てするなら藤枝推進事業
◇ ふじえだ孫育て応援プロジェクト
◇ ファミリー・サポート・センター事業
◇ れんげじスマイルホール運営事業

(7) 藤枝型発達支援システムの推進

- ❖ 就学前の発達に課題がある児童に対し、個々の発達を促すとともに、親子の関係性を深めるため、母子保健事業からの移行支援事業として親子通園・並行通園事業、ぱたぽん教室等の療育教室を実施します。
- ❖ 地域における支援の質の向上を図るため、発達支援に携わる支援者を対象とした発達障害児療育支援研修会や発達支援実践セミナー等の研修会を実施します。
- ❖ 発達に課題がある児童の情報が集約できる藤枝版サポートファイル「そらいろ」は、保護者が所持・管理し、児童への支援の一貫性や継続性への寄与を目的として関係機関との情報共有に使用できるため、希望する保護者へ配布するとともに、関係機関と活用を進めます。

- 主な事業**
- ◆ 就学前児童の発達支援教室 ◆ 地域支援の質の向上事業
 - ◆ 藤枝版サポートファイル「そらいろ」の普及啓発事業

(8) 移動支援の充実

- ❖ 高齢者や障害のある人等の外出を促進するため、高齢者バス乗車券や障害者タクシー料金の助成と利用を促進するとともに、地域における各種移動支援体制の拡充や効果的な公共交通機関の確保を図ります。

- 主な事業**
- ◆ 自主運行バス等運行事業
 - ◆ 路線バス維持費補助金、地域間幹線系統確保維持費補助金
 - ◆ 福祉有償運送の登録運営支援
 - ◆ 重度障害者等タクシー料金助成事業
 - ◆ 高齢者路線バス乗車券等交付事業
 - ◆ 地域支え合い出かけっC A Rサービス*の促進
 - ◆ 移動支援事業（地域生活支援事業）
 - ◆ こころの保健タクシー料金助成事業
 - ◆ 藤枝型買い物支援サービス応援事業

(9) 福祉サービスに関する情報発信の充実

- ❖ 広報紙や各種パンフレット、ホームページ、アプリ等多様な媒体を活用した効果的な情報発信を行います。また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にでもわかりやすく、確実に届く情報提供に努めます。

- 主な事業**
- ◆ 地域の活動や支援に関する広報・周知【再掲】
 - ◆ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた情報発信【再掲】

社会福祉協議会の取組

(1) 多様なサービスの提供

- ❖ 介護保険法、障害者総合支援法等に基づく各種サービスを関係機関等と連携して提供することで、高齢者や障害のある人等を対象とし、生活支援と社会参加の促進を図ります。

主な事業	◆ 居宅介護支援事業	◆ 訪問介護事業
	◆ 訪問看護ステーション事業	◆ 障害福祉サービス事業
	◆ 生活介護事業	◆ 放課後等デイサービス事業

(2) 福祉サービスの利用支援

- ❖ 判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行います。

主な事業	◆ 日常生活自立支援事業【再掲】
------	------------------

(3) 支援体制の周知

- ❖ 社協だより・ホームページ・プレスリリース・チラシ・ポスター・パンフレットその他様々な媒体を活用し、地域福祉に関する情報や、利用できるサービス、相談窓口の設置状況等について周知を行います。

主な事業	◆ 広報・啓発事業【再掲】
------	---------------

(4) 生活困窮者の自立支援

- ❖ 生活困窮者の自立と生活の質の向上を目指し、他事業・他機関と連携しながら生活相談を行うとともに、各種資金の貸付や支援金の助成を行います。

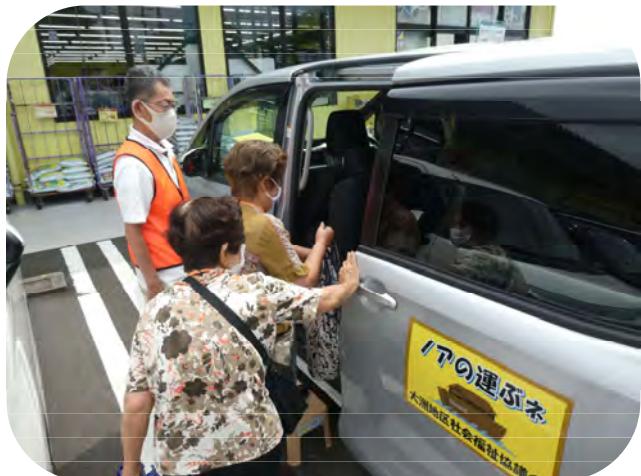
主な事業	◆ 生活福祉資金等貸付事業	◆ 年越し支援金の助成
	◆ 生活環境整備事業	



▲ 放課後等デイサービス事業

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
地域ケア個別会議開催数	162回	230回
生活困窮者への就労支援による就労者数	43人	80人
学習チャレンジ支援事業参加者高校進学率	100%	100%
障害福祉サービス利用のための計画相談支援の利用者数	810人	900人
重度障害者（児）日常生活用具助成件数	2,998人	3,000人
在宅看取者数	253人	290人
看護小規模多機能型居宅介護施設数	1か所	2か所
ケアプラン点検件数	14件	20件
支え合い介護予防教室（ふじえだアクティブラブ）の数	20か所	45か所
介護予防講座の開催数	28回	30回
不妊治療助成件数	238件	270件
地域子育て支援拠点の利用者数	—	120,000件
放課後等デイサービス平均利用者数（月）	258人	322人
発達支援実践セミナー連続受講者数 【2014年度からの累計】	242人	440人
サポートファイル利用者数【2019年度からの累計】	—	420人
地域支え合い出かけっC A Rサービス実施地区数	5地区	7地区



▲ 地域支え合い出かけっC A Rサービス

地域生活・社会へ参加しやすいまちづくり

3－3

高齢者や障害がある人等への理解を深め、地域の誰もがそれぞれの能力を発揮し、活動できる環境を整えます。また、企業や団体等の社会貢献活動を推進します。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 日頃から地域貢献・社会貢献に関する意識を持ち、自分が関心のある分野でできることを考え、積極的に参加しましょう。
- ❖ 退職後も生きがいを見つけ、健康的で心豊かな生活を送りましょう。
- ❖ 市や市社協の発行する広報紙を通じて、地域のイベントや行事を確認しましょう。
- ❖ 子育てと仕事を両立できるサービスを把握し、積極的に活用することでワーク・ライフ・バランスを実現させましょう。

市の取組

(1) 障害のある人の自立支援

- ❖ 障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、障害福祉サービスの充実を図るとともに、雇用の促進や働きやすい環境づくりを支援します。

- 主な事業
- ❖ 農福連携推進事業
 - ❖ テレワークオフィス運営支援事業
 - ❖ 共生社会普及啓発事業【再掲】
 - ❖ 障害者相談支援事業【再掲】
 - ❖ 藤枝市地域自立支援協議会事業
 - ❖ 障害福祉サービスの提供



▲ 農福連携

(2) 高齢者の生きがいづくり支援

- ❖ 高齢者が生きがいをもって健康的で豊かな生活を続けられるよう、「生きがい対応型デイサービス*」や「ふれあいサロン」、「ふれあい会食会」等の憩いの場や、経験と知識を活かせるような活動の拠点を確保します。

- 主な事業 ◇ 生きがい対応型デイサービス事業
◇ ふれあいサロン活動支援事業【再掲】
◇ ふれあい会食会支援事業【再掲】

(3) 市民や団体、企業等の社会貢献活動への支援

- ❖ 市民の生きがいと仲間づくりの機会の提供を通じて、市民の協働意識の醸成と社会貢献活動への参加を促進します。また、企業や団体による社会貢献活動を支援します。
- ❖ 市民グループ、企業・事業所、学校等で構成された市民ボランティアが行う公園・道路・河川等の美化活動や清掃活動を支援します。

- 主な事業 ◇ 藤枝ボランティア(Fボラ)の活動支援 ◇ まち美化里親制度

(4) 子育てと仕事の両立支援

- ❖ 子育ての多様なニーズに対応できる支援体制を構築するとともに、子育てと仕事の両立が可能なまちの実現に向けて、保育所や放課後の児童預かりの体制を整備します。

- 主な事業 ◇ 認定こども園施設整備事業 ◇ 病児・病後児保育事業
◇ 特別保育事業（一時預かり保育・延長保育事業）
◇ 放課後児童健全育成事業 ◇ 男女共同参画推進事業【再掲】
◇ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

社会福祉協議会の取組

(1) 外出が困難な人の社会参加の支援

- ❖ 移動が困難な高齢者を対象に買い物等への送迎を行う移動支援事業や居場所づくりにより、社会参加の促進を図ります。
- ❖ 車イスや福祉車輛の貸出により外出を支援します。

- 主な事業 ◇ 地域支え合い出かけっCARサービス事業
◇ 福祉車輛貸出事業 ◇ 車イス貸出事業

(2) 企業の社会貢献活動の促進

- ❖ 企業の強みを活かした社会貢献活動を実施できるよう、働きかけを行います。
- ❖ 商工会議所等との連携を図り、災害時の活動やSDGsに絡めた活動の展開を推進します。

■主な事業 ◇ 企業の社会貢献活動促進事業

(3) 高齢者の生きがいづくり支援

- ❖ 介護保険に該当しない高齢者及び介護認定「要支援」の人を対象に、自立生活の助長や生きがいづくりを目的に、関係機関と連携する中で日常動作の訓練やレクリエーション活動等を行う生きがい対応型デイサービスを運営します。

■主な事業 ◇ 生きがい対応型デイサービスセンターの運営



▲▼ 生きがい対応型デイサービス



目標指標

指標の内容	基準値	目標値
障害者グループホーム*月平均入居者数	96人	108人
農福連携事業による農業者と障害者のマッチング件数	0件	10件
障害者テレワークオフィスの利用者数	3人	8人
障害者福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	9人
障害者福祉施設利用者の一般企業に就職した数	17人	30人
障害者の医療型短期入所の利用者数	7人	20人
自立高齢者の割合※	84%	84%
ディーセントライフ*事業活動人数	989人	1,060人
保育所等利用待機児童数	0人	0人
保育所等利用定員数	2,639人	2,920人
放課後児童クラブ利用定員数	1,398人	1,650人
母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給者数	5人	15人

※1 - (「要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）」／「第1号被保険者数」) ×100

地域福祉を担う人材・組織を育む体制づくり

4-1

市民が、日常の中で支え合いやボランティア活動を開始・継続できるよう、各種講座の運営やサポート等を行っていきます。また、市・市社協が連携し、地域における福祉活動の核となるリーダーやキーパーソンを発掘し、育成するバックアップ体制を作っていくします。

市民・地域に期待する役割

- ❖ ボランティア活動に关心を持ち市内で開催される講座や研修に参加してみましょう。
- ❖ 家族でボランティア活動について話し合い、身近なボランティア活動、地域活動に参加してみましょう。
- ❖ 地域のために、自分にはどのようなことができるのかを考え、市や市社協等に相談してみましょう。

市の取組

(1) 地域福祉を担う人材の養成

- ❖ 「学校サポーターズクラブ」の活用や「生涯学習人材バンク*」への登録等を通じて、学習意欲のある人が自分の知識や技能を高め、地域に還元できるよう人材の育成を図ります。
- ❖ 地域福祉の担い手として高齢者や外国人の社会参加を促進します。
- ❖ 市民後見人や認知症サポーター、手話通訳者、ペアレントメンター*等、地域で支援を必要とする人の相談に乗り、伴走して支援する人材を育成します。

- 主な事業 ◇ 学校サポーターズクラブ事業【再掲】 ◇ 小中一貫教育推進事業
◇ 地域で活躍する人材育成事業 ◇ 高齢者活躍の推進
◇ 市民後見人育成事業【再掲】 ◇ 多文化共生事業【再掲】
◇ 認知症サポーター養成事業【再掲】 ◇ 意思疎通支援事業【再掲】 ◇ ペアレントメンター養成事業

(2) 教育機関と連携した人材育成及び活用の推進

- ❖ 大学との連携や交流を通した人材育成を推進します。また、小・中・高校生を対象に、子育てへの理解を深める講座や保育職場体験・実習を推進し、将来の保育の担い手養成に努めます。

主な事業 ◇ 福祉事務所における相談援助実習受入事業 ◇ 保育職場体験

(3) 福祉活動に積極的に取り組む個人や団体の表彰

- ❖ 藤枝市健康福祉大会において、福祉活動に積極的に取り組む個人や団体の表彰を行います。

主な事業 ◇ 健康福祉大会の開催【再掲】

社会福祉協議会の取組

(1) ボランティア活動の推進

- ❖ 様々なニーズに応じたボランティアの養成を行います。
- ❖ シニア層がボランティア活動を通して社会参加を行えるよう働きかけを行います。

主な事業 ◇ ボランティア入門講座 ◇ 各種ボランティア養成講座の開催
◇ 障害者サポートー養成講座【再掲】

(2) 出前講座の実施

- ❖ 市社協の各部門において、福祉に対する理解を深めるため出前講座の講師を派遣します。

主な事業 ◇ 出前講座の開催



▲ 保育職場体験



▲ 出前講座

(3) 福祉を担う人材の育成

- ❖ 福祉関係の資格取得を目指す学生たちの現場実習を受け入れ、将来を担う福祉専門職等の育成に努めます。
- ❖ 住民同士の新たな支え合いの活動を推進するため、支援が必要な人に住民目線で寄り添いながら支援する人材を育成します。

主な事業 ◇ 実習生の受入れ

◇ 市民後見人育成事業【再掲】

(4) 福祉活動に積極的に取り組む個人や団体の表彰

- ❖ 藤枝市健康福祉大会において、福祉活動に積極的に取り組む個人や団体の表彰を行います。

主な事業 ◇ 健康福祉大会の開催【再掲】 ◇ 市社協会長表彰

◇ 感謝状の贈呈

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
生涯学習人材バンク登録者数	242人	265人
福祉ボランティアの登録者数	4,710人	5,000人



▲ 権利擁護啓発講演会



▲ 表彰・感謝状贈呈式

多様な主体が活躍する環境づくり

4-2

地域福祉活動に取り組む団体に対する支援を行い、活動の更なる充実を促進します。また、個人や団体が地域福祉に効果的に関わることができるように、多様な主体による活動を促進します。

市民・地域に求める役割

- ❖ 地域のボランティア活動に目を向け、自分も活動したい、新たに団体を設立したいと思ったときは、積極的に取り組みましょう。
- ❖ 活動への参加や始め方がわからないときは、地域の関係者や市社協に相談しましょう。
- ❖ 近隣の困った人を助けることもボランティア活動への第一歩となるため、困ったことがある人を見かけたら話しかけ、自身で対応が難しい場合は、市や市社協等に相談しましょう。

市の取組

(1) 地域の福祉力の強化

- ❖ 生活支援コーディネーターを配置し、地域課題に対応するための資源開発等、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に努めます。

■主な事業 ■ ◇ 生活支援体制整備事業

(2) ボランティア団体への支援

- ❖ 市民と団体、団体同士をつなぐ中間支援組織として、ふじえだ市民活動支援センターの運営、情報発信、市民活動の支援を行います。

■主な事業 ■ ◇ ふじえだ市民活動支援センターの運営

(3) 多様な主体による地域福祉活動の促進

- ❖ 地域福祉活動の中核的担い手である市社協や、民生委員・児童委員の組織や活動の充実を図るとともに、地区社協、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO*、企業等、多様な主体による地域福祉活動を支援します。
- ❖ 市民と団体、団体同士をつなぐ中間支援組織として、ふじえだ市民活動支援センターの運営、情報発信、市民活動の支援を行います。

■主な事業 ■ ◇ 民生委員・児童委員協議会事業【再掲】
■ ◇ ふじえだ市民活動支援センターの運営【再掲】

社会福祉協議会の取組

(1) ボランティア人材の育成

- ❖ ボランティア活動の魅力を発信し、参加者を増やせるよう努めます。
- ❖ ボランティア登録とあわせてボランティア保険加入の周知・促進を実施します。
- ❖ ボランティアに関する相談やコーディネートを行うほか、助成金に関する情報を積極的に提供し、安定した活動を支援します。

主な事業 ◇ ボランティアセンター事業【再掲】 ◇ ふじえだ生き生き助成金事業
◇ ボランティア活動保険加入促進

(2) ボランティア団体の連携・交流

- ❖ 「藤枝市ボランティア連絡協議会*」の運営を支援し、連携しながらボランティア活動の推進に努めます。
- ❖ ボランティア団体同士の連携や交流を促進します。

主な事業 ◇ ボランティア活動推進事業 ◇ 福祉団体助成金
◇ ボランティア団体支援

(3) 地区社協への支援（再掲）

- ❖ 地域住民が主体となり、福祉の視点を持った地域づくりを進める地区社協に対して、「地域の福祉力」を高めていくことができるよう、活動の支援を行います。
- ❖ 地区社協が策定している行動目標・行動方針の評価等P D C Aサイクルに基づく事業の実施と課題解決を支援します。
- ❖ 地区社協ごとに実施される役員会や企画委員会、地域福祉懇談会、各種事業等へ参加し、助言や相談対応を行います。

主な事業 ◇ 地区社協連絡会の開催【再掲】 ◇ 企画委員会機能の推進【再掲】
◇ 各種助成金による支援【再掲】
◇ 行動目標・行動方針に沿った日常的な活動支援【再掲】
◇ コミュニティソーシャルワーカーの配置【再掲】

(4) 生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進（再掲）

- ❖ 第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域課題や地域の社会資源の把握に努めるとともに、課題に対応するための新たな資源開発、地域づくりに参加する団体等に対する活動支援、新たな担い手の発掘・養成、ネットワークづくり等を行います。

主な事業 ◇ 生活支援体制整備事業【再掲】

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
福祉ボランティアの登録団体数	202団体	250団体

連携・協働による福祉のまちづくり

4－3 地域福祉活動に取り組む団体や組織の連携強化を図り、協働して取り組んでいくことで、より効果的な活動につなげていきます。

市民・地域に期待する役割

- ❖ 地域福祉活動に取り組む団体の活動に関心を持ち、活動内容を把握しましょう。
- ❖ 自治会・町内会とボランティア団体等が連携し、地域福祉活動を推進しましょう。
- ❖ 日頃から地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加するようにしましょう。
- ❖ 地域福祉活動の財源確保のために募金運動への理解を深め、募金活動に協力しましょう。

市の取組

(1) 協働による地域福祉活動の促進

- ❖ 市民、ボランティア、団体、NPO、企業、行政等が協働で行う地域福祉活動を支援します。
- 主な事業**
- ◆ 地区交流センター事業【再掲】 ◆ 自発的活動支援事業【再掲】
 - ◆ ふじえだ市民活動支援センターの運営【再掲】

(2) 円滑に活動を進めるための調整

- ❖ 介護支援研究会や、通所サービス事業所連絡会、地域自立支援協議会等を開催し、情報共有や連絡調整を支援します。
- 主な事業**
- ◆ 藤枝市地域自立支援協議会事業【再掲】
 - ◆ 障害福祉サービス事業所連絡会事業
 - ◆ 在宅医療・介護連携推進事業【再掲】
 - ◆ 介護支援専門員の活動支援事業

(3) 国や県、近隣自治体との連携による地域福祉の推進

- ❖ 国、県、近隣自治体と連携しながら、地域福祉に関する施策を進めます。また、より効果的に施策を実施するため、広域連携による取組を積極的に推進します。
- 主な事業**
- ◆ 市民後見人育成事業【再掲】 ◆ 就労準備支援事業
 - ◆ 中学校卒業後の移行支援体制の充実・強化

社会福祉協議会の取組

(1) 社会福祉法人のネットワーク強化

- ❖ 市内の社会福祉法人が連携し、地域課題解決に向けた活動のためのプラットフォームを設置します。

主な事業 ◇ 社会福祉法人ネットワーク化事業

(2) 地域福祉活動にかかる財源の確保

- ❖ 社会福祉事業の推進に対して寄せられた金品を地域福祉活動等に活用する「善意銀行」や共同募金*運動を継続して実施します。

主な事業 ◇ 共同募金運動 ◇ 善意銀行



▲ 社会福祉協議会



▲ 地域福祉懇談会

第5章 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)

1 趣旨

平成12年にノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、「成年後見制度」が導入されました。

本市においては、平成27年7月に「藤枝市成年後見支援センター*」を設置し、運営を藤枝市社会福祉協議会に委託する中で、成年後見制度の適正な利用を推進してきました。

国においては「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「促進法」という。）」に基づき「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定、以下「国 の基本計画」という。）」を策定し、市町村に対して国 の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めるよう定めています。

これを受け、本市では、今後迎える超高齢社会において、支援が必要な高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるように、社会全体で支える仕組みとなる「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本目標2の取組を具現化するため、本章を「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市基本計画」という。）として一体的に策定し、施策を推進します。

2 成年後見制度について

（1）成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等があり、判断能力の低下が認められる人が自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にし、生活や財産を守る、契約を代わりに行う等、法的な支援を行う制度です。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの制度、利用方法があります。

任意後見制度とは、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力がしっかりとしているときに、本人が自らサポートの内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成しその人と契約しておく制度です。実際に本人の判断能力が低下した時点で、裁判所が後見監督人を選任し、あらかじめ契約しておいた人が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います。

法定後見制度とは、判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなる等、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申立てることにより、利用できる制度です。裁判所が本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

任意後見 … 将来に備えて、サポートしてくれる人とあらかじめ契約しておく制度

法定後見 … 判断能力が不足してきた人に家庭裁判所がサポートする人を選ぶ制度

補助 … 判断能力が不十分な人

保佐 … 判断能力が著しく不十分な人

後見 … 判断能力が欠けている人

(2) 藤枝市の現状

人口減少と少子高齢化は本市においても例外ではなく、64歳以下の割合が減少する一方、65歳以上の割合が年々増加しています。また市内の高齢者世帯数は令和3年に29,021世帯となり、10年間で約1.2倍、特に一人暮らしの高齢者世帯は1.8倍となっています。同時に、要支援・要介護認定者*数や身体・療育・精神障害の手帳所持者数もそれぞれ増加しており、様々な観点から支援を必要とする人が増加しています。

このような地域の状況と課題を踏まえ、本市では平成27年度7月に「成年後見支援センター」を設置し、市の福祉所管部門と連携して制度の周知啓発や相談支援、人材の確保に向けた広域連携等、幅広く事業を展開してきました。

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所へのアンケート調査では「権利擁護に関する知識や相談スキルに差があり、対応が一律でない」「申立て手続きの煩雑さや経済的な問題等から制度利用に踏み切れない人がいる」といった意見があり、支援者のスキルアップや成年後見支援センターとの連携体制づくりが必要と考えられ、福祉・司法等の専門職団体へのヒアリングでは「後見人等として活動する際、判断に迷う時や課題に直面した時に相談できる場が少ない」という意見があり、「チーム」として対応する体制づくりや後見人等からの相談を受ける窓口の設置が求められていることがうかがえます。

そして、市民意識調査では制度について「知っている」「名前は知っている」が約7割となっていますが、利用意向においては年代が高くなるにつれて「利用しない」の割合が高くなっています。更なる制度の理解と、安心して利用できる環境づくりが重要です。

また、静岡県の市長申立てが占める割合は全国平均を下回る状況にあります。本市においては令和元年度まで1桁と少ない件数となっており、これは、市長申立てに至るプロセスがマニュアル化されていないことが原因と考えられます。令和2年度はマニュアルを作成し、件数の増加につなげることができました。今後においても研修の受講やマニュアルの充実等、更なる体制づくりが重要です。

【成年後見制度利用者数】

(単位：人)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成30年12月末時点	153	61	21	1	236
令和3年3月1日時点	174	74	31	1	280

資料：静岡家庭裁判所

【市長申立て件数】

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	3	1	3	1	13
障害者	1	0	2	1	3

資料：地域包括ケア推進課、自立支援課

【成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数及び助成額）】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	件数（件）	8	9	13	21
	金額（円）	1,894,000	2,078,000	3,055,000	4,552,884
障害者	件数（件）	0	3	4	7
	金額（円）	0	738,000	864,000	1,632,000

資料：地域包括ケア推進課、自立支援課

【法人後見新規受任件数】

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助	—	—	—	—	1
保佐	—	3	—	—	1
後見	—	—	—	1	—

資料：藤枝市社会福祉協議会

【相談受付件数】

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	98	157	145	181	218

資料：藤枝市社会福祉協議会

【司法書士による相談件数】

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	17	16	14	16	11

資料：藤枝市社会福祉協議会

【日常生活自立支援事業利用者数】

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症高齢者	5	3	1	2	2
知的障害者	5	5	5	6	6
精神障害者	14	13	14	14	14
その他	8	7	4	3	3

資料：藤枝市社会福祉協議会

【3市1町市民後見人養成講座取組状況】

(単位：人)

	平成29年度講座 (第1期生)	平成30年度講座 (第2期生)	令和元年度講座 (第3期生)	令和2年度講座 (第4期生)
	受講者数	8	3	5
講座修了者数	8	3	2	2
実務経験修了者数	7	1	令和4年2月 修了予定	令和4年2月 修了予定
市民後見人候補者 名簿登録者数	7	1	令和4年4月 登録予定	令和4年4月 登録予定

資料：福祉政策課

(3) 現状から見えた課題

成年後見制度は権利擁護支援における重要な手段のひとつですが、市民への情報提供の不足等による制度利用の低迷がみられ、ケースごとの丁寧な対応で理解を促していく必要があります。併せて、支援者や後見人等に対する支援体制づくりも重要です。

これまでの経緯や、市の現状を踏まえると、制度の利用促進における課題は大きく分けて以下の5つに集約されます。



成年後見制度の正しい理解を深める

制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さ等により、市民にとってはまだ十分に身近な制度ではなく、利用しづらい面があると考えられます。制度自体の周知・啓発を進め、意義や、どのような場合に制度が役に立つか、また申立て支援機関について住民だけでなく、対象者を取り巻く支援者にも広く浸透させる必要性が増しています。



利用しやすい環境づくり

煩雑な手続き書類の準備や、相談先がわからないということは、制度の利用促進において大きなハードルのひとつと考えられます。利用を希望する人、支援を必要とする人が円滑に制度を利用できるよう、相談支援を通じて適切な案内が必要です。

また、経済的な理由等によって制度利用をあきらめることのないように、公的な支援を行うことも必要です。



早期発見・早期支援

生活困窮者や虐待、ひきこもりといった地域の課題と同様、成年後見制度においても身上保護等の対応を必要とする人が従来の制度下での発見が困難な状況にあります。今後は関係機関及び地域住民と連携した早期発見・早期支援による任意後見や法定後見への利用支援や、市長申立て制度等を活用した迅速な対応が必要です。



人材確保・育成

制度利用の必要な対象者が増加していく中で、権利擁護支援の担い手の確保が求められています。福祉や法律の専門家である専門職後見人だけでなく、地域の身近な支援者である市民後見となる人材を確保・育成する取組を周辺市町と連携して実施することが必要です。

また、本人に身近な支援者と日常的な実態や気づきを共有し、「チーム」として対応する体制や後見人等が相談できる窓口の整備も必要です。



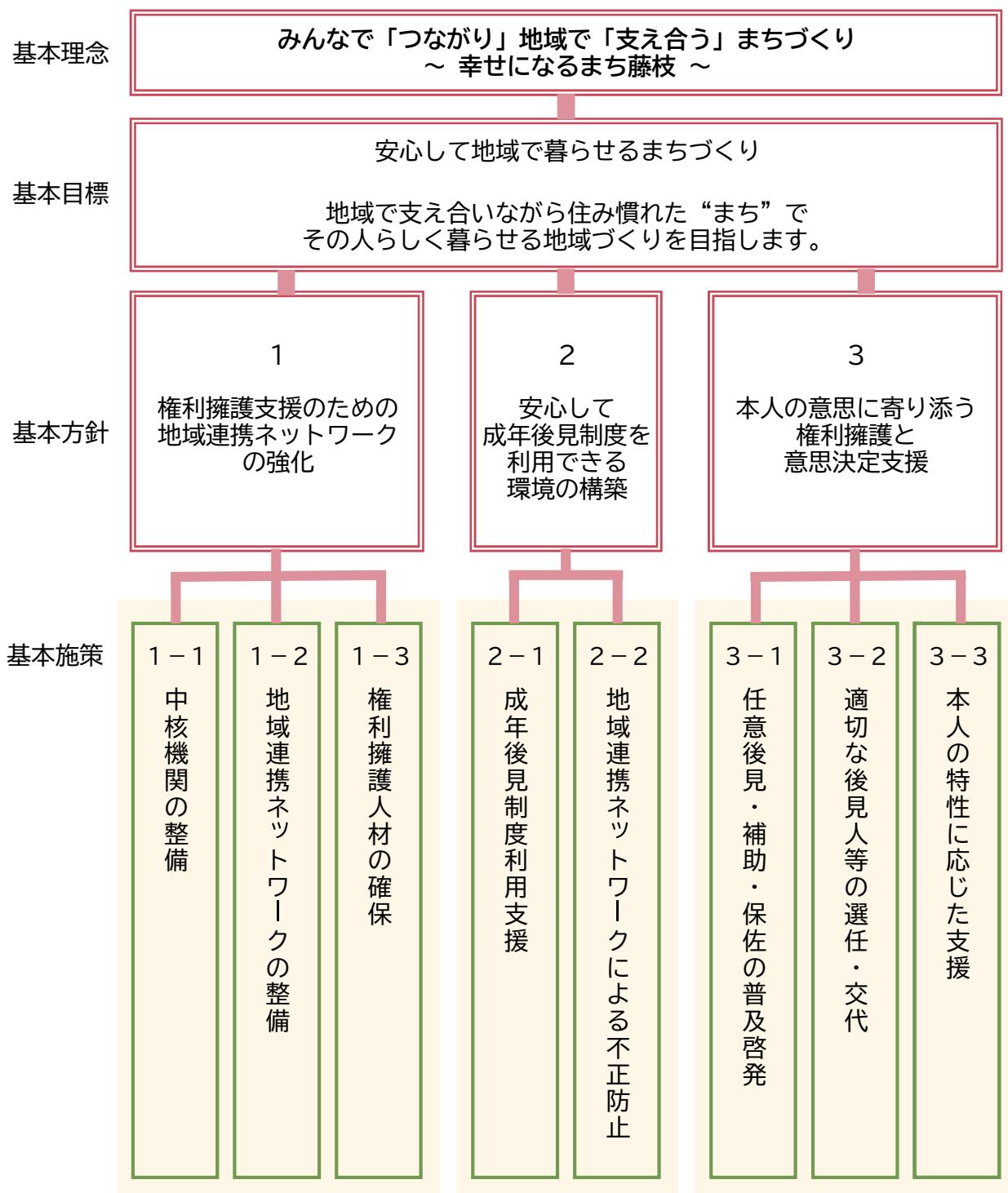
不正防止

後見人等の不適切な財産管理による不正のリスクを懸念して制度の利用に消極的な人も少なくありません。しかし、不適切な財産管理の多くが専門職以外の親族を含む後見人等によるものであることから、知識不足解消や財産管理に関する相談先の充実を図り、安心・安全な制度としていくことが必要です。

3 施策の体系

制度の利用促進を図る上では、計画的な施策の推進により制度の正しい理解促進や、人材確保、利用手続きの支援等の提供体制の整備、後見業務におけるリスクマネジメント等、各課題の解決と制度の普及啓発に努める必要があります。

今後は、地域福祉計画・地域福祉活動計画における権利擁護を分野横断的に推進することや、包括的相談支援体制の強化と連携を図るため、計画の基本理念と基本目標は共通のものとし、市基本計画独自の基本方針を定め、各施策を推進します。

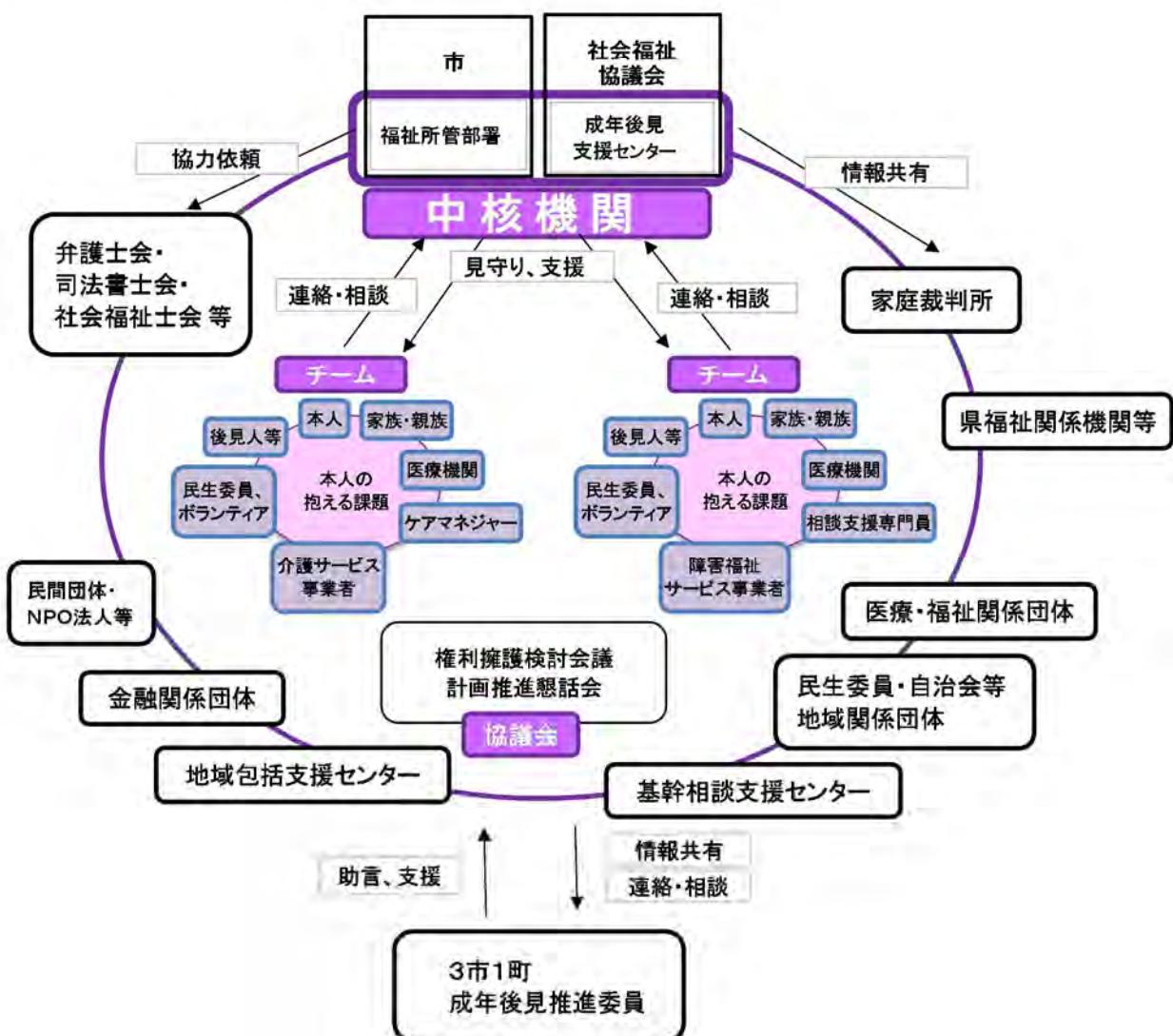


基本方針1 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの強化

成年後見制度の利用促進に向けた取組は、市の福祉所管部署と成年後見支援センターによる中核機関を中心とする「藤枝市地域連携ネットワーク」と、島田市、焼津市、川根本町との連携による「3市1町成年後見推進委員会」を軸に展開します。

これらのネットワークを活用し、市内における制度の広報から相談支援、後見人支援まで円滑な進行を図るとともに、市民後見人の養成・育成を継続し、権利擁護人材の確保に努めます。

藤枝市地域連携ネットワーク



中核機関の整備

1 – 1 地域連携ネットワークの強化のため、各機関が広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能という4つの機能を備え、充実させることができるように、成年後見支援センターが中心となり、市福祉所管部署と連携・分担して取り組みます。

中核機関が担う機能

司令塔機能

- ❖ 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

事務局機能

- ❖ 各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化の協議、地域課題の検討・調整・解決等を行う地域における協議会を適切に運営します。

進行管理機能

- ❖ 3つの検討・専門的判断（権利擁護支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用、モニタリング・バックアップ）を担保します。

主な取組

制度の周知

- ❖ 地域住民に対し、成年後見制度について広く周知するため、出前講座を実施します。
- ❖ 障害福祉や介護予防、健康づくり等の講習会、イベントの機会に成年後見制度のチラシを配布し、希望者には関連する資料を送付する等、将来的に制度を利用する可能性の高い方に重点を置いた広報を実施します。

包括的相談支援体制の強化

- ❖ 相談支援を通じて本人の生活状況や意向を把握し、必要に応じて成年後見制度以外の支援につなげる等、包括的相談支援体制の強化に努めます。

日常生活自立支援事業との連携

- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者に対して適宜モニタリングを実施し、成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の適正な運用を図ります。
- ❖ 成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合は、本人の意思を確認しながら制度の特性や必要な手続きについて説明し、申立て支援につなげます。

権利擁護検討会議の開催

- ❖ 成年後見支援センターが市の福祉所管部署、その他関係機関、司法書士等で構成される協議の場を設定・調整し、本人の状況等に応じて支援方法を模索（事例検討）し、適切な候補者の選定をする（受任調整）とともに、今後のチーム体制やその支援体制を検討します。
- ❖ 相談窓口に寄せられた困難事例について協議し課題解決を図ります。

協議会の運営

- ❖ 国の基本計画において位置づけられた協議会として、権利擁護検討会議（上記参照）及び市基本計画の設計と進捗管理を行う計画推進懇話会（仮称）を開催します。

藤枝市成年後見支援センターの役割

広報

- ❖ 市民や関係機関を対象とした講演会、研修会の開催
- ❖ 成年後見制度に関するチラシを作成し、市民や関係機関に配布

相談

- ❖ 成年後見制度に関する相談窓口の常設
- ❖ 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が開催する、課題解決に向けた支援方針等を検討する会議への参加

成年後見制度利用促進

- ❖ 権利擁護支援方針についての検討や後見人等候補者の調整を行う会議の開催
- ❖ 家庭裁判所及び法律・福祉等の知識を持つ専門職や幅広い関係者との関係の維持、発展
- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者へのモニタリングにより成年後見制度移行の見極め
- ❖ 市民後見人養成講座修了生のフォローアップ研修への参加促進、実務経験の場の確保、活動支援

後見人支援

- ❖ 後見業務に関する相談窓口の常設
- ❖ 個々の支援チームの状況把握

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数 (再掲)	—	24件
成年後見支援センター相談受付件数（再掲）	218件	300件

地域連携ネットワークの整備

1 – 2

福祉・医療・司法等の関係機関との情報共有及び連携強化により、支援を必要とする人の発見・早期の段階からの相談・支援につなげるとともに「チーム」に対する専門的助言や相談対応等切れ目のない支援を実施します。

また、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等が「チーム」となって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を図る体制づくりを進めます。

主な取組

「チーム」の編成及び支援体制の構築

- ❖ 後見人等選任後、本人への支援が速やかに行えるよう、日常的に本人を支援する「チーム」を編成します。
- ❖ 「チーム」だけでは本人を支えられない場合は、必要な支援を行えるよう、司法や福祉機関等との連携体制を強化します。

権利擁護検討会議の開催（再掲）

- ❖ 成年後見支援センターが市の福祉所管部署、その他関係機関、司法書士等で構成される協議の場を設定・調整し、「チーム」が必要な対応を行えているかの確認（モニタリング）や後見人等の交代、類型変更、権限の追加等の検討を行います。

司法関係者との連携

- ❖ 候補者調整を含め、家庭裁判所との情報共有・意見交換を行います。
- ❖ 後見業務や報告に必要な書類作成等、後見人支援について指導を仰ぎ、助言を求める。

3市1町成年後見推進委員会の開催

- ❖ 3市1町の担当課長、3市1町の社会福祉協議会の担当課長、学識経験を有する者（大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、県社会福祉協議会）を委員として組織し、成年後見制度の利用促進に関する協議を行います。
- ❖ 複雑な対応を要するケースや判断に悩むケース等、権利擁護に関する専門的な判断を仰ぎ、助言を求める。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」の編成数（再掲）	—	90チーム

権利擁護人材の確保

1 – 3

3市1町で開催している市民後見人養成講座を継続し、「市民後見人」の養成・育成に努めます。

市民後見人には、地域住民としての意識・感覚や市民目線を強みとし、本人の安心と幸せを求める気持ちをうまく引き出し、それを行動に移す手伝いを支援の中心とすることが期待されます。後見人等として十分な支援ができるように、中核機関がバックアップ体制を構築し、相談助言機能や管理監督機能がなされることで、後見活動の適正を担保していきます。

主な取組

市民後見人の養成・育成

- ❖ 司法や福祉等の専門職の協力を得ながら、地域で後見業務を受任できる人材を養成します。
- ❖ 日常生活自立支援事業の生活支援員や、市社協の法人後見支援員として活動する中でスキルアップを図ります。

後見監督人の受任

- ❖ 市民後見人が活動を開始する際は、市社協が後見監督人を受任し、サポートする体制を整備します。

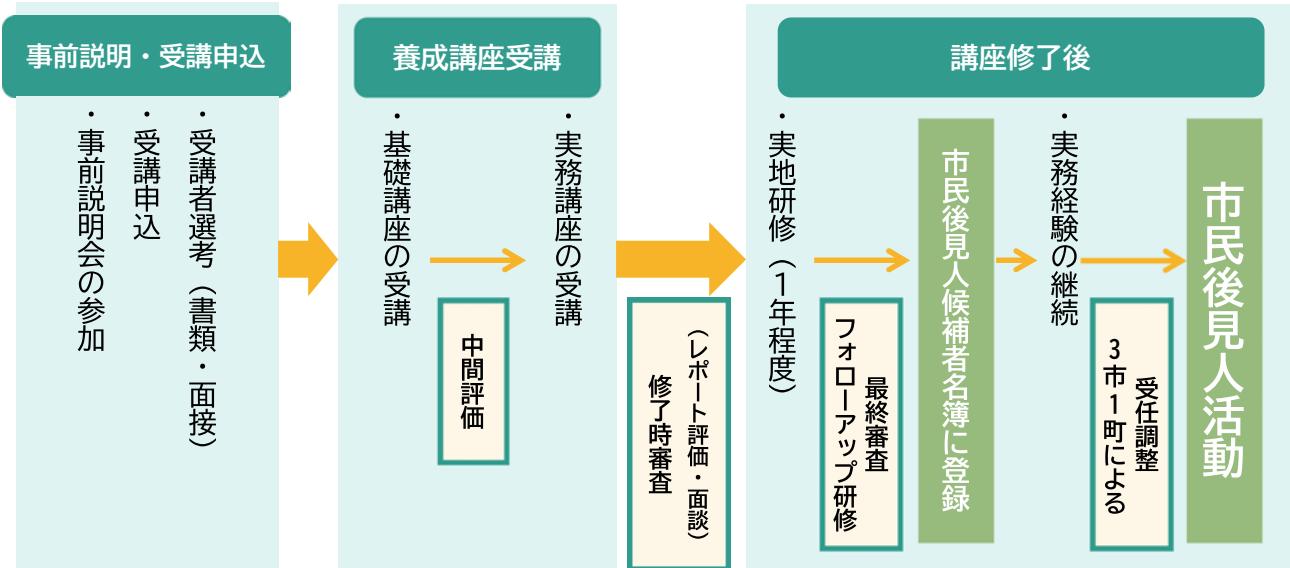
後見人等相談窓口の設置

- ❖ 後見業務に関する悩みや課題等について相談を受ける窓口を設置し、専門職の協力を仰ぎながら解決に向けた支援を行います。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
市民後見人の登録人数（再掲）【2016年度からの累計】	7人	20人

3市1町市民後見人養成講座の流れ



基本方針2 安心して成年後見制度を利用できる環境の構築

生活状況等にかかわらず、支援を必要とする人が誰でも気兼ねなく相談でき、制度の利用につながる体制を整備します。また、制度に関する理解不足・知識不足から起こる不正を防止し、後見活動に関する悩みを抱え込まないよう、専門職と連携した相談支援体制を整えます。

成年後見制度利用支援

2-1

成年後見制度の利用促進に向けて、今後も広く制度に関する周知啓発を進めるとともに、相談機能を強化します。

また、住民の中には、経済的な事由により、制度を利用したくても利用できない状況にある人、直ちに対策を講じる必要のある人も少なくありません。このように、制度を利用できない人や、緊急性の高いケースへの支援として市長による後見開始等の審判申立てや、制度の利用に係る費用の助成を行います。

主な取組

相談機能の体制づくり

- ❖ 本人・家族等からの「一次相談」については、市の福祉所管部署や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等が対応し、専門的判断等が必要な場合は、成年後見支援センターの「二次相談」につなぎます。

日常生活自立支援事業との連携（再掲）

- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者に対して適宜モニタリングを実施し、成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の適正な運用を図ります。
- ❖ 成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合は、本人の意思を確認しながら制度の特性や必要な手続きについて説明し、申立て支援につなげます。

権利擁護検討会議の開催（再掲）

- ❖ 成年後見支援センターが市の福祉所管部署、その他関係機関、司法書士等で構成される協議の場を設定・調整し、本人の状況等に応じて支援方法を模索（事例検討）し、適切な候補者の選定をする（受任調整）とともに、今後のチーム体制やその支援体制を検討します。
- ❖ 相談窓口に寄せられた困難事例について協議し課題解決を図ります。

市長申立ての推進

- ◆ 障害や疾病、加齢等により判断能力が低下している人のうち、身寄りのない高齢者や虐待等適正な保護がなされていないと判断されるケースについて、法定後見開始等の審判申立てを市長が行います。

審判請求費用、後見人等報酬の助成

- ◆ 市長申立てのほか、本人・親族申立てにおいて、低所得者や生活困窮者等、経済状況に困難がみられるケースにおいては後見開始等の審判申立てに係る費用及び成年後見人等の報酬の一部を助成します。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数 (再掲)	—	24件



▲ 成年後見支援センター



▲ 3市1町成年後見推進委員会

地域連携ネットワークによる不正防止

2-2

「チーム」による見守りや中核機関による後見人支援体制を整備することで、不正の兆候の早期発見やトラブルを未然に防ぎます。

主な取組

チーム運営体制の管理

- ❖ 中核機関は、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等で構成される「チーム」に対し、定期的な見守りや声かけ等による状況把握に努め、日常的な相談に応じます。
- ❖ 専門職等からの助言を受けて相談対応にあたります。

司法関係者との連携（再掲）

- ❖ 必要に応じて、家庭裁判所との情報共有・意見交換を行います。
- ❖ 後見業務や報告に必要な書類作成等、後見人支援について指導を仰ぎ、助言を求めます。

個人情報の保護

- ❖ 市社協や外部の機関・団体との連携における個人情報の扱いについては、市の個人情報保護条例に則った手続きを徹底することで、支援を必要とする人が安心できる体制を構築します。



基本方針3 本人の意思に寄り添う権利擁護と意思決定支援

成年後見制度の普及・啓発に努め、制度を利用すべき人が適切に利用できるよう取り組みます。

利用者がメリットを感じられるよう、個々の利用者に寄り添い、本人の意思を丁寧に汲み取った上で、身上保護や権利擁護、意思決定支援を実施するため、本人の状況や障害の特性等福祉的な観点から適切な配慮が行われるよう支援します。

また、財産の管理だけでなく、総合的な利益保護の観点から適切な後見人の選任・交代や対象者の状況に応じた任意後見・補助・保佐の活用を含めた利用促進体制を整備します。

任意後見・補助・保佐の普及啓発

3－1

成年後見制度は本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることを広報・啓発し、任意後見・補助・保佐の段階から適切な制度の利用を促進するため、ケースに応じ、柔軟な相談対応を行います。

主な取組

成年後見制度の普及・啓発

- ❖ 出前講座や講演会を開催し、正しい制度の普及・啓発に努めます。
- ❖ 本人の判断能力があるうちに将来に備えて本人の意思を反映することができる任意後見制度についても啓発します。

相談受付・アセスメント技術の向上

- ❖ 相談の背景に潜む生活課題を見極め、本人の意思を引き出し、適切な支援につなげるよう、相談技法の向上に努めます。

日常生活自立支援事業との連携（再掲）

- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者に対して適宜モニタリングを実施し、成年後見制度への移行タイミングを図りながら制度について周知を行います。
- ❖ 成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合は、本人の意思を確認しながら申立て支援につなげます。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数 (再掲)	—	24件

適切な後見人等の選任・交代

3-2

認知症や精神・知的障害等、支援を必要とする人の特性に応じた後見人等の選任及び交代を推進するため、候補者を家庭裁判所に推薦する体制や「チーム」を継続して支援するための体制を構築します。

主な取組

権利擁護検討会議の開催（再掲）

- ❖ 成年後見支援センターが市の福祉所管部署、その他関係機関、司法書士等で構成される協議の場を設定・調整し、本人の状況等に応じて支援方法を模索（事例検討）し、適切な候補者の選定をする（受任調整）とともに、今後のチーム体制やその支援体制を検討します。
- ❖ 「チーム」が必要な対応を行えているかの確認（モニタリング）や後見人等の交代、類型変更、権限の追加等の検討を行います。
- ❖ 相談窓口に寄せられた困難事例について協議し課題解決を図ります。

親族後見人の支援

- ❖ 親族から成年後見制度の利用相談があった際には、申立て支援から後見業務のサポートまで切れ目ない支援を実施します。

法人後見の活用

- ❖ 職員の連携による専門性・継続性の高さを活かした法人後見によって、若年期から制度の利用が見込まれる障害者等や、個人で受任するには負担が大きすぎる困難ケースを中心に多様なケースへの対応に努めます。
- ❖ 市民後見人の受任が適当な事例については、市民後見人候補者に法人後見支援員として関わってもらう等、適宜連携を図ります。



本人の特性に応じた支援

3－3

国の策定する意思決定支援ガイドラインに基づき、研修会を開催する等、本人を支援する「チーム」全体による意思決定支援のスキルアップを図ります。

また、判断能力に不安があり金銭管理を必要とする方や、身寄りがないために生活等に困難を抱えている方で、成年後見制度の対象とならないケース等に対しても、権利擁護検討会議で支援体制等の検討を行います。

主な取組

講演会、研修会の開催

- ❖ 権利擁護支援に関する技術や国の方針等に関する講演会や研修会を開催し、スキルアップを図ります。

権利擁護検討会議の開催（再掲）

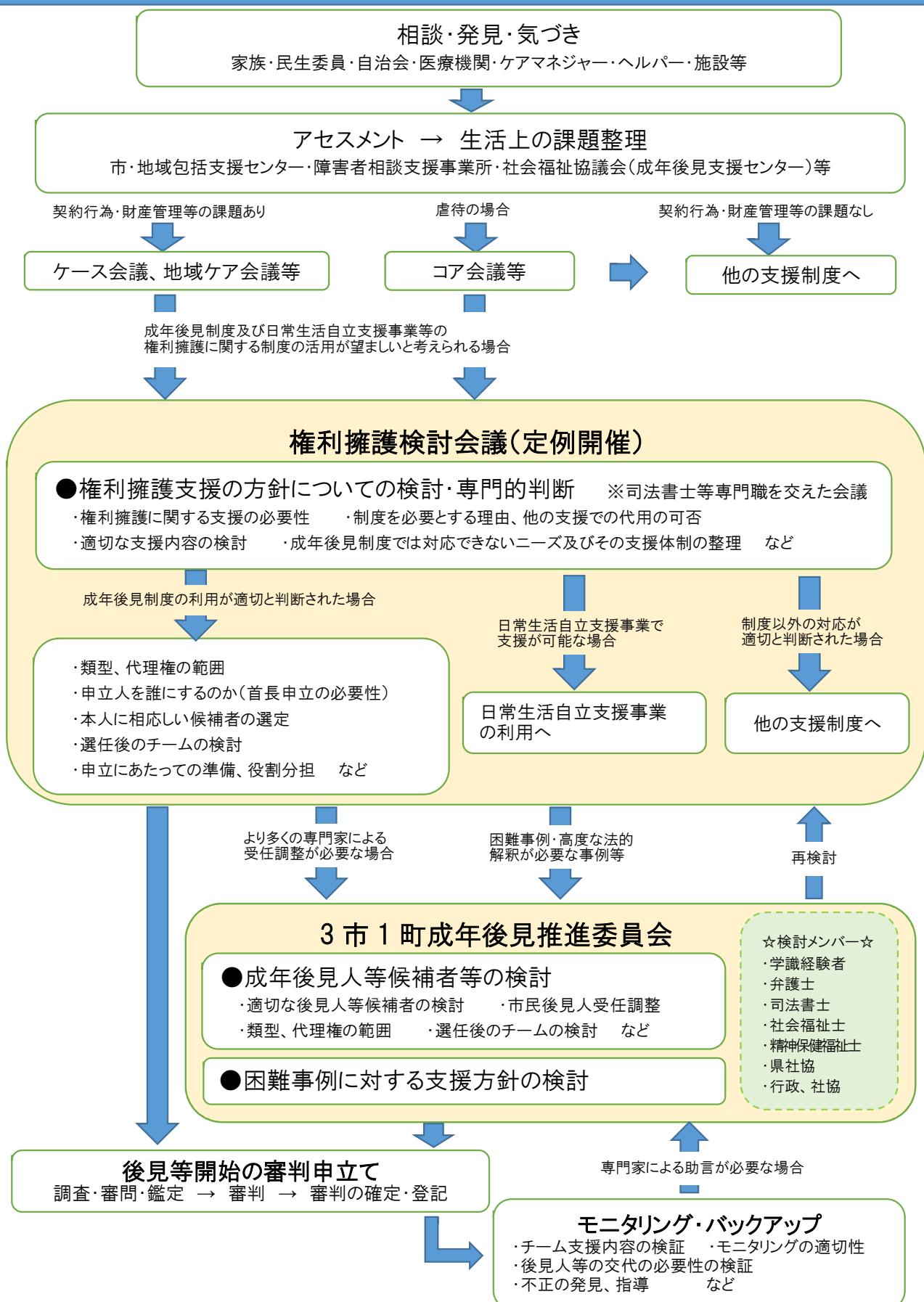
- ❖ 成年後見支援センターが市の福祉所管部署、その他関係機関、司法書士等で構成される協議の場を設定・調整し、今後のチーム体制やその支援体制を検討します。
- ❖ 現在の支援体制では不足する等、新たな地域課題の発見に努め、解決に向けた協議を行います。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
権利擁護の推進に係る講演会・研修会の開催回数（再掲）	5回	10回



適切な権利擁護支援に向けての取り組み（目指す支援の流れ）



第6章 全計画の推進にあたって

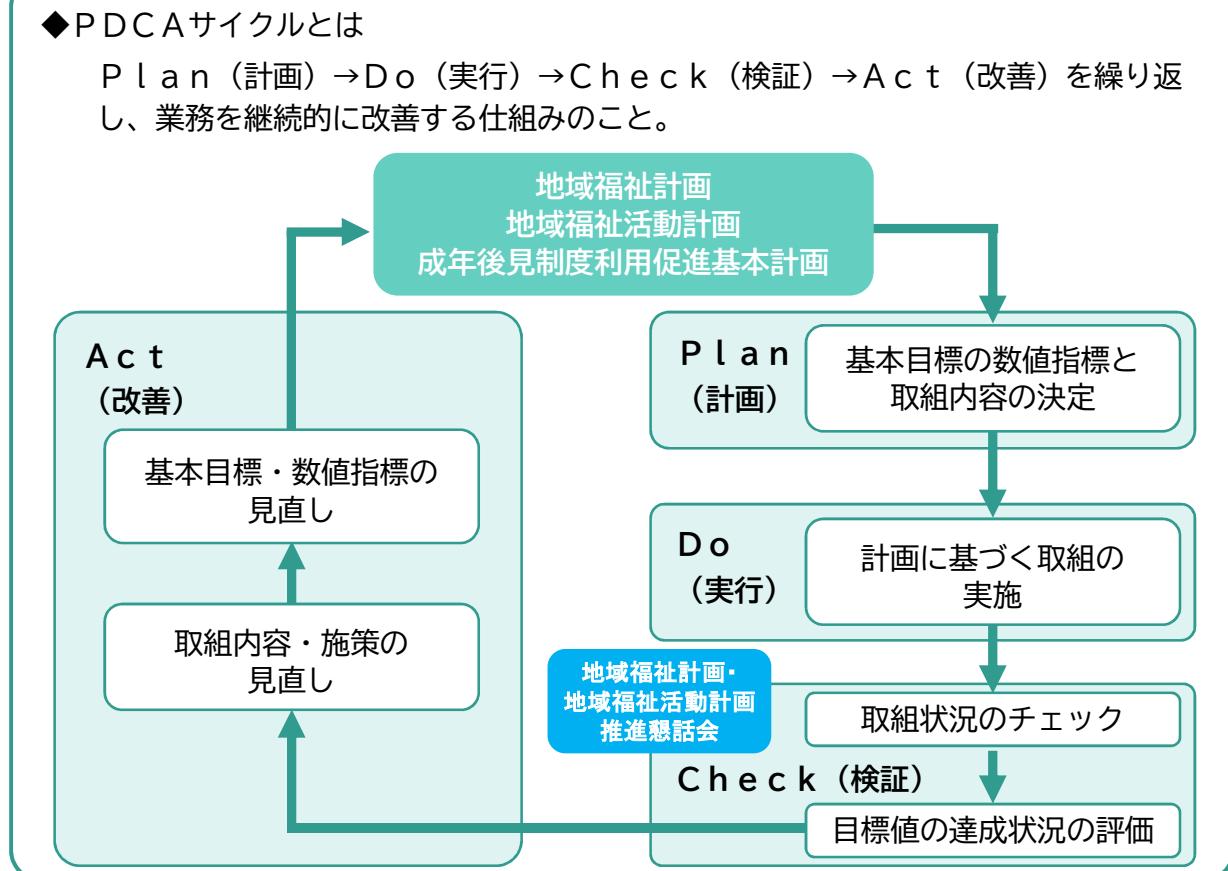
1 計画の推進体制

(1) 計画の推進について

本計画は市が策定する「地域福祉計画」と市社協が策定する「地域福祉活動計画」、新たに策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定しています。計画の推進にあたっては、市と市社協が連携して各施策の推進を図るとともに、国や県、関係機関等だけではなく、自治会・町内会、民生委員・児童委員、市民活動団体、サービス事業者、企業等とも連携を図り、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。また、新型コロナウイルスが流行している現状においては、新型コロナウイルスにおける新しい生活様式を徹底しながら計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理について

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（P D C Aサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会」において計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の推進状況を把握していきます。



2 目標指標

基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり

指標の内容	基準値	目標値
地域活動に参加したことがある市民の割合	76%	90%
住民相互の協力関係が必要だと思う市民の割合	69%	85%
市ホームページ閲覧ページ数	417.6万件	488.5万件
ふれあいサロン参加者数	21,160人	23,000人
学校サポートーズクラブ活動回数	827回	960回

基本目標2 安心して地域で暮らせるまちづくり

指標の内容	基準値	目標値
認知症の方の交流会（当事者同士の交流会）参加者数	17人	80人
子ども育成支援事業利用児数	—	1,300人
市内犯罪発生件数	535件	500件以下
安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数	18事業所	24事業所
防災訓練に参加した市民の割合	29%	31%
市内人身交通事故年間発生件数	1,094件	800件以下
市民後見人の登録人数【2016年度からの累計】 第5章	7人	20人
権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」の編成数 第5章	—	90チーム
成年後見支援センター相談受付件数 第5章	218件	300件
権利擁護の推進に係る講演会・研修会の開催回数 第5章	5回	10回
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数 第5章	—	24件

基本目標3 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

指標の内容	基準値	目標値
地域ケア個別会議開催数	162回	230回
生活困窮者への就労支援による就労者数	43人	80人
学習チャレンジ支援事業参加者高校進学率	100%	100%

指標の内容	基準値	目標値
障害福祉サービス利用のための計画相談支援の利用者数	810人	900人
重度障害者（児）日常生活用具助成件数	2,998人	3,000人
在宅看取者数	253人	290人
看護小規模多機能型居宅介護施設数	1か所	2か所
ケアプラン点検件数	14件	20件
支え合い介護予防教室（ふじえだアクティブラブ）の数	20か所	45か所
介護予防講座の開催数	28回	30回
不妊治療助成件数	238件	270件
地域子育て支援拠点の利用者数	—	120,000件
放課後等デイサービス平均利用者数（月）	258人	322人
発達支援実践セミナー連続受講者数【2014年度からの累計】	242人	440人
サポートファイル利用者数【2019年度からの累計】	—	420人
地域支え合い出かけっC A Rサービス実施地区数	5地区	7地区
障害者グループホーム月平均入居者数	96人	108人
農福連携事業による農業者と障害者のマッチング件数	0件	10件
障害者テレワークオフィスの利用者数	3人	8人
障害者福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	9人
障害者福祉施設利用者の一般企業に就職した数	17人	30人
障害者の医療型短期入所の利用者数	7人	20人
自立高齢者の割合	84%	84%
ディーセントライフ事業活動人数	989人	1,060人
保育所等利用待機児童数	0人	0人
保育所等利用定員数	2,639人	2,920人
放課後児童クラブ利用定員数	1,398人	1,650人
母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給者数	5人	15人

基本目標4 地域の社会資源を育む仕組みづくり

指標の内容	基準値	目標値
生涯学習人材バンク登録者数	242人	265人
福祉ボランティアの登録者数	4,710人	5,000人
福祉ボランティアの登録団体数	202団体	250団体

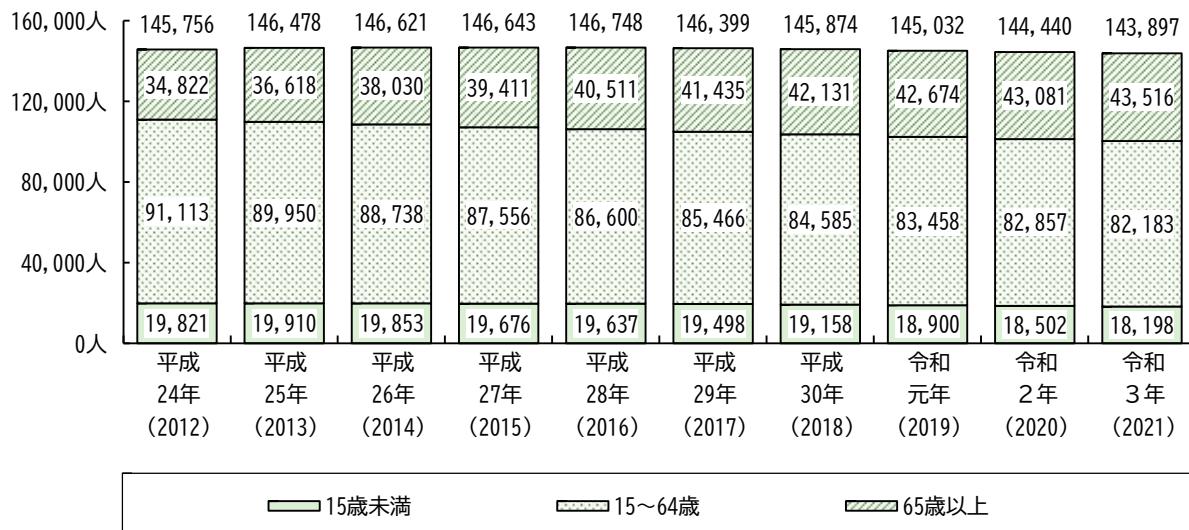
資料編

1 統計資料

(1) 人口の状況

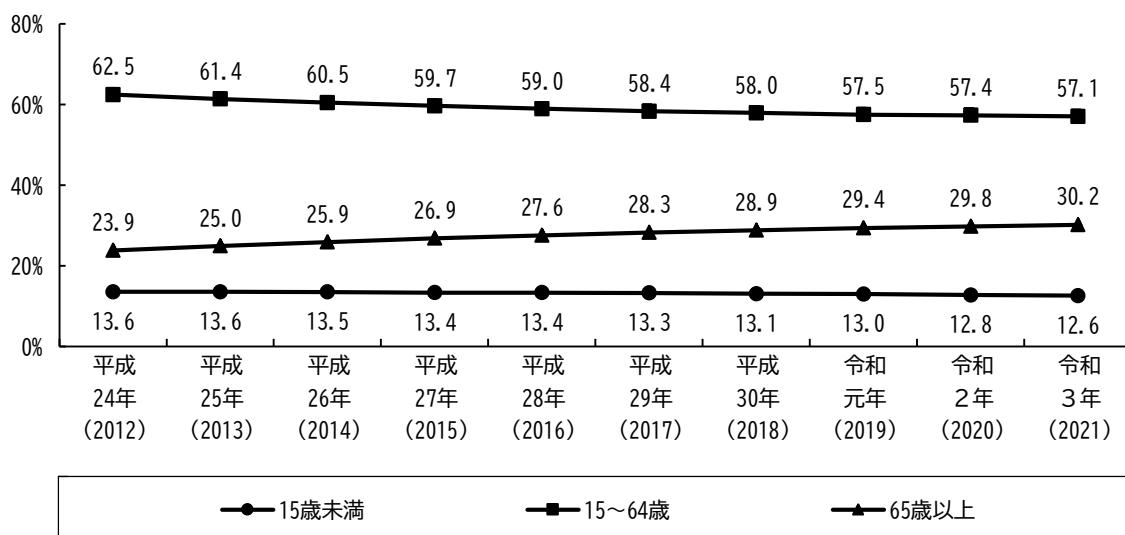
本市の総人口は平成28年の146,748人をピークに減少に転じ、令和3年は143,897人となっています。年齢3区別の人口割合をみると、15歳未満、15～64歳の割合は減少しているのに対し、65歳以上の割合は増加しております。地域における働き手、福祉の担い手が減少しており、福祉人材の確保に向けた取組が求められます。

【総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月末現在）

【年齢3区別人口割合の推移】

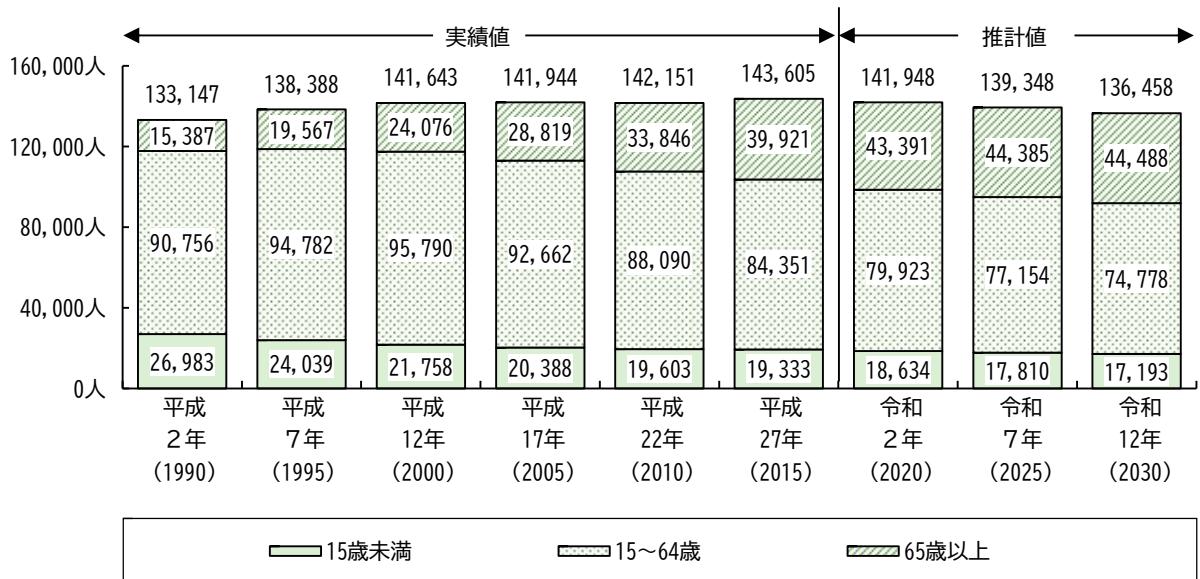


資料：住民基本台帳（各年4月末現在）

(2) 将来のまちの姿（人口推計）

年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が進行しており、2000年以降は特に生産年齢人口の減少が顕著になっています。一方で老人人口（65歳以上）は急速に増加しており、2030年には32.6%に達するものと推計されます。本計画の最終年度となる令和7年には、団塊の世代の全員が後期高齢者の年齢に達します。福祉サービスを利用する人の増大に備え、施策を展開する必要があります。

【総人口・年齢階層別人口の推移】



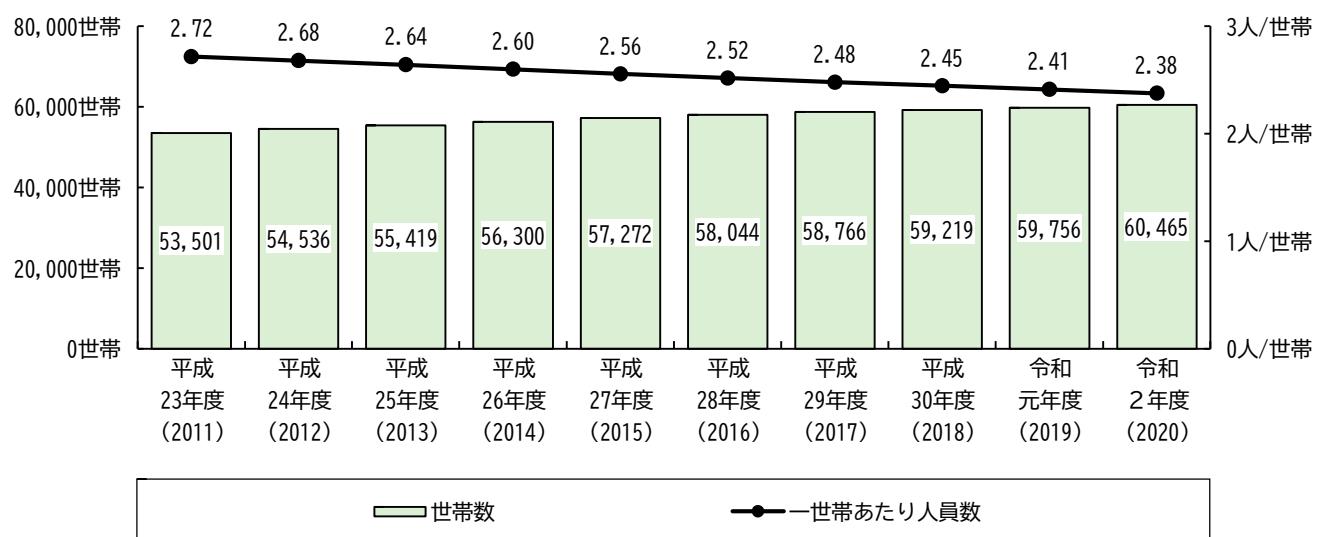
資料：藤枝市総合計画

(3) 世帯の状況

世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、世帯数が増加している一方で、一世帯あたり人員数は減少しています。

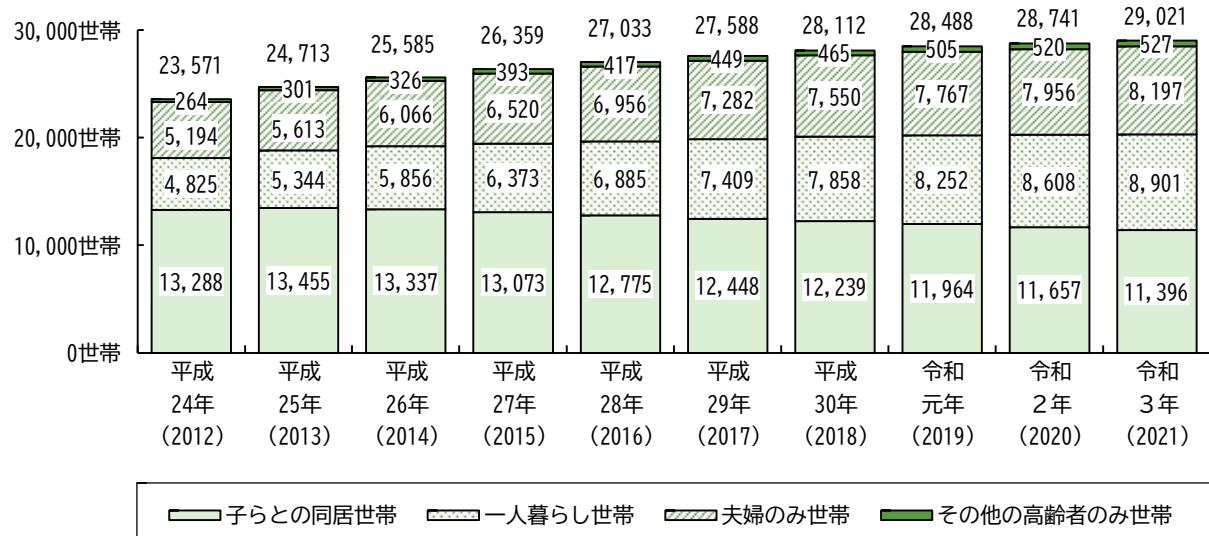
高齢者世帯数は、10年間で約1.2倍となっており、一人暮らし世帯で特に増加割合が大きくなっています。社会的孤立を防止するため、地域での見守り体制を強化する必要があります。

【世帯数と一世帯あたり人員数の推移】



資料：総務課（各年度末現在）

【世帯区分別高齢者世帯数の推移】



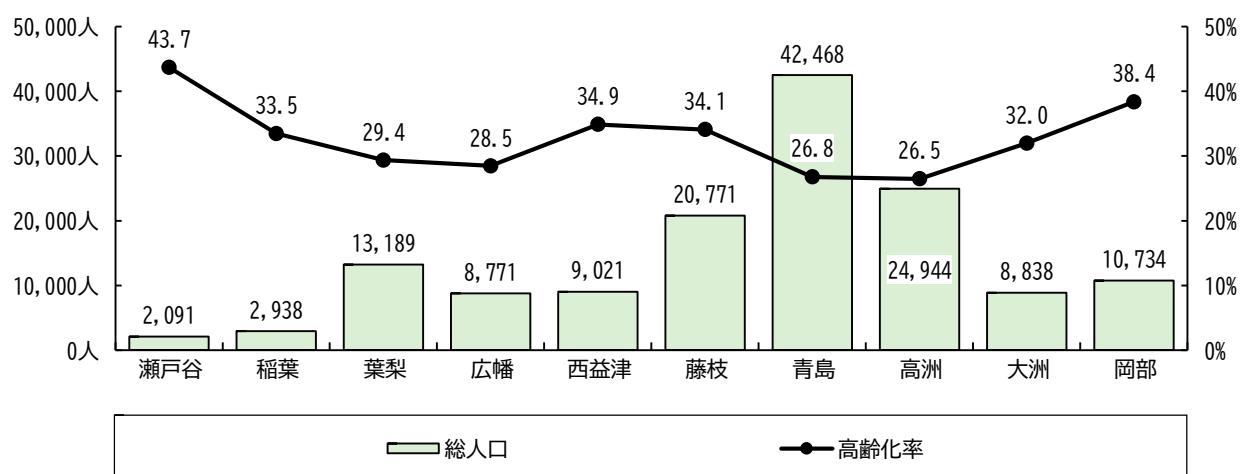
資料：介護福祉課（毎年4月1日現在）

(4) 地区別の状況

地区別人口をみると、総人口は青島地区が42,468人、高齢化率は瀬戸谷地区が43.7%と最も高くなっています。

総人口の最も多い青島地区と最も少ない瀬戸谷地区では約20倍の差があります。また、高齢化率においては、最も高い瀬戸谷地区と最も低い高洲地区では約17ポイントの差があります。地域によって、人口規模・高齢化率に差があるため、地域の特性に応じた施策を検討する必要があります。

【地区別人口】



資料：総務課（令和3年3月31日現在）

(5) 子どもや子育て家庭の状況

保育需要の高まりにより、幼稚園園児数は減少傾向、保育所園児数は増加傾向にあり、令和2年以降は幼稚園園児数を保育所園児数が上回っています。

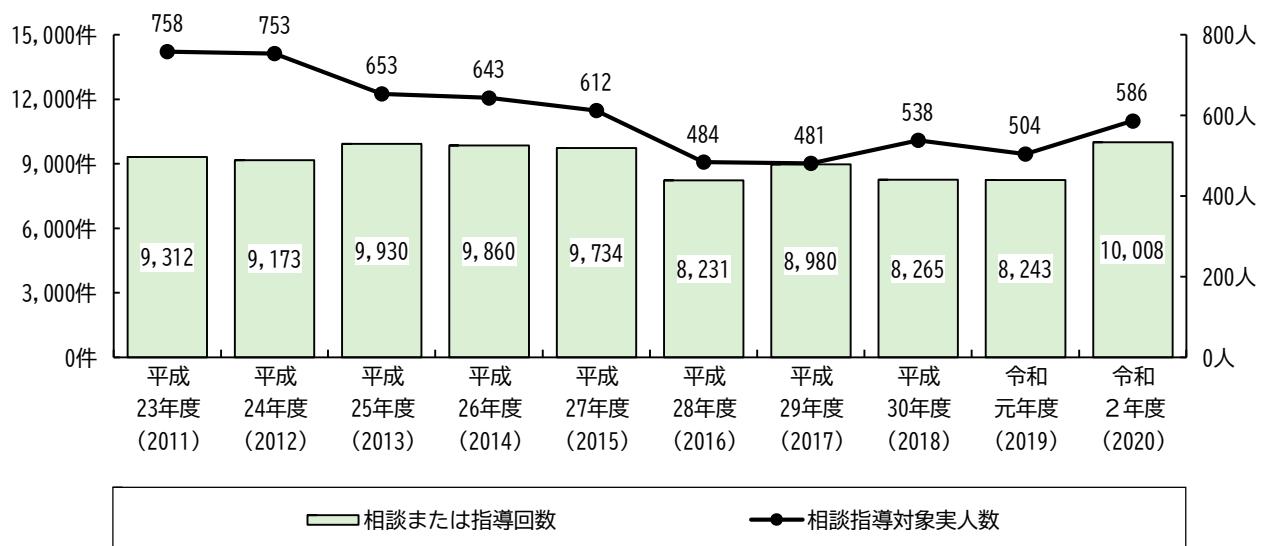
家庭児童相談指導対象実人数は平成23年度以降減少傾向となっています。相談または指導回数は平成25年度以降は微減傾向にありましたでしたが、令和2年度は増加し、10,008件となっています。相談窓口の周知や保健師による巡回等により誰もが気軽に相談できる体制を整備します。

【幼稚園園児数、保育所園児数の推移】



資料：児童課（幼稚園園児数…各年5月1日現在、保育所園児数…各年4月1日現在）

【家庭児童相談または指導回数の推移】

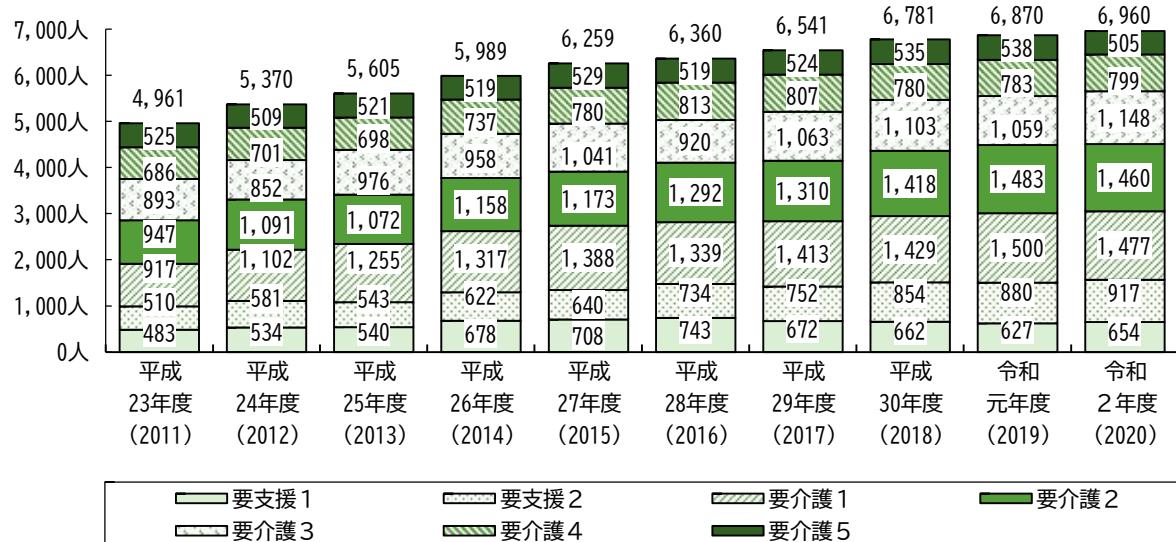


資料：子ども家庭課（各年度末現在）

(6) 要支援・要介護認定者等の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加しています。特に、要支援2、要介護1の増加割合が大きくなっています。介護サービスの提供体制を確保するとともに、健康づくりや介護予防の取組を通じて生涯にわたって自立した生活を継続できるよう支援する必要があります。

【要支援・要介護認定者数の推移】



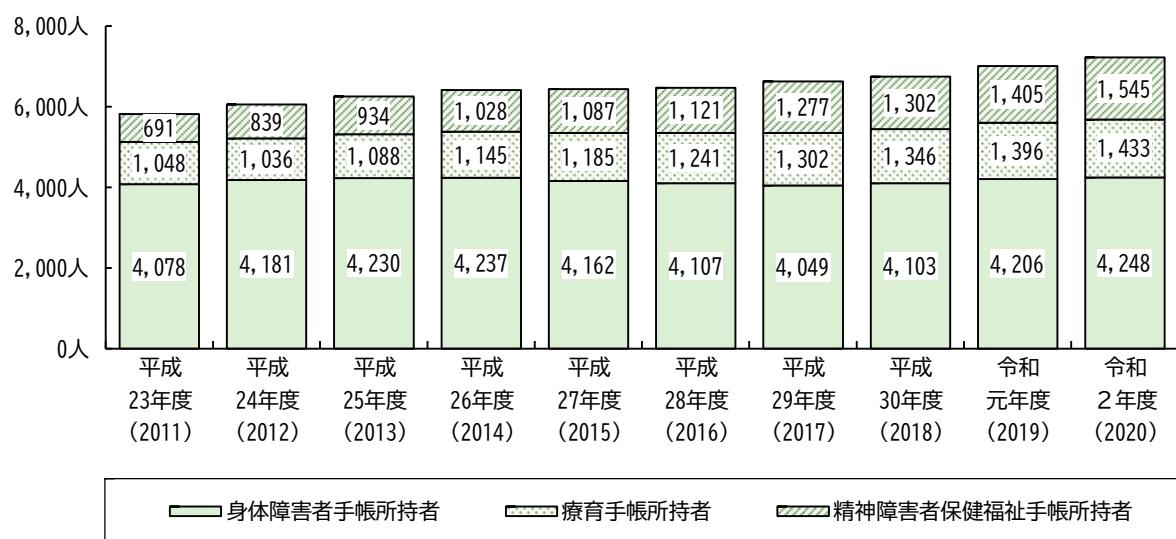
(26年度以降は2号含む)

資料：介護福祉課（各年度末現在）

(7) 障害のある人の状況

障害者手帳*所持者数の推移をみると、いずれの手帳所持者も増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加割合が高くなっています。今後は働き手、福祉の担い手の確保のため、障害の有無にかかわらず就業や社会参加がしやすい環境を構築する必要があります。

【障害者手帳所持者数の推移】

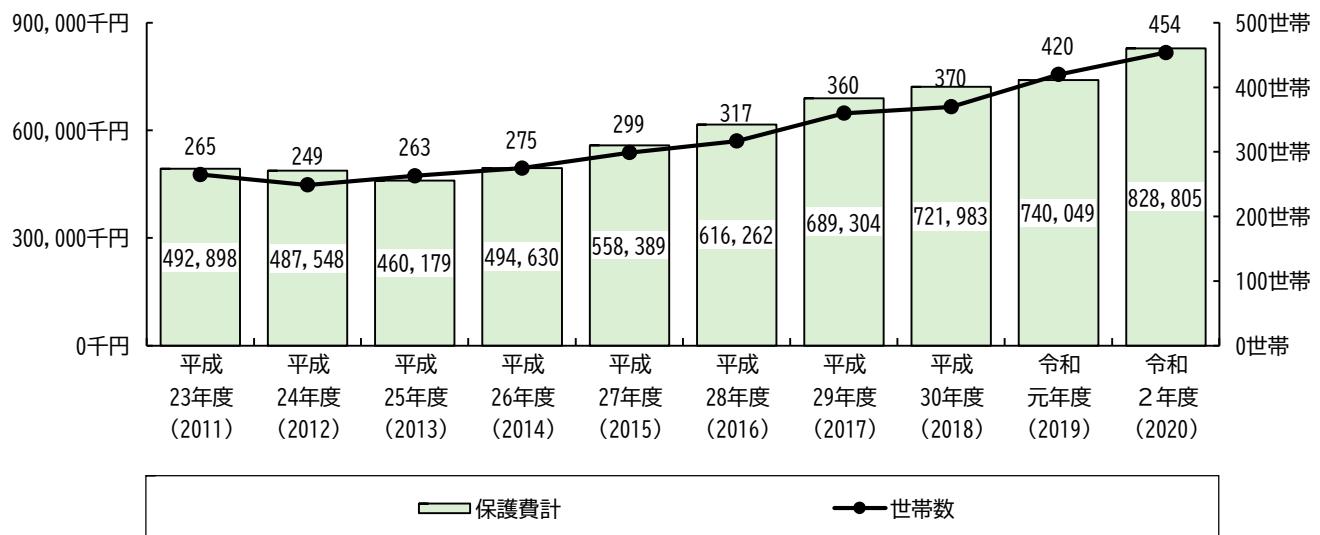


資料：自立支援課（各年度末現在）

(8) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は増加傾向となっており、令和2年度では454世帯となっています。保護費は平成25年度以降増加を続けており、令和2年度では828,805千円となっています。保護費の増大を未然に防ぐため、関係機関と連携しての早期発見や継続的な自立支援が必要です。

【生活保護世帯数の推移】



資料：自立支援課（各年度末現在）

2 アンケート調査

調査概要

【調査対象】

市民意識調査	藤枝市内に在住する市民の方の中から2,500人を無作為抽出
小中学生調査	藤枝市内の小学6年生、中学3年生
ボランティアグループ調査	令和2年9月時点で、市社協にボランティア登録、または取組状況票を提出しているボランティアグループ
福祉団体調査	藤枝市を中心に地域福祉に関する活動をしている団体及び施設
社会福祉施設調査	

【調査方法】

市民意識調査	郵送配布・郵送回収
小中学生調査	学校配布・学校回収
ボランティアグループ調査	郵送配布・郵送回収
福祉団体調査	郵送配布・郵送回収
社会福祉施設調査	

【調査期間】

市民意識調査	令和2年10月14日（水）～令和2年10月30日（金）
小中学生調査	令和2年9月23日（水）～令和2年9月29日（火）
ボランティアグループ調査	令和2年10月14日（水）～令和2年10月30日（金）
福祉団体調査	令和2年10月16日（金）～令和2年10月30日（金）
社会福祉施設調査	

【回収状況】

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
市民意識調査	2,500	1,626	1,624	65.0%
小中学生調査	681	655	653	95.9%
ボランティアグループ調査	180	151	151	83.9%
福祉団体調査	13	10	10	76.9%
社会福祉施設調査	41	27	26	63.4%

※有効回収数とは、回収数から白票等の無効票を除いた数

【グラフを見る際の注意点】

- (1) 基数となるべき実数は調査数 n として記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 一部のグラフにおいて、回答者が少ない項目は数値の掲載を省略しています。
- (4) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- (5) 団体については、回答を団体数（団体）で示しています。
- (6) 施設については、回答をカ所数（カ所）で示しています。

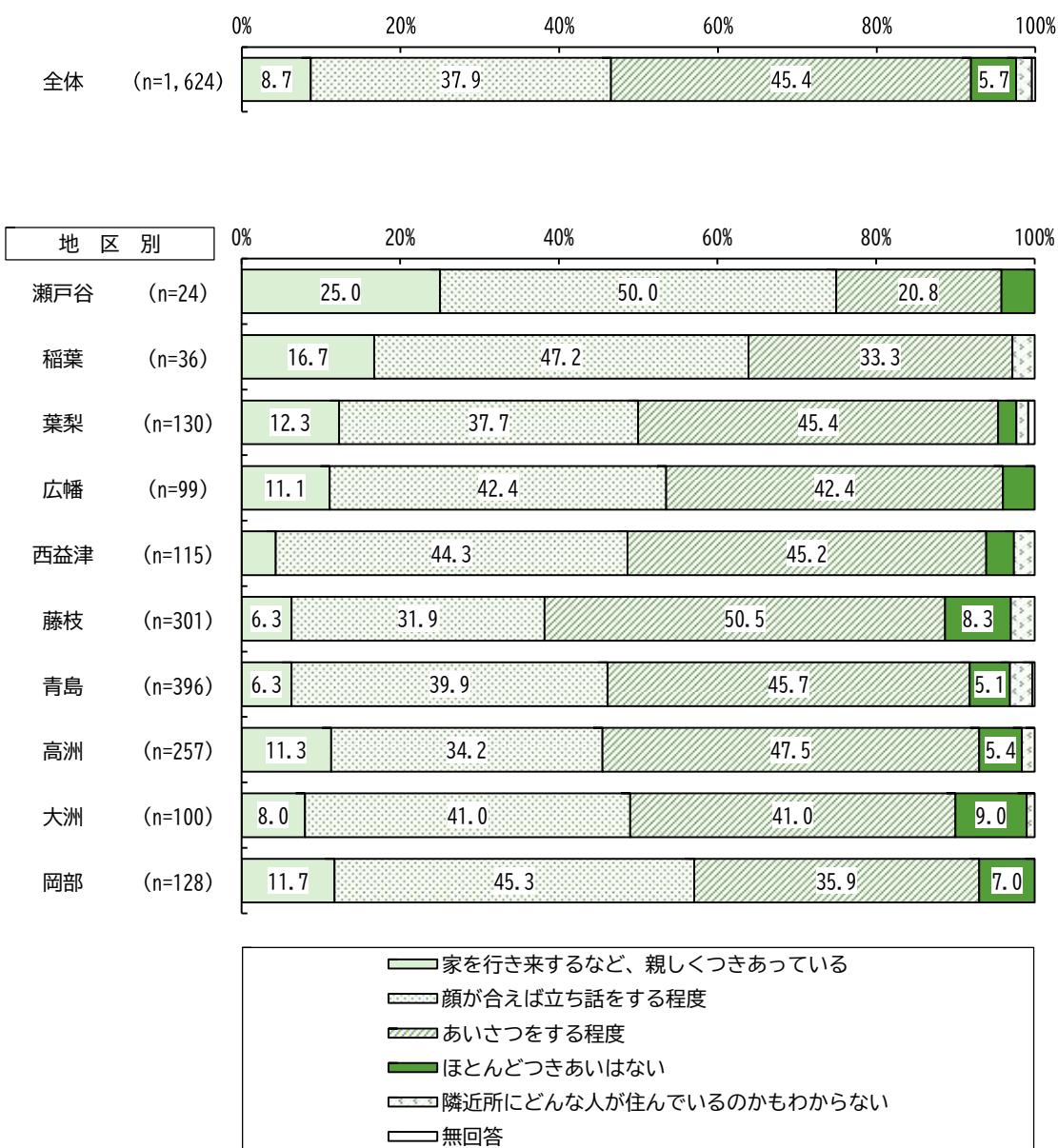


(1) 共生意識の醸成と地域活動の活性化

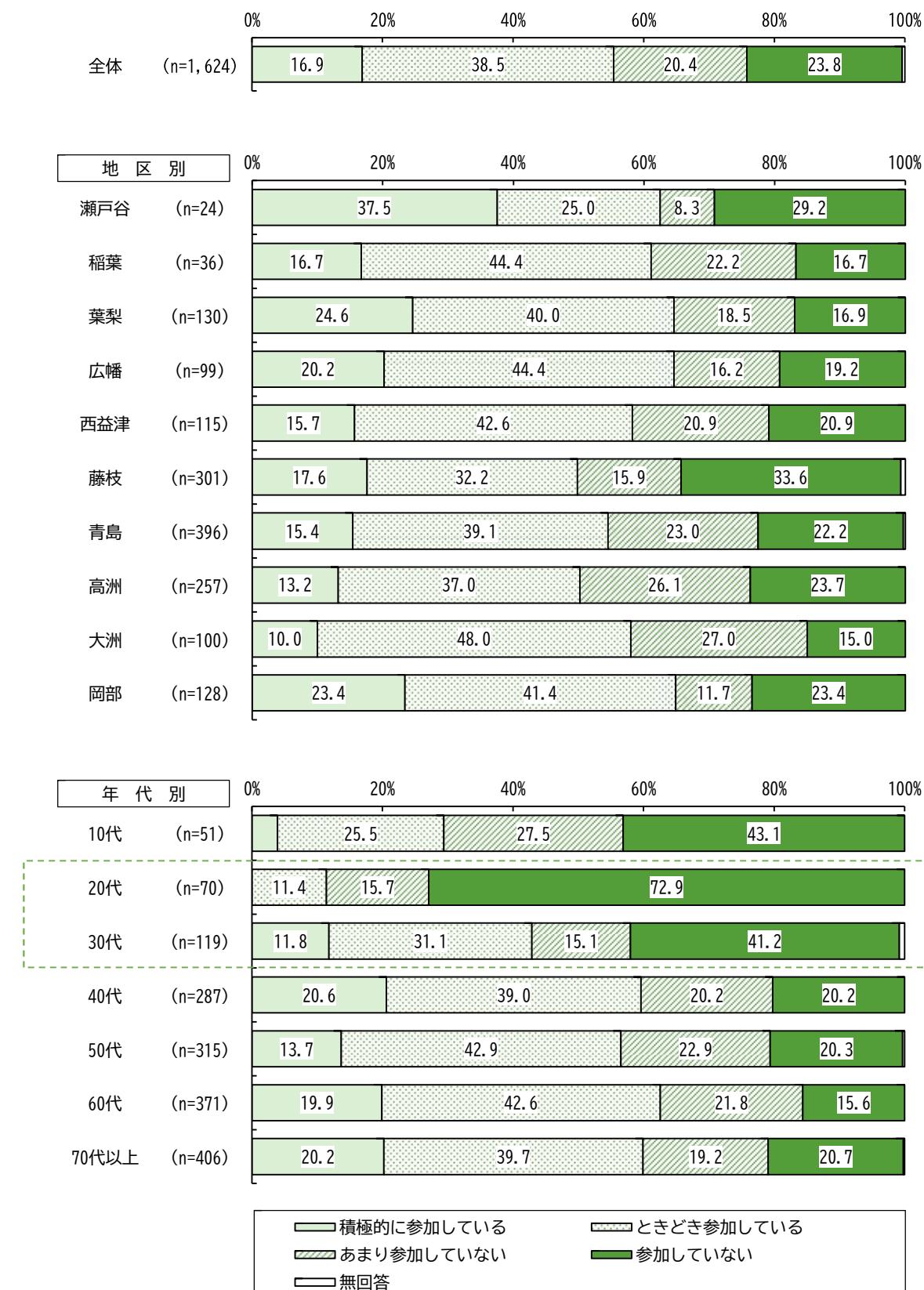
地域の活動に参加しやすい環境の充実が必要

市民意識調査では、近所付き合いについて「あいさつをする程度の付き合い」が、前回調査（38.0%）から大きく上昇し、全体の半数程度（45.4%）を占め、地域活動の参加状況においても同様の傾向（「参加していない」が前回調査の16.6%から23.8%）がみられ、特に都市部で顕著になっています。

■市民意識調査『近隣住民との付き合いの程度』



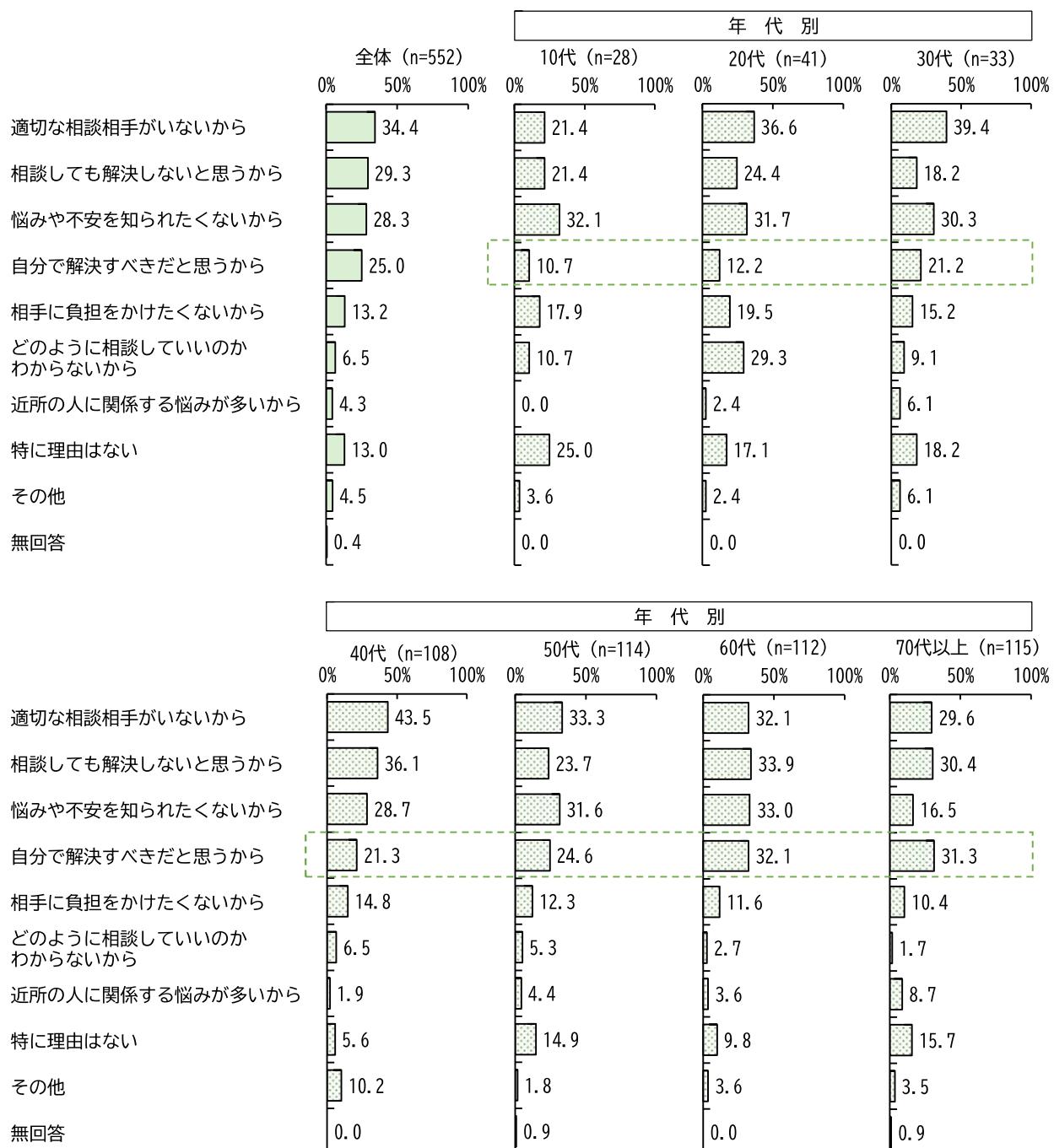
■市民意識調査『地域活動の参加状況』



住民同士が互いを信頼できる、「我が事・丸ごと」の互助意識の醸成が必要

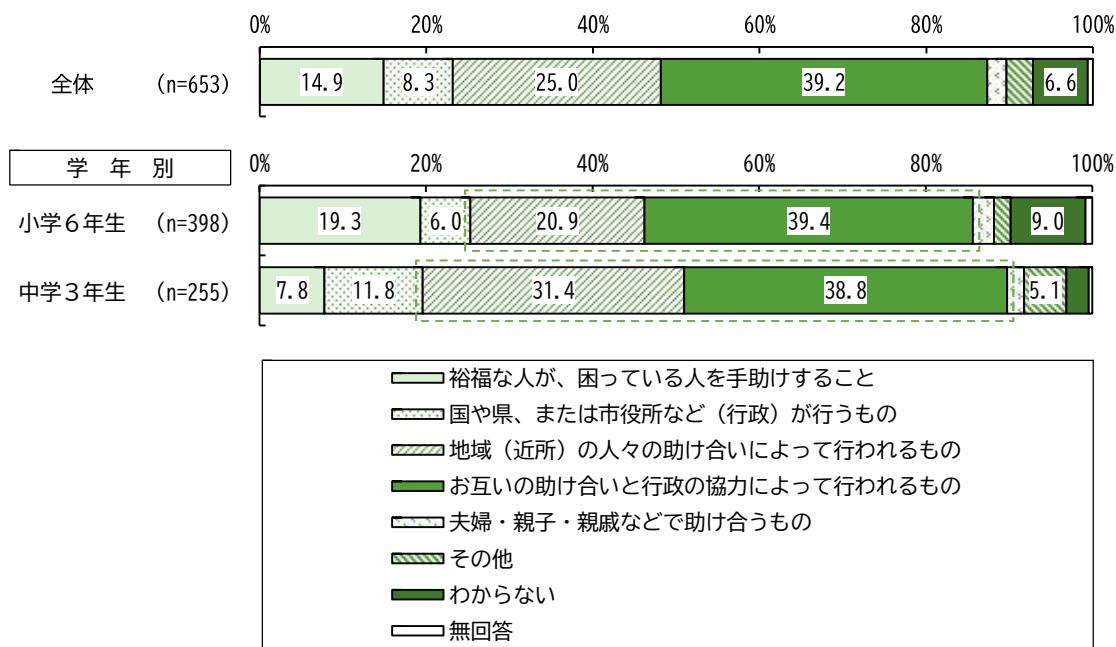
近所の人に困りごとを相談しない理由においては、「適切な相談相手がないから」が34.4%、「悩みや不安を知られたくないから」が28.3%等となっており、「その他」や記述回答の内容も踏まえると悩みを相談できるほど親密な近所付き合いが少ないと想定され、自身の悩みや生活事情が外部に広まることに対する懸念が多いことがうかがえます。また、「自分で解決すべきだと思うから」の割合は、年代が高くなるにつれて増加傾向にあります。

■市民意識調査『近所の人に困りごとを相談しない理由』



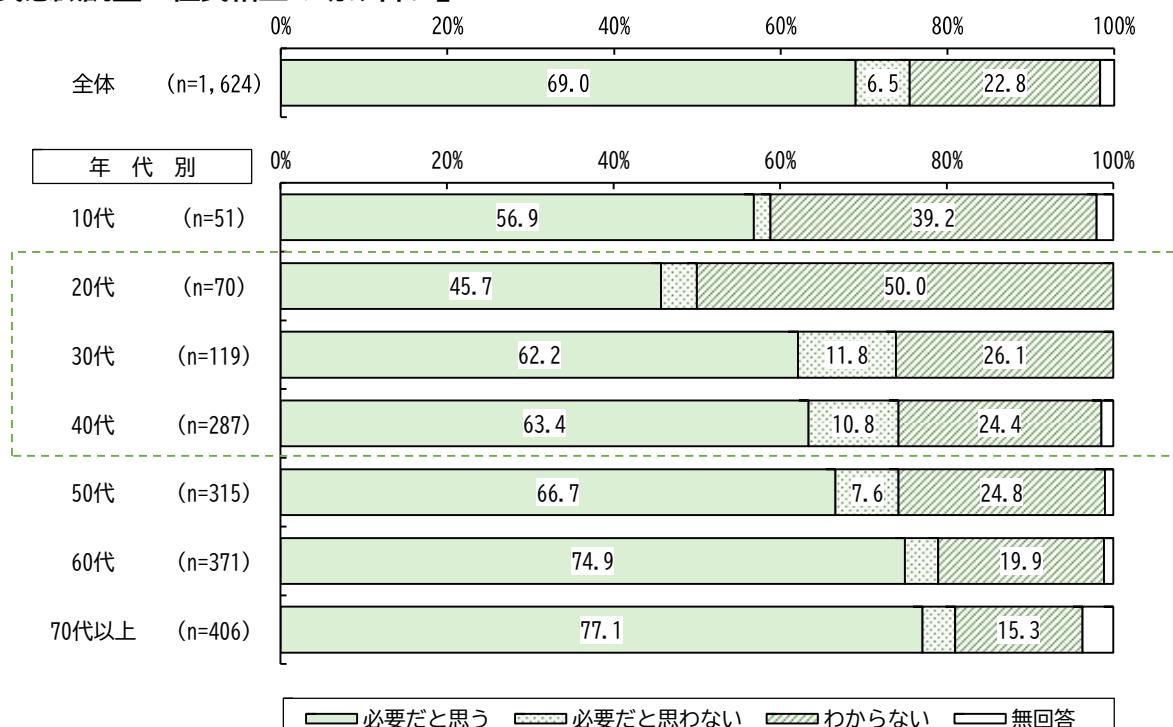
また、小・中学生を対象にした調査結果をみると、「福祉」に対するイメージは、「お互いの助け合いと行政の協力によって行われるもの」が39.2%と最も多く、次いで「地域（近所）の人々の助け合いによって行われるもの」が25.0%等、地域共生社会の理念に近い考え方を持つ割合が多くなっています。また、中学生においては小学生よりも一層浸透していることがわかります。

■小・中学生調査『福祉に対するイメージ』



一方で、市民意識調査においては、住民相互の助け合いが「必要だと思う」が69.0%と前回調査（77.3%）よりも少なくなっています。また、20代では住民相互の助け合いが「必要だと思う」の割合が低くなり、30代、40代では「必要だと思わない」が1割を超えていました。

■市民意識調査『住民相互の助け合い』

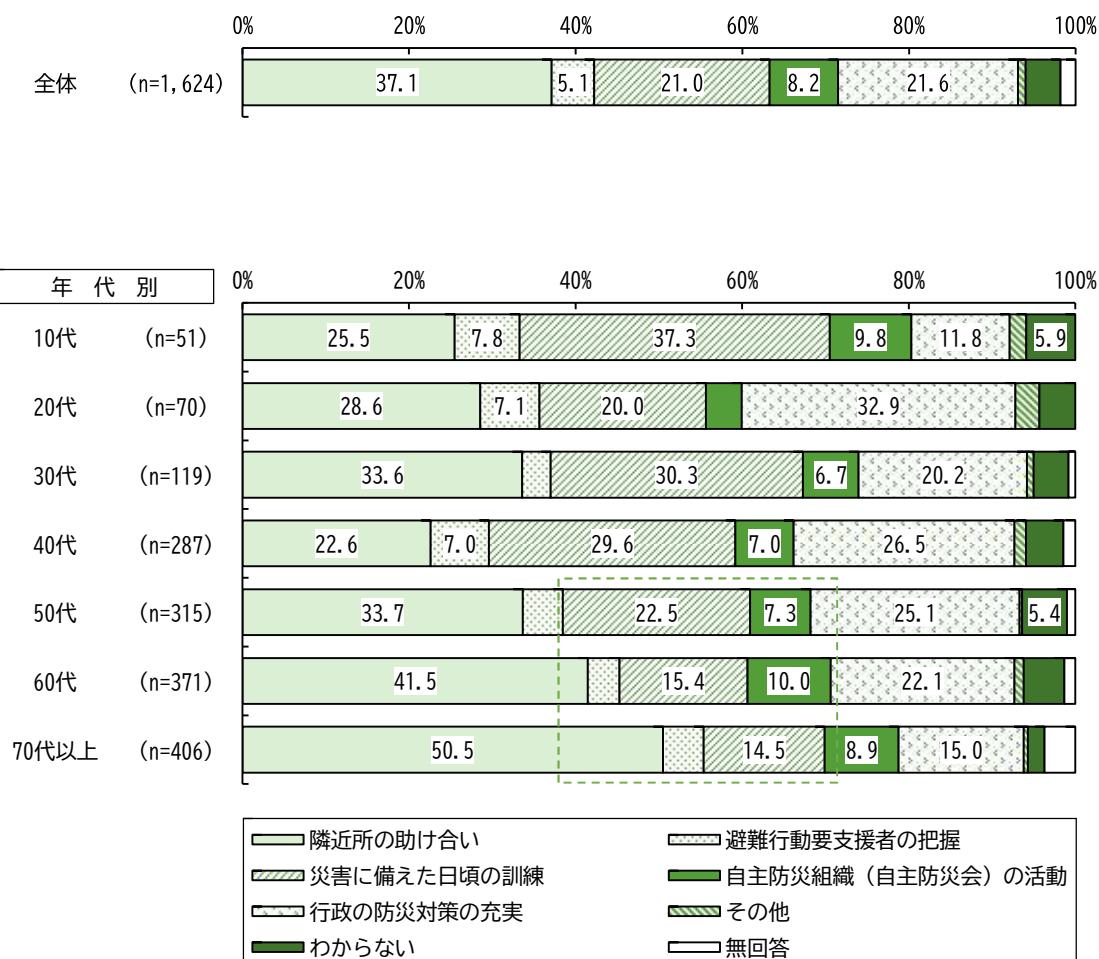


(2) 住民の安心と安全な暮らし環境の確保

地域防災対策の推進

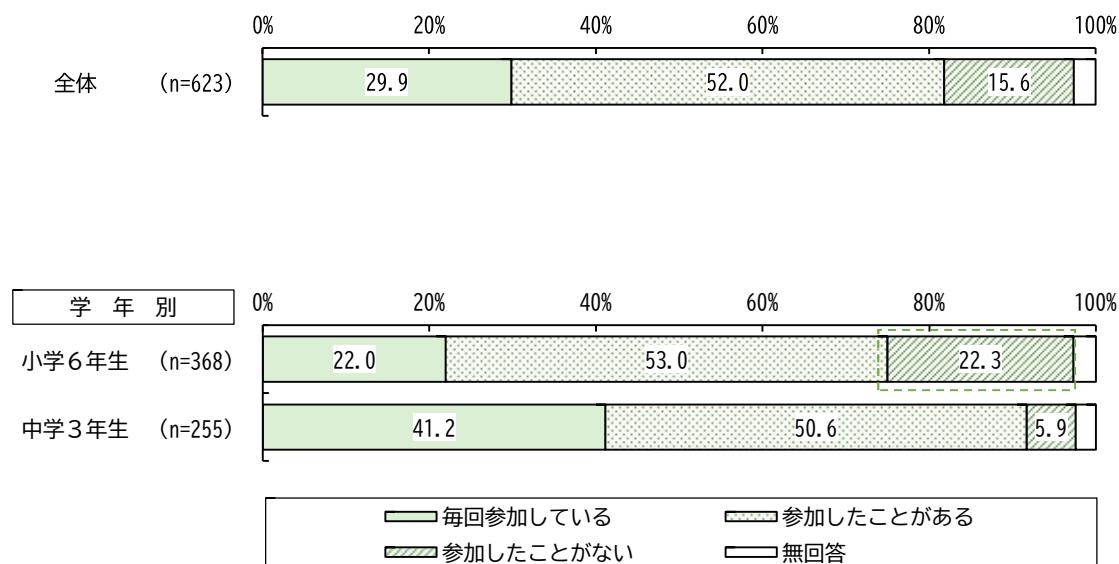
市民意識調査の結果を年代別にみると、10代から40代においては「隣近所の助け合い」を重視する割合は3割前後でばらつきがありますが、50代以降は3割を超えて、年代が高くなるにつれて増加傾向にあります。一方で「災害に備えた日頃の訓練」を重視する割合は、年代が高まるにつれて減少傾向にあります。

■市民意識調査『災害から身を守るために重要なこと』



また、小・中学生の調査においても、特に小学生の防災訓練への参加状況は、「毎回参加している」が22.0%、「参加したことがある」が53.0%、「参加したことがない」が22.3%と、「参加したことがない」が2割以上となっています。中学生になると、「毎回参加している」が41.2%、「参加したことがある」が50.6%、「参加したことがない」が5.9%と、「毎回参加している」が4割以上と高い水準にあります。

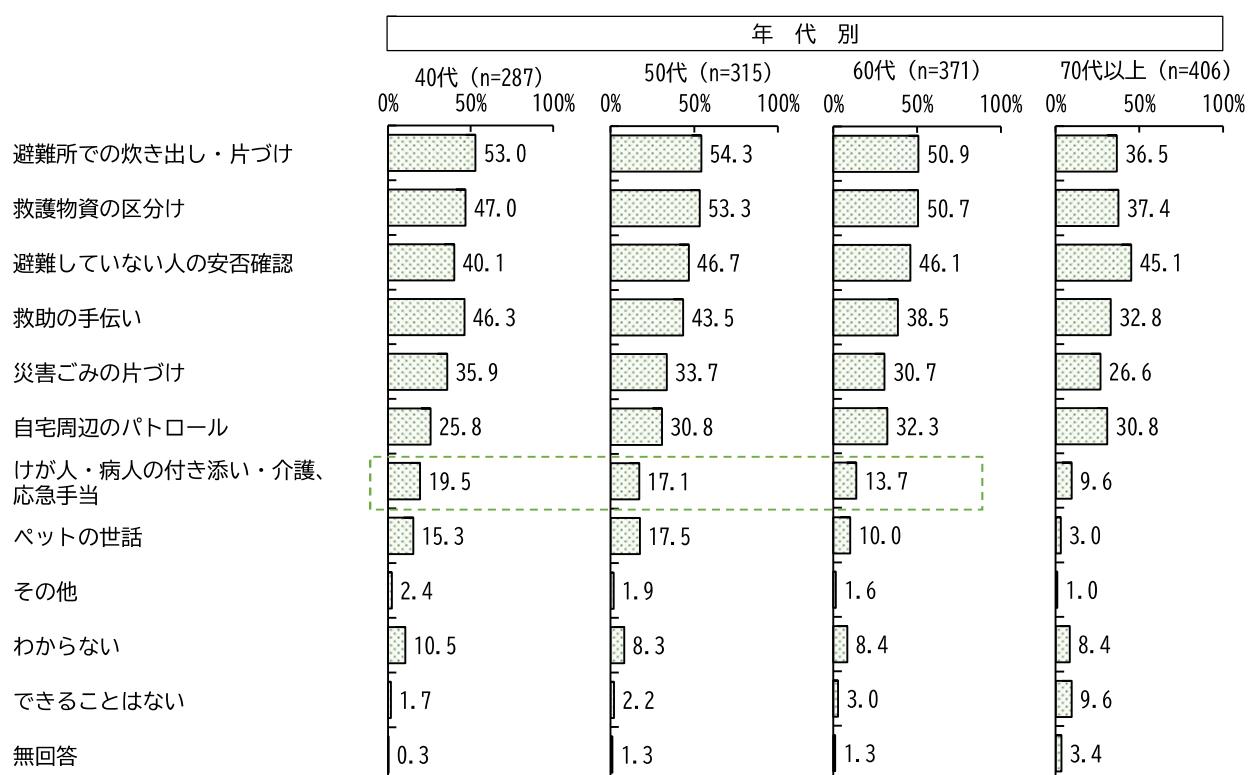
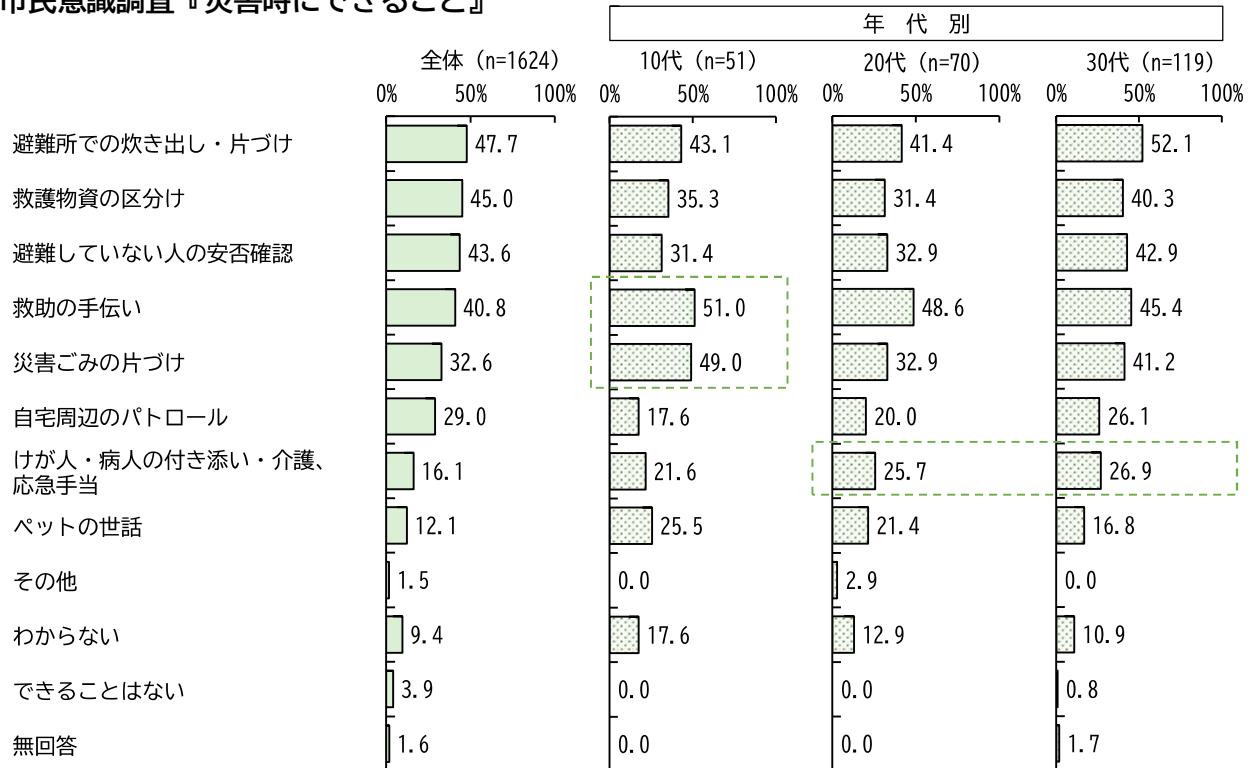
■小・中学生調査『防災訓練への参加状況』



なお、「災害時に地域のためにできること」については、10代で「救助の手伝い」、「災害ごみの片づけ」が高く、20代、30代では「けが人・病人の付き添い・介護、応急手当」が3割弱等、各世代で傾向が異なります。

また、40代以上は炊き出しや安否確認等が高い傾向にありますが、一方で「けが人・病人の付き添い・介護、応急手当」が若年層と比較して低い水準にあります。

■市民意識調査『災害時にできること』



感染症等の緊急時における体制と、福祉サービス等の提供体制の確保が必要

2019年11月末に発生した新型コロナウイルス感染症は世界的流行となっており、歴史的緊急事態が発生しています。市民意識調査では、感染予防による影響の傾向として、施設等における感染予防・検温等の措置によって病院や福祉施設の利用または面会等に支障があったことをはじめ、外出自粛への対応や働き方等、性別や世代を問わず、生活の様々な面で多大な影響が発生していた様子がうかがえます。

■自由意見（新型コロナウイルス感染症の影響に関する意見抜粋）

- ❖ 外出自粛や人とのふれあい、飲み会等の制限、自己の体調管理。
- ❖ 学校教育の遅れ、子どもたちのふれあい、コミュニケーションの低下。
- ❖ 団体スポーツの場が大きく減少し、体を動かす度合が不足している。
- ❖ 訪問者等に応対するとき、どの程度予防したら良いか迷う
(感染者、非感染者の区別が不明)。
- ❖ 自分が感染しても他の人を感染させても困るので日々の生活に神経を使います。
- ❖ 高齢者のひきこもり、日中の話し相手の無さ。
- ❖ コミュニケーション活動（親睦会、地域活動会合）等における接触の度合（許容の）がわからなくて、活動が不活発となっている。
- ❖ これから就職活動を始める子を持つ親として、就職活動が思うように進まず、長期化した場合、更に親の経済的支援が必要となってくると考えられ、親の職場状況も不安な中、先行きが心配される。

現在の新型コロナウイルス感染症対策の検証をしっかりと行い、新たな感染症、ウイルスの被害等不測の事態に備え、外出自粛や事業所の運営が困難な状況下においても、福祉サービスを絶やすことなく提供できるよう、連携体制を検討する必要があります。

住民、ボランティア、関係機関による重層的な見守り体制が必要

昨今、子どもたちの命を脅かす凶悪犯罪が多発しています。また、高齢化により一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えている中、高齢者を狙う悪質犯罪も大きな問題となっています。

■各高齢者世帯数の推移と比較

(単位：世帯)

世帯類型	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	44,644	46,923	49,622	52,268
高齢単身世帯	1,449	2,090	2,977	4,225
	3.2%	4.5%	6.0%	8.1%
高齢夫婦世帯	3,045	4,244	5,537	6,921
	6.8%	9.0%	11.2%	13.2%

資料：国勢調査

※平成12年、17年は旧岡部町を含む

※高齢単身世帯：65歳以上の1人のみ世帯、高齢夫婦世帯：夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみ世帯

また、ボランティアグループへの調査においても、活動を通じて生活困窮者や虐待の可能性のある児童と接するのは全体の約3%、ひきこもり・閉じこもりは約7%と非常に低い水準にあり、深刻な課題を抱え、支援を必要とする人の様子が見えない現状がうかがえます。

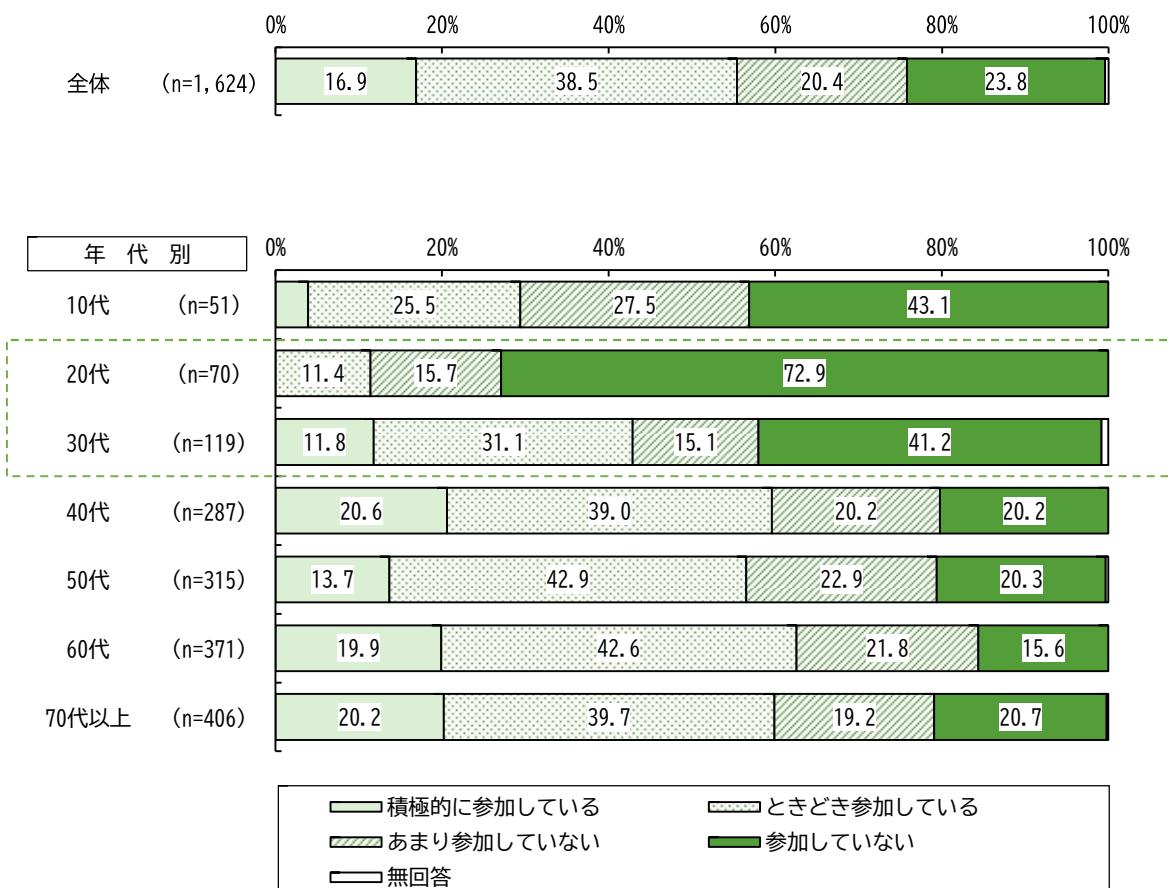
今後は、多様な活動主体や様々な専門機関が地域活動を通じて住民、ボランティア団体と連携・協働しながら、住民の見守りと必要な支援につなげる重層的なネットワークを構築・拡充する必要があります。

(3) 福祉サービスの充実と利用促進

福祉ニーズに寄り添ったサービスの充実とサービスの周知啓発が必要

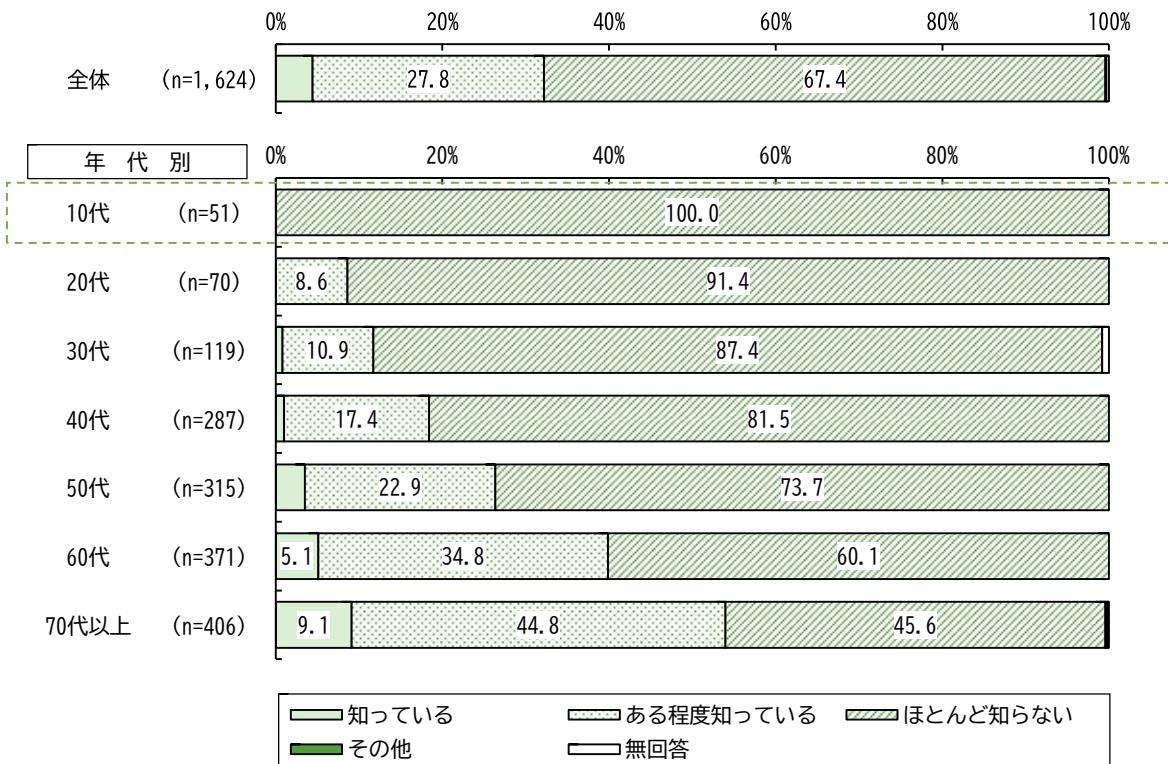
市民意識調査結果から、地域の活動に『積極的』または『ときどき参加している』と回答した割合は55.4%と、前回調査（60.9%）よりも少なくなっています。

■市民意識調査『地域活動の参加状況』

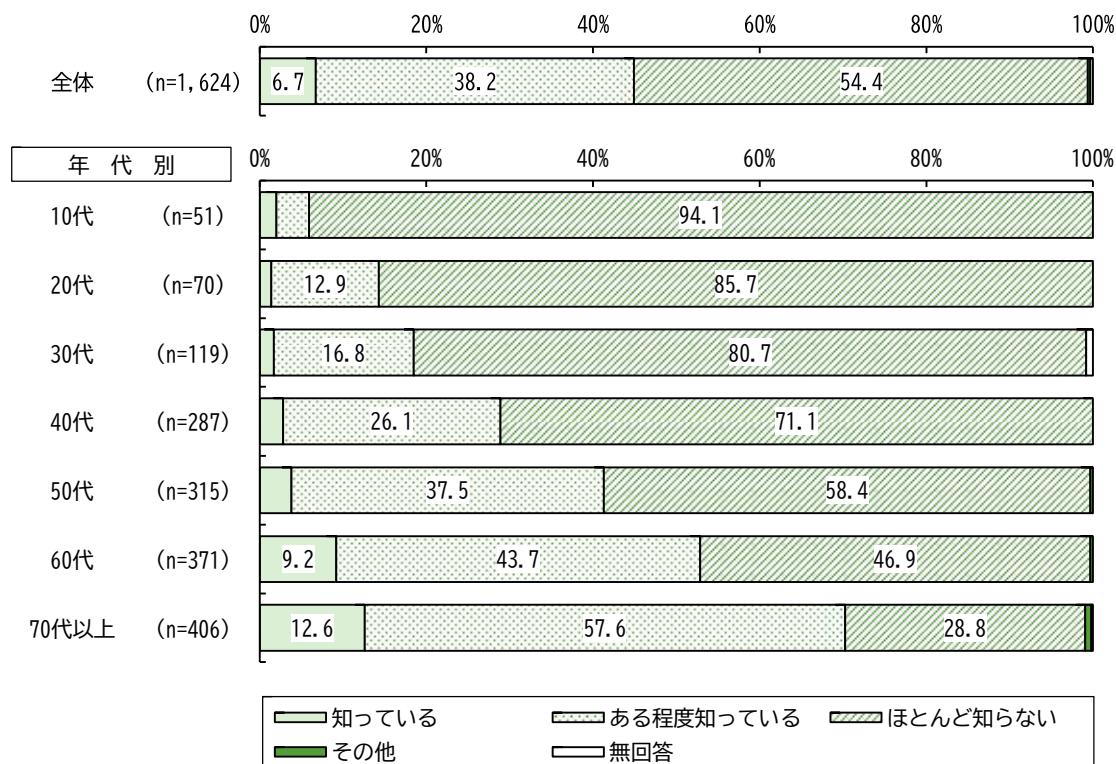


地区社協の活動の認知度は32.2%となっており、前回調査（27.4%）よりも高くなっています。また、10代においては20代よりも地域活動への参加状況は良いにもかかわらず、福祉関係者、特に地区社協はほとんど認知されていません。

■市民意識調査『地区社協の認知状況』



■市民意識調査『民生委員・児童委員の認知状況』

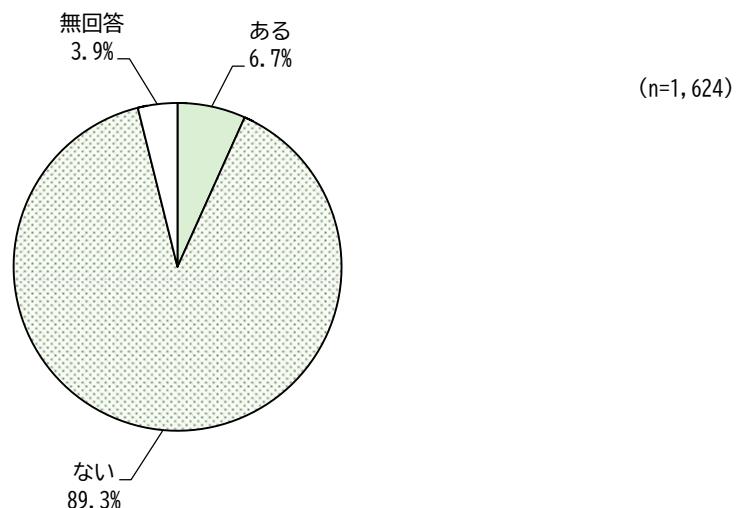


「制度の狭間」にも対応した包括的な支援体制の構築が必要

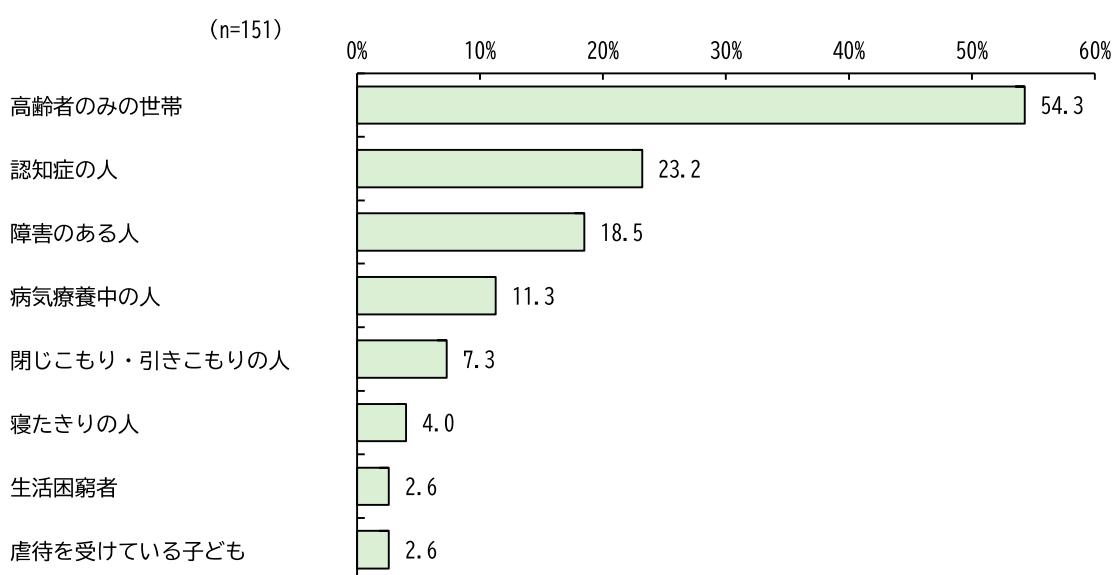
市民意識調査では、相談に行くときにどの窓口に行くべきか迷った経験のある人は全体の1割未満と少なく、現在の体制でも相談を受け止められていることがうかがえます。迷った経験のある人の相談内容は、生活困窮に関することや子どものひきこもり、近隣での虐待の可能性についてです。

また、ボランティアグループへの調査においても、活動を通じて生活困窮者や虐待の可能性のある児童と接するのは全体の約3%、ひきこもり・閉じこもりは約7%と非常に低い水準にあります。

■市民意識調査『相談先に困った経験』



■ボランティアグループ調査『活動で接する支援を必要とする人』

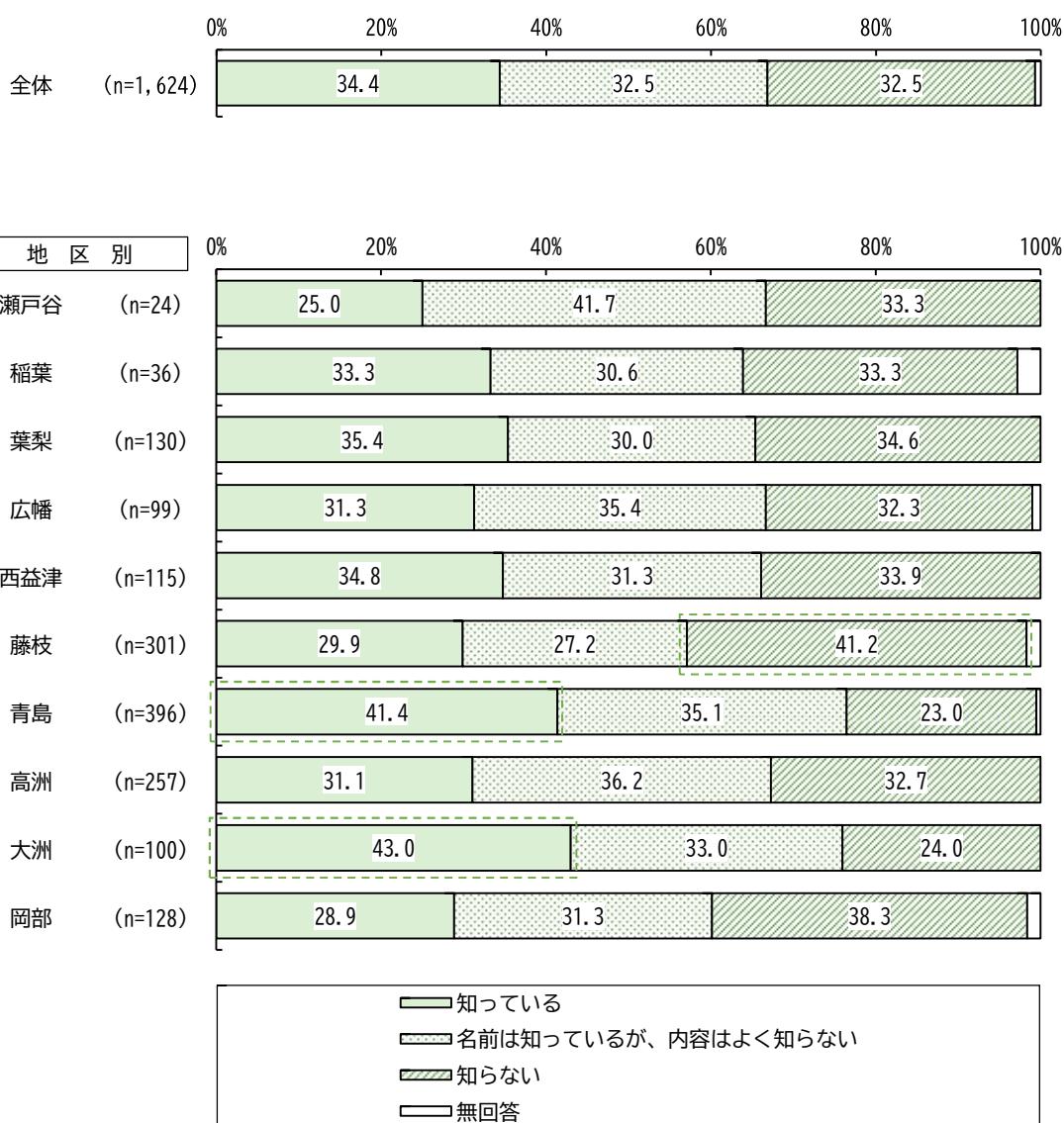


成年後見制度利用促進計画の必要性

市民意識調査では、「知っている」が34.4%、「名前は知っているが、内容はよく知らない」が32.5%、「知らない」が32.5%となっており、成年後見制度について知っている人、内容までは把握していない人、知らない人がそれぞれ3割程度です。年代別でみると10代、20代は半数以上が「知らない」と回答しているものの、以降の世代では大きな差異はみられませんでした。

また、地区別にみると大洲、青島地区では「知っている」が4割超、藤枝地区では「知らない」が4割超となっています。

■市民意識調査『成年後見制度の認知状況』

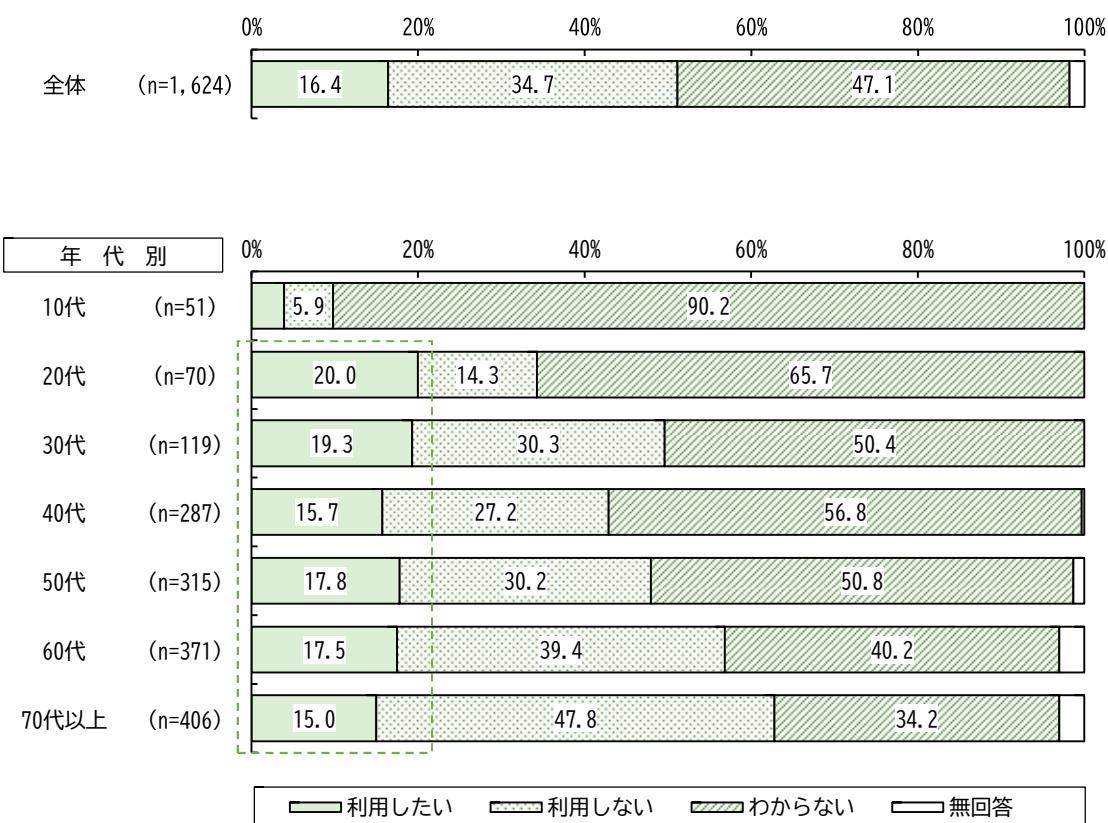


成年後見制度に対する正しい理解の促進

制度の利用意向においては、「利用しない」という回答が3割程度となっており、その理由としては「家族に任せるので必要ない」が約8割、「誰が後見人になるかわからない」が2割程度となっています。

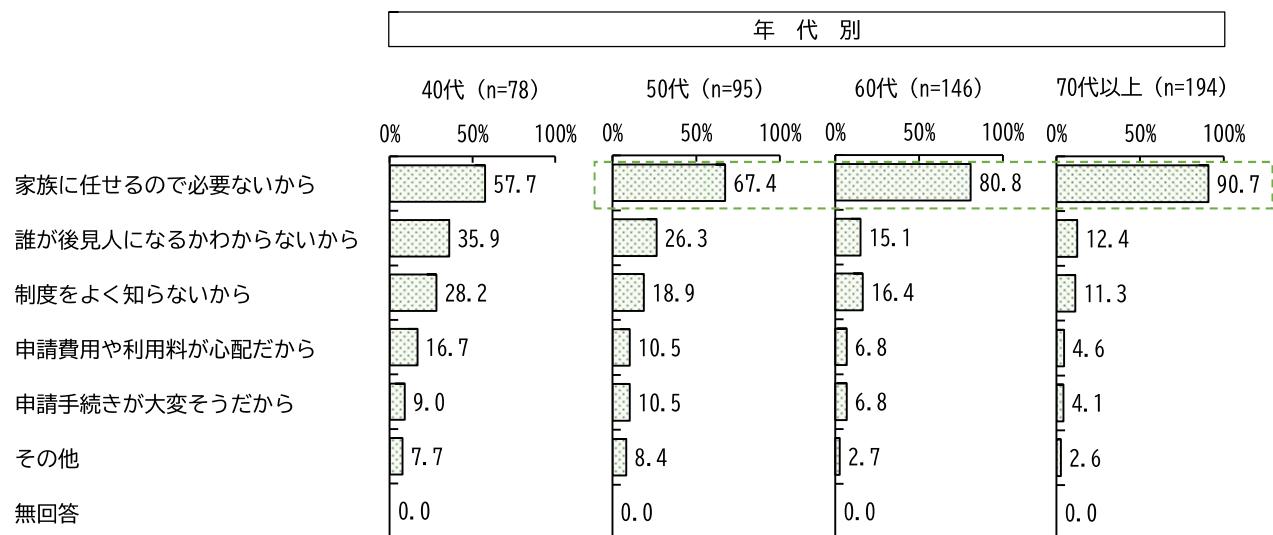
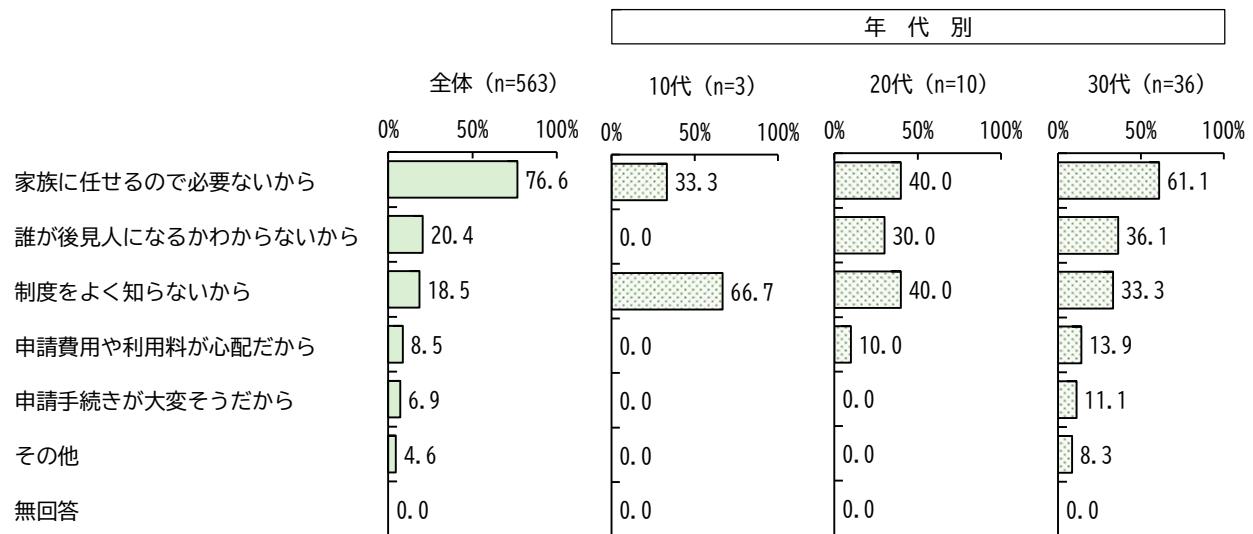
また、制度の利用について「わからない」と回答している割合が全体の約半数を占めており、年齢別にみると、20代から年代が高くなるにつれて「利用したい」、「わからない」と回答する割合が減少傾向にあり、「利用しない」という意見に偏る傾向がみられます。

■市民意識調査『成年後見制度の利用意向』



利用しない理由を年代別にみると、年代が高くなるにつれて「家族に任せるので必要ないから」に回答が集中しています。

■市民意識調査『成年後見制度を利用しない理由』

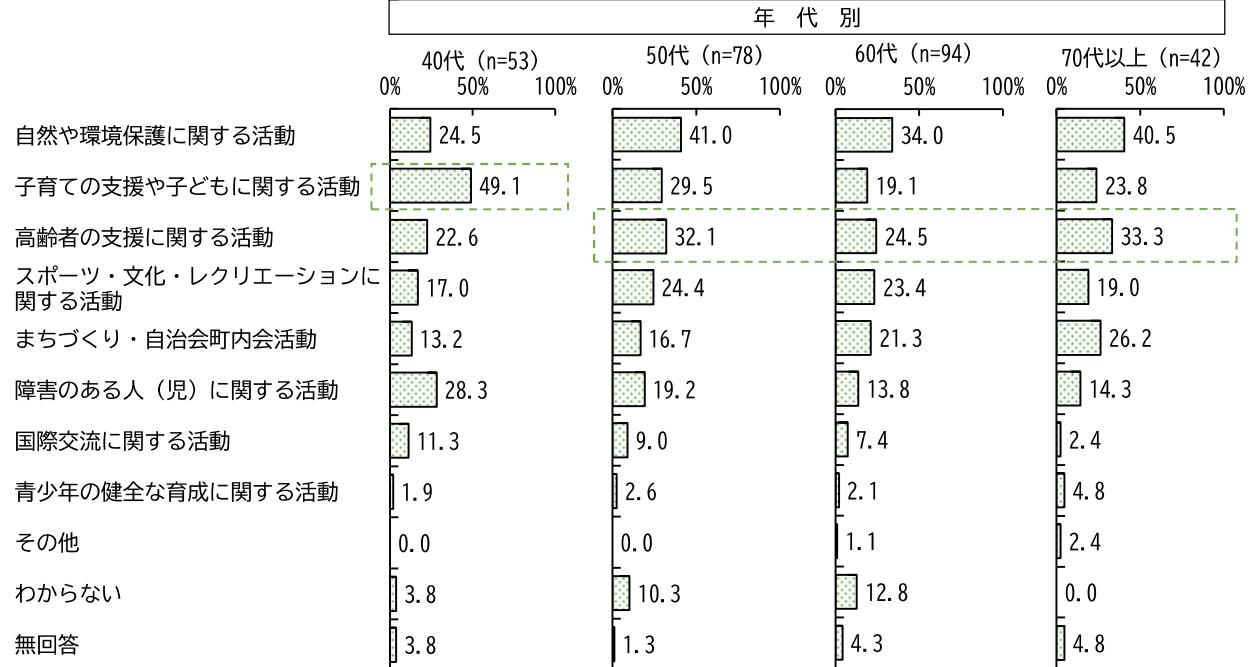
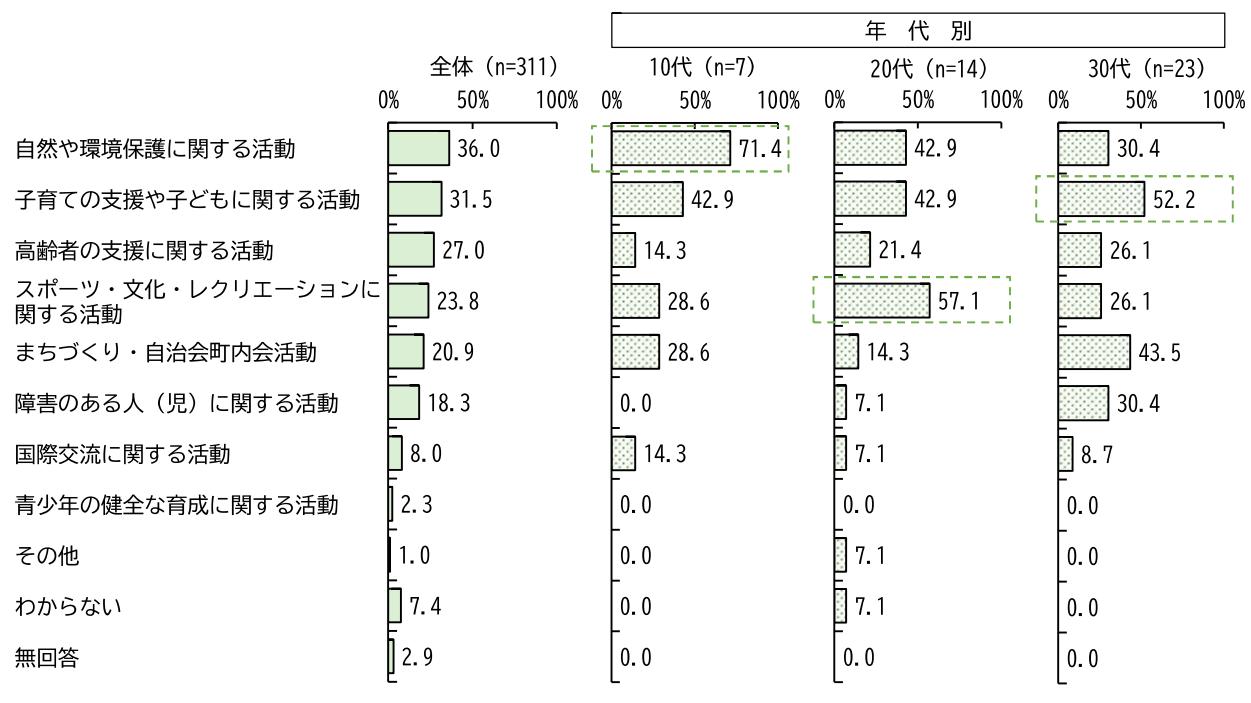


(4) 地域資源の活用と相互連携の推進

誰もが活躍できる環境の整備が必要

市民意識調査をみると、今後参加したいボランティア活動の内容について、10代は「自然環境の保護」、20代は「スポーツ・文化」、30～40代は「子育て支援や子どもに関する活動」、50代以降では「高齢者の支援」が他の年代よりも高くなっています。

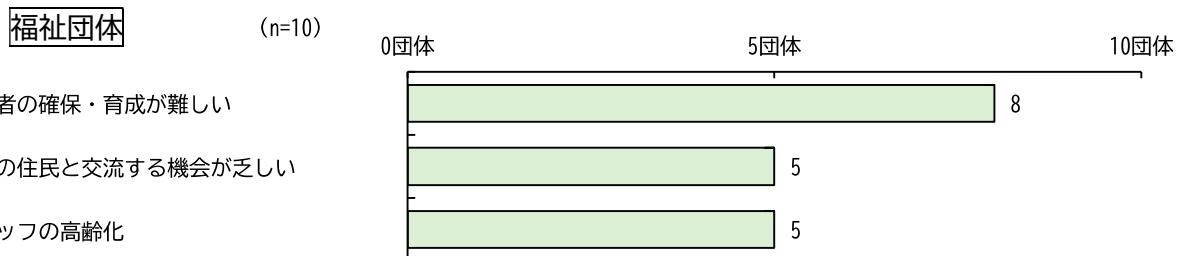
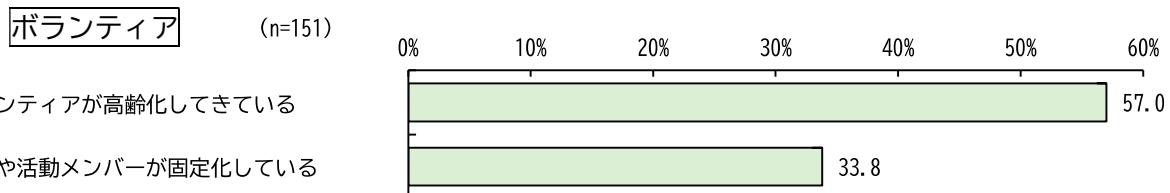
■市民意識調査『今後参加したいボランティア活動の内容』



福祉活動団体の高齢化への対策が必要

活動する上での課題・困っていることについては、「後継者の確保・育成が難しい」が8団体、「スタッフの高齢化」が5団体等、団体の運営に関する課題が多く、役員の固定化と若年層の会員の不足等が挙げられています。

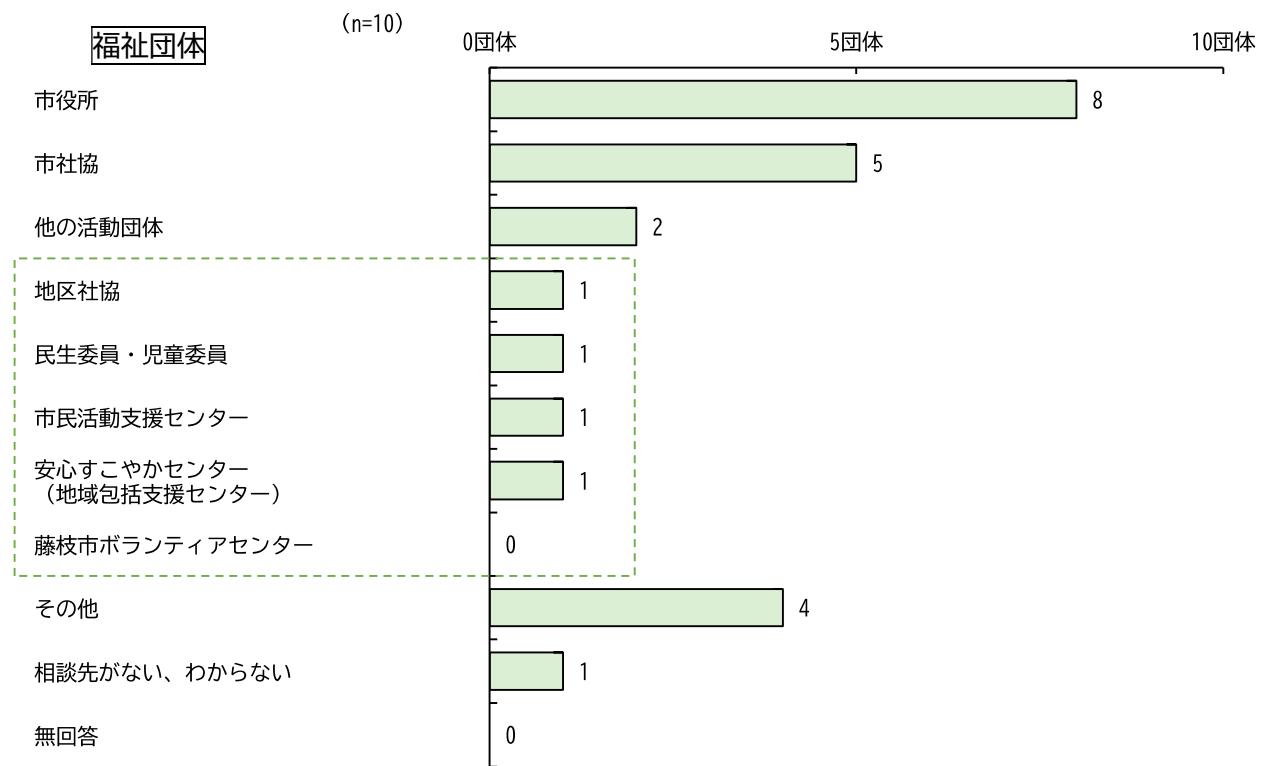
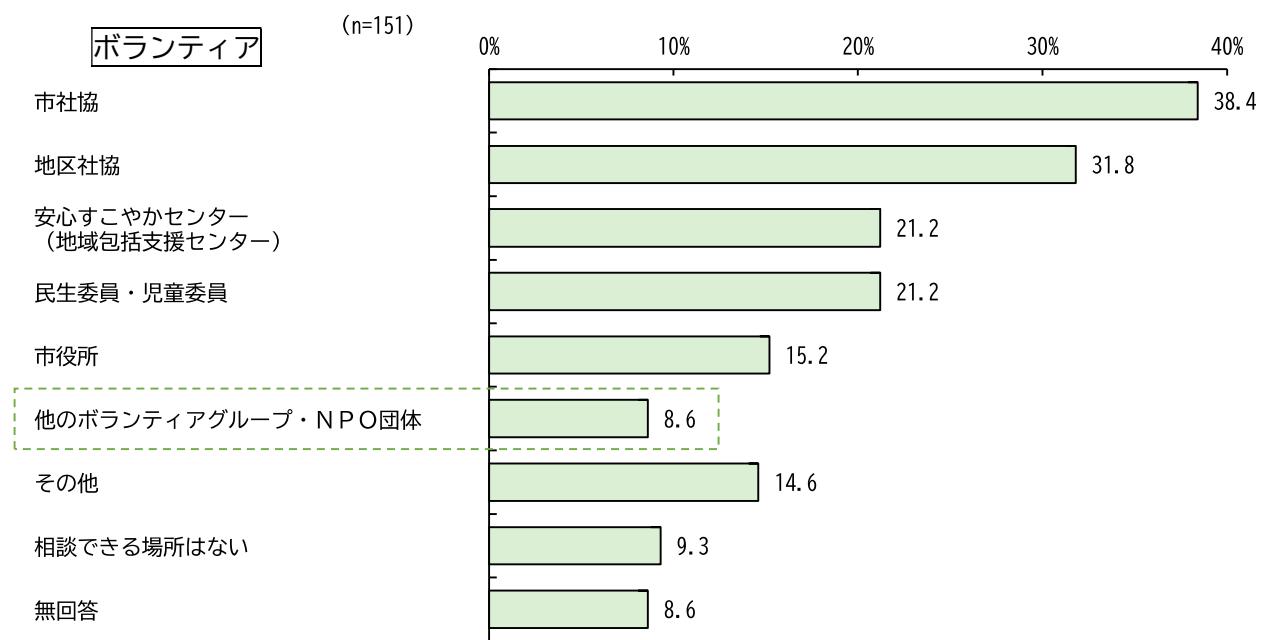
■アンケート調査『活動する上での課題』



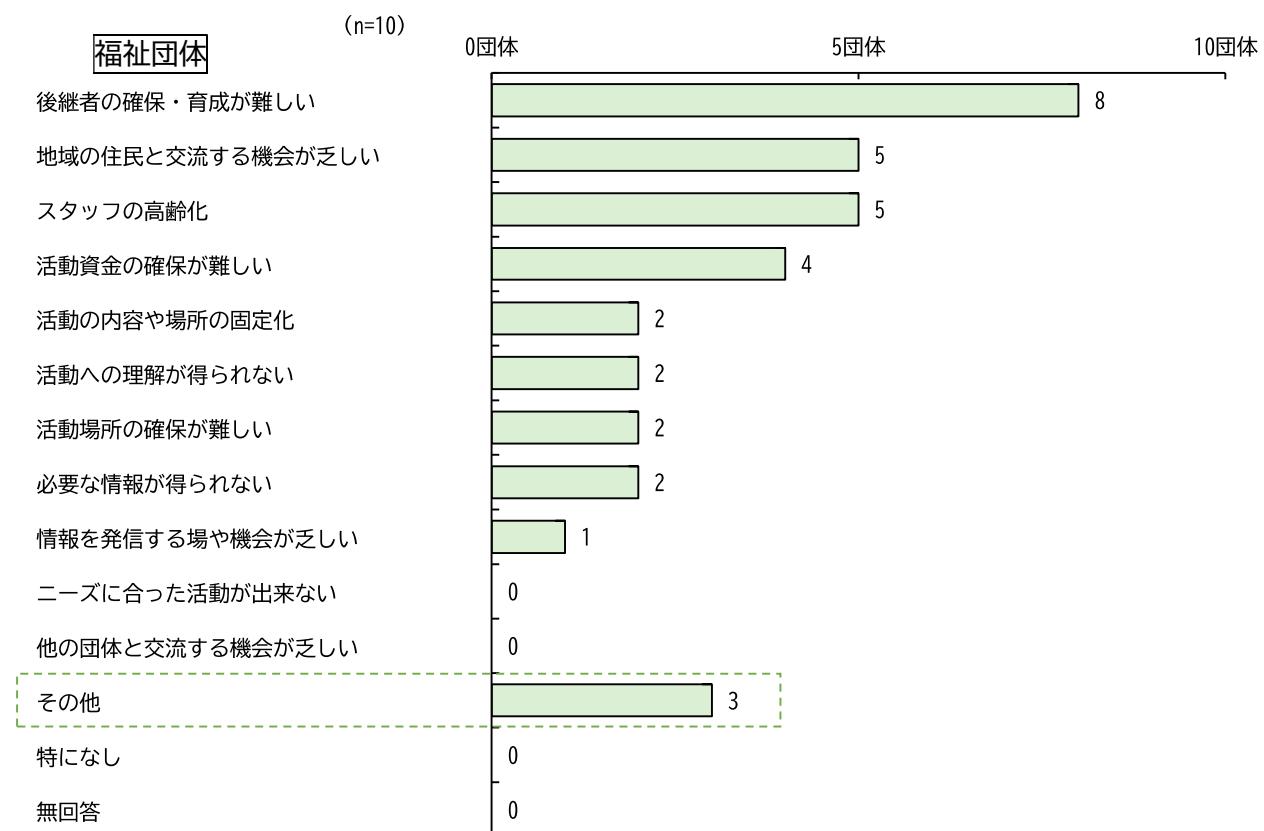
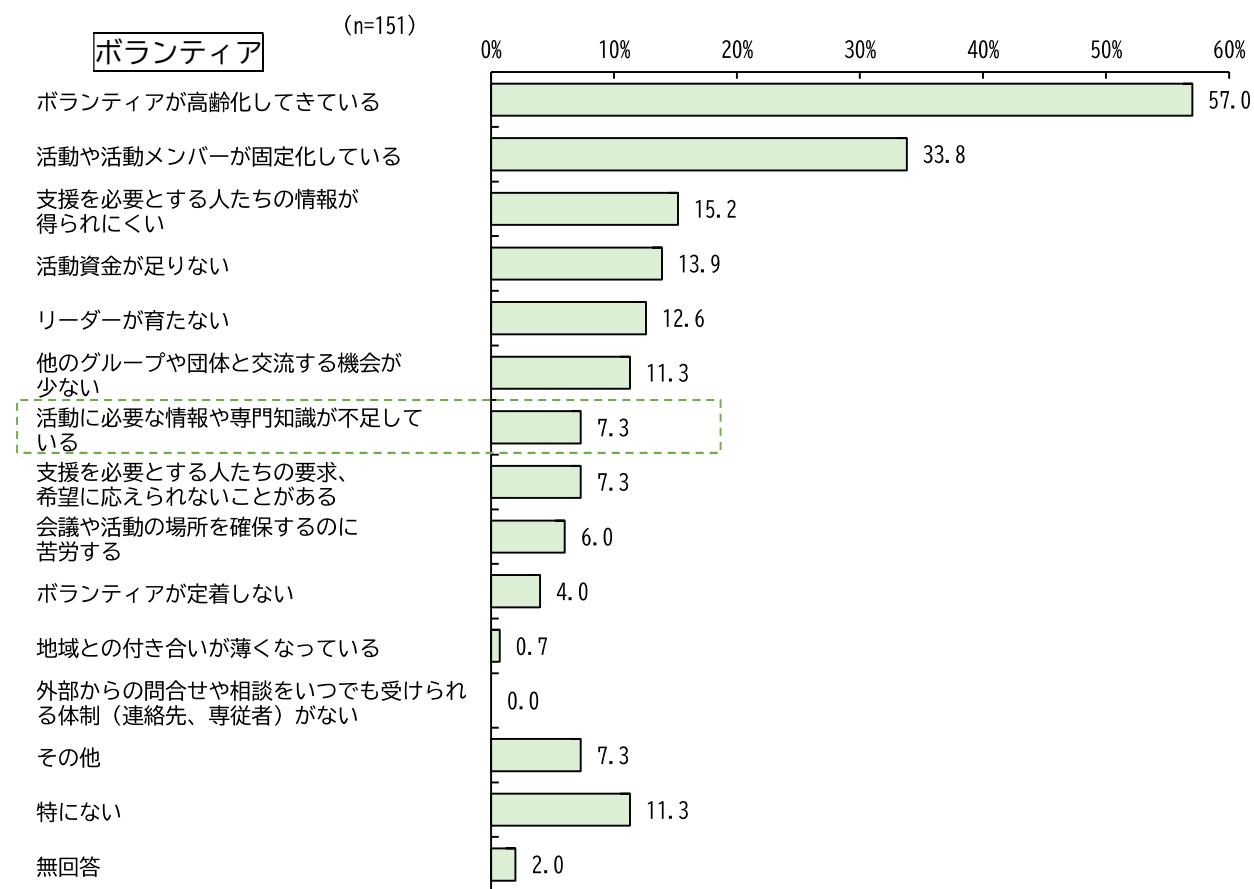
関係機関、団体、ボランティア等の連携強化が必要

課題・困っていることへの相談先については、「市役所」、「市社協」が中心となっていますが、一方で「市民活動支援センター」、「安心すこやかセンター」、「藤枝市ボランティアセンター」等の関係機関への相談はごく少数となっています。

■アンケート調査『困りごとの相談先』



■アンケート調査『活動するまでの課題』



3 前計画の検証

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたっては、基本目標ごとに数値目標を設定し、計画の進捗管理と評価を実施しています。第4次計画で定めた数値目標とその達成状況は以下のとおりです。

基本目標1 地域の交流・つながりを深める

数値目標

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域活動に参加した ことがある市民の割合 (%)	目標値	90	—	—	—	90
	実績値	82	—	—	—	76
	達成率	91%	—	—	—	84%
住民相互の協力関係が 必要だと思う市民の 割合 (%)	目標値	85	—	—	—	85
	実績値	77	—	—	—	69
	達成率	91%	—	—	—	81%

数値からみえる評価

両指標とも、計画策定の前年に実施した市民意識調査から引用しています。平成28年度と比べ、令和2年度においては、地域活動に参加している市民の割合で6ポイント、住民相互の協力関係を必要だと思う市民の割合では8ポイント減少しています。ただし、平成28年度の調査と令和2年度の回収率の乖離を考慮すると、令和2年には地域や福祉に対する無関心層の回答も影響しているため、実際の市民の意識は数値ほど低下していないものと思われます。

しかし、いずれも地域福祉において重要な指標であるため、今後も地域活動への参加促進を通じて住民相互の協力関係を促進する施策の展開が必要です。

基本目標2 安全・安心な地域をつくる

数値目標

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
認知症サポートー養成 講座延べ参加者数（人）	目標値	13,661	15,415	17,169	18,923	20,600
	実績値	13,472	14,730	16,666	18,245	19,235
	達成率	99%	96%	97%	96%	93%
虐待やDVに係る家庭 児童相談件数の年間相 談件数（件）	目標値	10,240	10,430	10,620	10,810	11,000
	実績値	7,781	8,980	8,265	8,243	10,008
	達成率	76%	86%	78%	76%	91%
市内犯罪発生件数 (件以下)	目標値	660	650	640	630	620
	実績値	592	550	535	592	468
	達成率	111%	118%	120%	106%	132%
防災訓練に参加した 市民の割合（%）	目標値	30	30	30	30	30
	実績値	24	25	25	29	53
	達成率	80%	83%	83%	97%	177%
市内人身交通事故年間 発生件数（件以内）	目標値	1,210	1,190	1,170	1,150	1,130
	実績値	1,315	1,207	1,094	929	829
	達成率	92%	99%	107%	124%	136%

数値からみえる評価

認知症サポートー養成講座への参加者数や、虐待、DVに係る家庭児童相談件数においては実績値が増加傾向にあるものの、目標値に対する達成率は微減傾向または低い水準で横ばいに推移しています。第5次計画の策定に合わせて目標値の見直しを行うとともに、講座への参加や相談窓口の利用をやすやす取組を推進します。一方、防災訓練の参加率や人身交通事故の発生件数は目標値を大きく達成しており、今後も取組の強化を図りつつ、新たな施策・事業も検討していきます。

基本目標3 福祉サービスの充実を図る

数値目標

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市HP年間閲覧頁数 (頁)	目標値	3,062,000	3,340,000	3,619,000	3,897,000	4,176,000
	実績値	3,794,712	4,040,700	4,475,651	4,668,623	7,028,953
	達成率	124%	121%	124%	120%	168%
安心すこやかセンター の年間相談件数(件)	目標値	7,630	7,904	8,178	8,452	8,726
	実績値	6,798	6,658	7,206	7,892	8,314
	達成率	89%	84%	88%	93%	95%
地域子育て支援拠点 利用件数(件)	目標値	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	実績値	177,705	172,617	160,918	137,336	81,112
	達成率	118%	115%	107%	92%	54%
市民後見人の登録人数 (人)	目標値	0	0	5	10	15
	実績値	0	0	0	7	8
	【2016年度からの累計】	—	—	0%	70%	53%
生活困窮者の就労支援 による年間一般就労者 数(人)	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	72	70	75	43	74
	達成率	72%	70%	75%	43%	74%
障害者グループホーム 月平均入居者数(人)	目標値	119	119	119	119	119
	実績値	72	90	90	96	96
	達成率	61%	76%	76%	81%	81%
ディーセントライフ 事業参加者数(人)	目標値	700	800	900	1,000	1,100
	実績値	669	909	1,067	1,185	1,229
	【2013年度からの累計】	96%	114%	119%	119%	112%

数値からみえる評価

福祉サービスの利用においては、安心すこやかセンターの相談件数や障害者グループホームの入居者が増加する一方、地域子育て支援拠点の利用件数が減少傾向にある等、少子高齢化の影響もみられますが、いずれも目標値の達成には至っていません。また市民後見人の登録件数や生活困窮者支援による一般就労等、横ばいに推移している項目もあるため、第5次計画の策定に合わせて目標値の見直しと課題解決のための新たな取組を推進します。

基本目標4 地域福祉を支える仕組みを整える

数値目標

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
共生社会推進地区実施数（地区）	目標値	4	5	5	6	7
	実績値	4	5	6	7	8
	達成率	100%	100%	120%	117%	114%
人材バンク登録者数（人）	目標値	360	365	385	385	385
	実績値	515	389	250	256	242
	達成率	143%	107%	65%	66%	63%
ボランティア活動に参加している市民の割合（%）	目標値	16	15.5	15.5	17.5	17.5
	実績値	16	16	16	16	12.8
	達成率	100%	103%	103%	91%	73%
福祉ボランティアの登録者数（人）	目標値	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200
	実績値	5,548	4,543	4,710	4,922	4,359
	達成率	111%	91%	94%	97%	84%
福祉ボランティアの登録団体数（団体）	目標値	197	200	210	220	225
	実績値	192	194	202	224	193
	達成率	97%	97%	96%	102%	86%

数値からみえる評価

人材バンク登録者数は年々減少、また福祉ボランティアの登録者・登録団体数等についても平成29年度以降は微増傾向にありますが、目標値の達成には至っていません。福祉の担い手の確保は今後も重要な課題となるため、登録制度に限定せず、より多くの人が自身のライフスタイルに合わせて多様な形での地域活動やボランティア活動へ参加できるよう関係機関の連携を強化します。

4 地域カルテ

地域には子どもから高齢者、障害者等、様々な人が暮らし、それぞれの特性や課題も異なります。行動目標・行動方針では、地域の情報を詳細に把握し、魅力や課題を共有し、何が求められ、何に取り組むべきかが求められます。そのため、地域ごとの統計情報や地域の特徴、地域活動情報等をまとめた地域カルテを作成しました。

(1) 瀬戸谷地区

特色

瀬戸谷地区は瀬戸川の上流域に位置し、全域が山間地ゾーンとなっています。人口規模は10地域の中で最も小さく、高齢化率は最も高くなっており、市内では高齢化が最も進行しています。市街地からの距離が遠く、藤枝市自主運行バス「藤枝駅ゆらく線」の本数も限られています。

数字でみる瀬戸谷

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	2,336	2,091	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	187	157	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	1,284	1,020	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	865	914	↑	43,439
高齢化率(%)	37.02	43.71	↑	30.22
介護保険 認定者数	157	164	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	133	172	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	103	95	↓	4,248
療育手帳 所持者数	19	17	↓	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	19	22	↑	1,545
生活保護世帯数	3	3	→	454

(令和3年3月31日現在)

地区社協データ	
■人口	2,091人
■自治会数	3
■町内会数	7
■世帯数	879世帯
■高齢化率	43.71%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	89.9m

瀬戸谷の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	7	7	ふれあいサロン	0	1
老人クラブ数	4	0	ふれあい サロン会員数	0	22
老人クラブ 会員数	143	0	おいで数	0	1
ふれあい会食会 会員数	12	24	ボランティア 登録数	52	62

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・瀬戸谷賀援隊

○高齢者ふれあいサロン

- ・サロンほっこり
- ・中里ふれあいサロンほほえみ

○おいで

- ・藤の瀬ほっとルーム

○ふれあい会食会

- ・ささゆりの会

地域住民の声

- ❖ 買い物や病院に自力で行ける人もいるが、今後10年を考えると移動手段を充実させてほしい。
- ❖ バスは運行しているものの、バス停までの距離や乗り換え等が負担になっている。
- ❖ 地区内に生活用品を購入できるような場所が欲しい。
- ❖ 空き家の活用方法を検討してほしい。
- ❖ 災害があった場合孤立してしまう。
- ❖ 自治会や役員の担い手が不足している。若い人の移住が増えてほしい。

地域のつながりは強く、住民主体の助け合いの仕組みも構築されていますが、高齢になっても農作業等に従事している人が多い地域であるため、市民意識調査では、「時間がない」、「体調に不安がある」といった理由から、ボランティア活動や地域活動への参加に消極的な傾向もみられます。

また、地域の活動への参加においても重要な移動手段の確保については、通勤や通学、買い物、通院等、若い世代にとっても大きな課題となっているため、住民同士のつながりをベースとして、世代を超えた助け合いの関係を持ち、移動課題の解決や災害時の対策について話し合い、地域活動へ積極的に参加する等、助け合いの意識を持ち続けることが重要です。

(2) 稲葉地区

特色

稲葉地区は新東名高速道路を境に北側が山間地ゾーン、南側が周辺緑地ゾーン、国道1号藤枝バイパス谷稻葉IC周辺は市街地ゾーンとなっています。地区内に藤枝総合運動場公園があり、スポーツや交流イベントの拠点となっています。

数字でみる稲葉

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	3,141	2,938	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	350	307	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳~64歳)	1,875	1,647	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	916	984	↑	43,439
高齢化率(%)	29.16	33.49	↑	30.22
介護保険 認定者数	148	138	↓	6,960
一人暮らし 高齢者数	118	167	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	106	103	↓	4,248
療育手帳 所持者数	46	54	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	14	13	↓	1,545
生活保護世帯数	1	2	↑	454

稲葉の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	6	6	ふれあいサロン	2	3
老人クラブ数	2	0	ふれあい サロン会員数	28	58
老人クラブ 会員数	72	0	おいで数	1	1
ふれあい会食会 会員数	0	0	ボランティア 登録数	117	128

(令和3年3月31日現在)

地区社協データ	
■人口	2,938人
■自治会数	2
■町内会数	5
■世帯数	1,169世帯
■高齢化率	33.49%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	56.1m

住民主体で実施している主な活動

○高齢者ふれあいサロン

- ・やいなば生き生きサロン
- ・ふれあいサロンてまりの会
- ・ふれあいサロン助宗

地域住民の声

- ❖ 25日に「ニコニコあいさつの日」を設定。あいさつが広まってほしい。
- ❖ 高齢者の一人暮らしが増加しており、災害時に支援者の存在や避難方法等に不安がある。ハザードマップの共有等、防災意識を高めたい。
- ❖ ふれあいサロンを存続させてほしい。ボランティアの高齢化や後継者不足、送迎の問題を解決したい。
- ❖ 買い物や通院等の負担が大きいので、移動支援のサービスが必要になる。
- ❖ 高齢者が気軽に立ち寄れるような居場所を充実させてほしい。

地区内の藤枝総合運動場公園はスポーツの拠点として多くの市民が利用しており、イベント等を通じて世代間交流の拠点としても活用されています。一方で里山や河川等の自然環境に恵まれた地区もあり、生涯にわたって農林業に従事する人が多いことから、自治会役員やボランティアの担い手が不足している等課題がみられます。

小学生の見守り活動や近所での助け合い等、地区内で支え合う仕組みも構築されている反面、市民意識調査ではボランティアへの参加状況に課題がみられるため、稲葉地区内で実施されているボランティア活動等を紹介する等の働きかけが必要です。

(3) 葉梨地区

特色

葉梨地区は農業振興地域と国道1号バイパスに隣接する新興住宅地に大別されることが特性としてあげられます。葉梨川の上流域等の中山間地域の昔からある集落では地域コミュニティのつながりが強く、平野部においては人口が多い地域となっています。

数字でみる葉梨

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	13,454	13,189	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	2,006	1,909	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	8,057	7,409	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	3,391	3,871	↑	43,439
高齢化率(%)	25.20	29.35	↑	30.22
介護保険 認定者数	537	595	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	502	691	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	363	372	↑	4,248
療育手帳 所持者数	98	129	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	93	137	↑	1,545
生活保護世帯数	14	25	↑	454

葉梨の地域力

地区社協データ	
■人口	13,189人
■自治会数	4
■町内会数	19
■世帯数	5,276世帯
■高齢化率	29.35%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	21.2m

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	19	18	ふれあいサロン	8	10
老人クラブ数	3	3	ふれあい サロン会員数	155	175
老人クラブ 会員数	65	52	おいで数	1	2
ふれあい会食会 会員数	0	18	ボランティア 登録数	225	250

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・葉梨ささえ愛隊

○高齢者ふれあいサロン

- ・ふれあいサロンさくら会・時ヶ谷ふれあいサロン
- ・サロンときめき・梨花ちゃん・ほほえみふれあいサロン
- ・清里ふれあいサロン・上戸田しあわせサロン
- ・白藤さわやかサロン「ロコトレの会」・ニッ池ふれあいサロン
- ・生き活きライフ 楽笑クラブ

○おいで

- ・開寿園はなしば・はなしカフェ下戸田

○ふれあい会食会

- ・やよいの会

地域住民の声

- ❖ 公共交通機関はあるが、高齢になってバス停まで行くことが大変になってきた。
- ❖ ふれあいサロン等の集いの場が歩いていける距離にほしい。
- ❖ 親子で集まる場所がほしい。
- ❖ ゴミ出しを手伝ってもらうことや、ちょっとした故障や修繕を頼める人がいない。
- ❖ 子どもから高齢者まで3世代が交流できるような、誰でも参加できる居場所やイベントがほしい。

ふれあいサロンや「葉梨ささえ愛隊」等が地域に根付いた活動へと発展しており、「見守りの必要な人」への支援が広がりつつあります。また、スーパーや病院等の日常生活を送るために必要な施設が揃っているため、子育て世帯の転入も多い地域です。

地区全体の高齢化率は低い水準にあるものの、年々高齢化が進行しており、市民意識調査においては、過去にボランティアに参加したことがあるが、現在参加していないと答えた割合が2番目に多い地域もあります。ボランティア活動への参加を促進することで、高齢者の生きがいづくりと支援の担い手を確保することが重要となります。

(4) 広幡地区

特色

広幡地区は朝比奈川の中流域と葉梨川の下流域に位置する平野部で、周辺緑地、田園集落地、市街地、工業集積、新産業地等の様々なゾーンに区分される地域です。区画整理が行われた地域で、自治会組織をはじめとしたコミュニティ組織のつながりが強く、ふれあいサロンやふれあい会食会が活発に行われています。

地区社協データ	
■人口	8,771人
■自治会数	2
■町内会数	8
■世帯数	3,498世帯
■高齢化率	28.55%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	9.8m

数字でみる広幡

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	8,761	8,771	↑	143,765
年少人口 (14歳以下)	1,297	1,289	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	5,163	4,978	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	2,301	2,504	↑	43,439
高齢化率(%)	26.26	28.55	↑	30.22
介護保険 認定者数	345	379	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	347	467	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	250	238	↓	4,248
療育手帳 所持者数	66	71	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	52	77	↑	1,545
生活保護世帯数	4	7	↑	454

広幡の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	12	12	ふれあいサロン	7	8
老人クラブ数	1	0	ふれあい サロン会員数	172	155
老人クラブ 会員数	80	0	おいで数	1	2
ふれあい会食会 会員数	15	13	ボランティア 登録数	284	277

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・送迎サービス付き買い物ツアー

○生活支援サービス

- ・広幡お助け隊

○高齢者ふれあいサロン

- ・仮宿おたのしみ会・上当間ふれあいサロン「まゆみの会」
- ・鬼島ふれあいサロン・下当間ふれあいサロン一五の会
- ・くすの木の会・横内ほっとサロン・潮ふれあいサロン
- ・ひまわりの会

○おいで

- ・広幡地区社協みんなの居場所
- ・つくしの会

○ふれあい会食会

- ・つくしの会

地域住民の声

- ❖ 高齢化により、自治会等地域の活動の継続に不安がある。
- ❖ 自治会等の行事に参加する人が増えてほしい。
- ❖ 昔から住んでいる人と、新しく入ったとのつながりが希薄になっている。
- ❖ 農業を引継ぎ、広幡地区に残ってくれる人が増えれば、高齢者の一人暮らしや空き家の問題は解消されると思う。

各町内会すべてにふれあいサロンがあり、居場所づくり、買い物支援、生活支援の3本柱を軸に地域全体で支援が必要な人を支えていく機運が高まっています。しかし、高齢化により地域活動へ参加しない人が多くなっており、一部では閉じこもりがちな高齢者も増加傾向にあるため、高齢者の社会参加を促進していくことが課題となっています。

また、市民意識調査では「自然災害が起きたときの協力体制」や「防災・防犯等の協力体制」を地域に求める割合が高いため、緊急時の地域における対応を整備していくことが必要です。

(5) 西益津地区

特色

西益津地区は田中を中心とした古くからの市街と県営住宅や市営住宅、宅地開発による新興住宅地が存在する地域で、大きく田園集落地ゾーンと市街地ゾーンに分けられます。面積は10地域の中で最も狭い一方、旧国道1号線等の交通の便の良さ等もあり、面積に対する人口は10地域の中でも比較的多くなっています。

地区社協データ	
■人口	9,021人
■自治会数	3
■町内会数	13
■世帯数	3,844世帯
■高齢化率	34.85%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	14.3m

数字でみる西益津

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	9,633	9,021	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	1,166	974	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	5,362	4,903	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	3,105	3,144	↑	43,439
高齢化率(%)	32.23	34.85	↑	30.22
介護保険 認定者数	430	466	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	533	651	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	304	295	↓	4,248
療育手帳 所持者数	78	101	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	76	106	↑	1,545
生活保護世帯数	23	39	↑	454

西益津の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	16	18	ふれあいサロン	7	10
老人クラブ数	6	6	ふれあい サロン会員数	217	309
老人クラブ 会員数	207	185	おいで数	0	1
ふれあい会食会 会員数	34	29	ボランティア 登録数	265	265

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・西益津お出かけ支援隊×通院サポート隊

○高齢者ふれあいサロン

- ・平三輪の会・お~い元気会・おあしすの会
- ・ちょっくらよってみざあ・かめさんの会
- ・平ニさわやかカフェ「和」・平ニさわやかカフェ「縁」
- ・ひらよんクローバー会・益津下いきいきランド・サロンゑびす

○おいで

- ・西益津いきいきランド

○ふれあい会食会

- ・あおいの会

地域住民の声

- ❖ 一人暮らしの世帯増加に伴い地域のつながりが薄れているように感じる。
- ❖ 高齢者が高齢者を支えるような状況になっている。何かあったときに頼れる人が近くにいてほしい。
- ❖ 認知症高齢者の増加に伴い、地域としてどう対応していくべきかを考える必要がある。
- ❖ 買い物や通院等における移動手段が限られている。

一人暮らし高齢者が増加しており、家族からの支援が受けられない高齢者が多く、結果として地域の高齢者が互いに助け合う状況になっています。「お出かけ支援隊（移動支援）」による高齢者支援やサロンが豊富にあるため、これらの事業を軸として地域の高齢者の社会参加を促進し、横のつながりを強化していく必要があります。

また、市民意識調査では高齢期においても働き続けたいと考える人の割合が高くなっています。ハローワーク等の活用についても意欲的な傾向がみられます。市内の事業所や施設等と連携を図ることで、福祉の担い手の確保を図ることも重要です。

(6) 藤枝地区

特色

藤枝地区は瀬戸川中流の左岸と葉梨川中流右岸の平野部に位置し、旧国道1号、旧東海道、国道1号藤枝バイパス等、市の主要道路が通るため交通の便が良く、藤枝市役所が立地する、生活利便性の高い地域です。旧東海道を中心に古くからの市街が続き、マンションや新興住宅地も立地しています。

地区社協データ	
■人口	20,771人
■自治会数	10
■町内会数	33
■世帯数	8,891世帯
■高齢化率	34.06%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	17.7m

数字でみる藤枝

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	21,870	20,771	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	2,717	2,437	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	12,266	11,259	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	6,887	7,075	↑	43,439
高齢化率(%)	31.49	34.06	↑	30.22
介護保険 認定者数	1,114	1,186	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	1,306	1,607	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	704	696	↓	4,248
療育手帳 所持者数	196	226	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	194	237	↑	1,545
生活保護世帯数	63	77	↑	454

藤枝の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	37	37	ふれあいサロン	5	7
老人クラブ数	14	10	ふれあい サロン会員数	200	235
老人クラブ 会員数	863	515	おいで数	1	2
ふれあい会食会 会員数	64	44	ボランティア 登録数	538	520

住民主体で実施している主な活動

○高齢者ふれあいサロン

- ・市部ふれあいサロン・木町区いきいきサロンぬくもり
- ・ふれあいサロン原・五十海ふれあいサロン
- ・藤岡ふじばかま・藤岡4丁目喋り場・千歳よりそいサロン

○子育てサロン

- ・ほっとパパ&ママサロン

○おいで

- ・おはなし長屋・子どもの本 まりー文庫

○ふれあい会食会

- ・藤枝地区 ふれあい会食会

地域住民の声

- ❖ 高齢者世帯が多い。特に一人暮らしの高齢者の見守りを強化してほしい。
- ❖ 高齢者の人口に対して、居場所が少ない感じ。充実させてほしい。
- ❖ バスやデマンドタクシーの整備状況等、地域によって移動手段が限定されてしまう。
- ❖ 人口は多いが課題を抱えた世帯も多く、地域で見守り支える仕組みができるとよい。
- ❖ 商店街等の社会資源をもっと積極的に活用してほしい。

市の中心部にあり、商店街では「白子笑店街」が開催される等、多くの人が賑わっています。地区の運営においては10の自治会が含まれており、それぞれ取組の差がある一方で、健康づくり等必要な分野では課題と目標について共通認識のもとに取組を検討する等、高い意識を持っています。

しかし他の地区と同様、若年層においては地域活動や福祉への関心が低いという課題があり、人口が多いため複雑な課題を持つ世帯もなくありません。若年層の地域活動等への参画を促し、住民主体の支え合いの仕組みを構築する必要があります。

(7) 青島地区

特色

青島地区は10地域の中で最も人口規模が大きく、世帯数も多い地域です。瀬戸川中流の右岸の平野部に位置し、JR東海道本線藤枝駅を核とした中心市街地が広がっています。藤枝駅周辺では区画整理や開発、マンション建設が進んでいます。

数字でみる青島

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	42,043	42,468	↑	143,765
年少人口 (14歳以下)	5,933	5,637	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳~64歳)	25,789	25,443	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	10,321	11,388	↑	43,439
高齢化率(%)	24.54	26.82	↑	30.22
介護保険 認定者数	1,574	1,877	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	1,868	2,492	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	1,015	1,084	↑	4,248
療育手帳 所持者数	288	372	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	313	500	↑	1,545
生活保護世帯数	96	149	↑	454

青島の地域力

(令和3年3月31日現在)

地区社協データ	
■人口	42,468人
■自治会数	12
■町内会数	61
■世帯数	18,469世帯
■高齢化率	26.82%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	
青島北:24.2m、青島南:28.5m	

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	66	67	ふれあいサロン	8	11
老人クラブ数	26	25	ふれあい サロン会員数	162	193
老人クラブ 会員数	1,383	1,025	おいで数	4	4
ふれあい会食会 会員数	0	0	ボランティア 登録数	767	711

住民主体で実施している主な活動

○生活支援サービス

- ・駿河台支えあいの会 ぼちぼち・田沼支え愛の会
- ・青島第8助けあいの会 はちすけ

○高齢者ふれあいサロン

- ・ほつと駿河台
- ・瀬古第3町内会ふれあいサロンもえぎの会・サロンあらだん
- ・Fサロン・志太ふれあいサロン
- ・瀬古ワンツーふれあいサロン・さくら・メゾンふれあいサロン
- ・駅前おしゃべりカフェ・青南町ふれあいサロン
- ・田沼南ふれあいサロン陽だまりの会

○子育てサロン

- ・ちりりん村・いないいないばあ

○おいで

- ・田沼支え愛の会しゃべりばアイビー
- ・かいらハウス みんなの居場所・ほっとな居場所 輪笑
- ・なごみ会

○その他

- ・ぴょんたろう

地域住民の声

- ❖ 高齢化が進み、ゴミの分別やゴミ出しが難しい高齢者が増えている。
- ❖ 地域によって移動手段の整備状況に差があり、買い物や通院が困難な住民がいる。
- ❖ 地域で気軽に集える場所、相談できる場所まで距離が遠い。もっと身近な地域で充実させてほしい。
- ❖ マンション等の増加により、一部の地域でつながりが希薄になっている。
- ❖ 子どもが安全に遊べる場所が少ない。

市の中央部に位置し、大型店舗が立地する等利便性の高い地区である一方で、公共交通網の整備に課題のある地域も含まれており、生活の利便性において地域差がみられます。地域のつながりの希薄化が懸念されている中、つながりの再構築を図り活動している地域もあり、この活動を広く発信し、地区全体に広げていくことが必要です。人口に対してふれあいサロンや居場所が不足しており、活動内容も地域によって差があるため、地域特有の課題を細分化して把握していく必要があります。

(8) 高洲地区

特色

高洲地区は藤枝駅南の中心市街地に近接しており交通の便が良く、工場の立地が多いことが特徴の地域です。10地域の中で最も高齢化率が低く、高齢化が進んではいるものの比較的若年層が多い地域です。宅地化が進められており、新しい世帯が転入してくるため、人口は増加傾向にあります。

地区社協データ	
■人口	24,944人
■自治会数	7
■町内会数	20
■世帯数	10,505世帯
■高齢化率	26.49%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	17.5m

数字でみる高洲

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	24,471	24,944	↑	143,765
年少人口 (14歳以下)	3,503	3,370	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	14,854	14,967	↑	82,140
老齢人口 (65歳以上)	6,114	6,607	↑	43,439
高齢化率(%)	24.98	26.49	↑	30.22
介護保険 認定者数	793	952	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	1,030	1,340	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	623	675	↑	4,248
療育手帳 所持者数	176	221	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	159	229	↑	1,545
生活保護世帯数	25	41	↑	454

高洲の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	35	34	ふれあいサロン	5	8
老人クラブ数	11	11	ふれあい サロン会員数	186	276
老人クラブ 会員数	751	638	おいで数	1	2
ふれあい会食会 会員数	18	11	ボランティア 登録数	344	282

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・高洲足すとし隊

○生活支援サービス

- ・高洲手んだい隊

○高齢者ふれあいサロン

- ・兵中ふれあいサロン・与左衛門ふれあいサロン「遊々」
- ・与左衛門ふれあいサロン「超百」・サロン仁平
- ・切島ふれあいサロンティータイムの会・サロンあおぞら
- ・ふれあいサロン ヒルズきずな・大新島結の会「結の茶の間」

○おいで

- ・古民家カフェ ぶらり
- ・よってこ高洲

○ふれあい会食会

- ・はまゆうの会

地域住民の声

- ❖ 高齢者が多い地域、若い人が多い地域に差がある。
- ❖ 外部からの転入も多く、町内会に入らない等地域とのつながりが希薄になっている。
- ❖ 子どもが地域の行事に参加しないことが増えた。
- ❖ ふれあいサロンや地域の集いの場が整備されていない地域は、今後充実させてほしい。

子育て世代が多く、外部からの転入等により人口も増加している地域です。一方で子どものが遊び場の不足や地域行事へ不参加について懸念する声もあがっており、子育て世代が気軽に地域のコミュニティに参加できる環境づくりが求められます。

地域においては、手助け支援と移動支援が立ち上げられており、地域住民の積極性が高いことがうかがえる一方で、転入者の自治会・町内会への加入促進が課題となっているため、子育て世代のつながりを軸として、転入者を巻き込みながら地域活動を活性化する取組を推進していく必要があります。

(9) 大洲地区

特色

大洲地区は大井川左岸下流域、平野部の田園地帯に位置する、10地域の中では4番目に人口規模が小さな地域です。県営住宅や市営住宅等が立ち並んでおり、人口規模は小さいものの、地域のつながりが強い地域です。

数字でみる大洲

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間の 増減	藤枝市
総人口	9,340	8,838	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	1,246	1,015	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	5,430	4,994	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	2,664	2,829	↑	43,439
高齢化率(%)	28.52	32.01	↑	30.22
介護保険 認定者数	388	434	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	470	585	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	285	290	↑	4,248
療育手帳 所持者数	91	112	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	69	97	↑	1,545
生活保護世帯数	25	28	↑	454

(令和3年3月31日現在)

地区社協データ	
■人口	8,838人
■自治会数	4
■町内会数	12
■世帯数	3,522世帯
■高齢化率	32.01%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	25.3m

大洲の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	15	15	ふれあいサロン	4	4
老人クラブ数	9	8	ふれあい サロン会員数	94	138
老人クラブ 会員数	531	338	おいで数	0	1
ふれあい会食会 会員数	27	28	ボランティア 登録数	223	208

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・ノアの運ぶネ

○生活支援サービス

- ・大洲地区社会福祉協議会 自立支援部 手助け支援活動

○高齢者ふれあいサロン

- ・大東町ふれあいサロン・弥生いきいきサロン
- ・泉町湧泉会ふれ愛サロン・忠兵衛ふれあいサロン

○子育てサロン

- ・大洲子育てサロン

○おいで

- ・おいででおす

○ふれあい会食会

- ・大洲地区ふれあい会食会

地域住民の声

- ❖ 手助け支援や移動支援等の今ある社会資源をもっと住民に周知したい。
- ❖ 若者が減少し、将来地域活動を担う人材が減っていく不安がある。
- ❖ ボランティアが不足している。またボランティアに興味があっても活動に結びつかない。
- ❖ 交流センターまで行くのが難しい。歩いて行けるところに居場所が欲しい。

地域のつながりが深い地域であり、中学生が地区社協事業に関わる等、福祉意識が高い地域がある一方で、県営住宅や市営住宅等の一部の地域では住民同士の交流が少ないことが懸念されています。また、住民主体の生活支援、移動支援等の様々な支援が展開されていますが、利用者が一部の住民に固定化しているため、既に整備されているサービスについても地区全体に広く周知していく必要があります。移動支援をはじめとした様々なサービスを必要とする人に行きわたるよう、地域全体で支援していくとともに、住民が気軽に参加し交流できる場や機会を充実させる必要があります。

(10) 岡部地区

特色

岡部地区は2009年に合併した旧岡部町に相当し、地域コミュニティのつながりが強い地域です。旧東海道、国道1号バイパスが通り交通の便が良いためベッドタウンとして人口を増やしていましたが、近年は人口減に転じています。高齢化が深刻で、10地域では瀬戸谷に次いで2番目に高い高齢化率となっています。

(令和3年3月31日現在)

地区社協データ	
■人口	10,734人
■自治会数	5
■町内会数	28
■世帯数	4,412世帯
■高齢化率	38.41%
■指定緊急避難所 (交流センター) の海拔	16.3m

数字でみる岡部

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	5年間 の増減	藤枝市
総人口	11,481	10,734	↓	143,765
年少人口 (14歳以下)	1,214	1,091	↓	18,186
生産年齢人口 (15歳～64歳)	6,395	5,520	↓	82,140
老齢人口 (65歳以上)	3,872	4,123	↑	43,439
高齢化率(%)	33.72	38.41	↑	30.22
介護保険 認定者数	662	748	↑	6,960
一人暮らし 高齢者数	578	729	↑	8,901
身体障害者手帳 所持者数	394	393	↓	4,248
療育手帳 所持者数	64	112	↑	1,433
精神保健福祉 手帳所持者数	96	118	↑	1,545
生活保護世帯数	8	17	↑	454

岡部の地域力

項目	H28. 3.31	R3. 3.31	項目	H28. 3.31	R3. 3.31
民生委員・ 児童委員数	28	28	ふれあいサロン	7	9
老人クラブ数	9	0	ふれあい サロン会員数	139	138
老人クラブ 会員数	377	0	おいで数	0	0
ふれあい会食会 会員数	0	43	ボランティア 登録数	294	244

住民主体で実施している主な活動

○移動支援サービス

- ・亀寿の郷 送迎付き買い物ツアー

○高齢者ふれあいサロン

- ・内一いきいきサロン・みわいきいきサロン
- ・桂島いきいきサロン・りゅうせいいきいきサロン
- ・朝比奈いきいきサロン・旭ヶ丘「和みの会」
- ・本郷いこいのひろば・ふれあいサロン「むらら」

○ちいき談話室

- ・横添・岡部・岡部台・内一・内二・本郷・山東・旭ヶ丘・三輪・オレンジ・子持坂・村良・桂島・宮島・玉取

○ふれあい会食会

- ・亀寿の郷 わき愛あい会

地域住民の声

- ❖ 一人暮らしのお宅が増えてきている。
- ❖ 免許返納後の移動方法がなくて将来が不安。
- ❖ 認知症高齢者が増えているため、地域で支えていく方法を考えたい。
- ❖ 老人クラブがなくなり、地域の集いの場が減ってきてしまっている。

ふるさと会（町内会有志）が地域を盛り上げる等、地域での助け合いや地域活動が活発な一方で、高齢化が進行しており、免許返納後の移動手段や、サロンの継続等地域の担い手不足が課題としてあげられています。近隣での互助意識が非常に高い反面、福祉の窓口や制度に関する認知度は市の平均と同等かやや低い水準にあり、支援が必要な人が必要な支援を受けられる体制を整備していくことが必要です。

5 策定経過

(1) 計画策定までの流れ

月 日	実施事項（会議等）	内 容
令和2年度		
9月～10月	アンケート調査	・市民、小中学生、ボランティア団体、活動団体、施設を対象に実施
7月21日	第1回計画推進懇話会	・第4次計画の進捗確認 ・アンケート調査項目の検討
12月15日	第2回計画推進懇話会	・アンケート調査結果の中間報告
3月12日	第3回計画推進懇話会	・計画骨子に対する意見聴取 ・成年後見制度の利用促進に関する説明、意見交換
令和3年度		
5月18日	第1回庁内策定委員会	・計画骨子に対する意見聴取 ・施策・事業体系の変更に関する協議
7月6日	第1回計画推進懇話会	・計画素案の説明、意見聴取
9月21日	第2回庁内策定委員会	・同上
10月19日	第2回計画推進懇話会	・原案の説明、意見聴取
12月24日 ～1月25日	パブリックコメント実施	・ホームページ、関係施設での計画案の公表及び意見聴取
3月16日	第3回計画推進懇話会	・パブリックコメントの結果報告

(2) 藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会 委員名簿

分 野	所属団体等	氏 名
住民組織代表	藤枝市自治会連合会	芳賀 弘
	藤枝市民生委員・児童委員協議会	小池 誠市
福祉団体代表	さわやかクラブふじえだ連合会	高林 純一
	藤枝市身体障害者福祉協会	平野 茂雅
	藤枝市ボランティア連絡協議会	小池 操
福祉事業者	社会福祉法人 富水会 藤枝市地域包括支援センター 開寿園	河口 紗耶歌
	社会福祉法人 天竜厚生会 天竜厚生会アクシア藤枝	渡邊 貴則
	(株)みらい あおぞら保育園	榛葉 省子
教育関係者	岡部小学校	澤入 章
市民活動団体代表	特定非営利活動法人 藤枝市民活動サポートぴゅあ	内田 聰子
学識経験者	地域福祉研究所主宰	山本 伸晴
地区社協代表	藤枝地区社会福祉協議会	工藤 道夫
	瀬戸谷地区交流センター	坂下 正俊

(3) 第5次藤枝市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

分 野	所属団体等	氏 名
委員長	福祉政策課長	岡村 英志
委員	総務課長	伊井 金嘉
委員	企画政策課長	渡邊 章博
委員	協働政策課長兼市民活動団体支援室長	矢部 史子
委員	観光交流政策課長	紅林 豊
委員	産業政策課長	福地 貴之
委員	都市政策課長	杉山 和昭
委員	環境政策課長	飯塚 正典
委員	教育政策課長	杉原 一行
委員	自立支援課長	小川 康範
委員	介護福祉課長	八木 章仁
委員	地域包括ケア推進課長	牧田 剛
委員	児童課長	杉村 成美
委員	子ども家庭課長	風間 邦男
委員	子ども発達支援センター所長	中谷 波路
委員	健康企画課長	森谷 浩男

6 用語集

用語	解説
アルファベット	
DV	「Domestic Violence」の略称。配偶者や恋人等、親密な関係にある（あった）異性から受ける暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的な暴力や性的な暴力等を含む。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称。コンピューター、インターネット、携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術のことを指す。住民の利便性向上を目的として、行政でも導入が進んでいる。
LGBTQ	性自認や性表現の多様性を表す言葉で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランジエンダー）、自身の性のあり方がわからないQuestioning（クエスチョニング）の頭文字を合わせたもの。近年では、自身の性を男女いずれかに限定しないXジェンダー等、様々な価値観が注目されている。
NPO	民間非営利組織（Non Profit Organization）。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な分野で活躍する民間の営利を目的としない組織のこと。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。
PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」の4段階を繰り返すことによって継続的な改善を図りながら計画の推進を図っていく手法のこと。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27年の国連サミットにおいて採択された行動目標で、あらゆる主体の力を結集するという考え方のもと、国という枠組みを超えて地域レベルでの取組や自治体の貢献にも大きな期待が寄せられている。
VCF	「災害ボランティア・コーディネーター藤枝」の略称。被災者の困りごとと、ボランティアにできることを精査し、活動地域や活動内容の調整を行う。
2025年問題	全国で約800万人の「団塊の世代」が75歳以上となることで生じる影響のこと。国民の3人に1人が65歳以上となり、医療・介護の需要増、社会保障費の急増が予想される。
2040年問題	「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、65歳以上の高齢者の人口がピークに達することで起こり得る社会問題の総称。高齢者の人口の伸びは落ち着く一方で、担い手となる現役世代が急減するため、就労や医療・福祉の人材不足が懸念されている。

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	福祉の分野では「訪問支援」等と訳され、支援を必要としているにもかかわらず、サービス等を利用できていない人に、訪問支援等により必要なサービスと情報を援助者が直接出向き、届けること。
新しい生活様式	新型コロナウイルスの感染拡大予防策を日常生活に取り入れた生活様式。一人ひとりの心掛けやこまめな換気・手洗い等の基本的生活様式のほか、買い物や公共交通機関の利用等の各場面別の留意事項、仕事におけるテレワークや時差通勤の推奨等、様々な事例が紹介されており、一人ひとりの実践と定着が求められている。
安心すこやかセンター	本市における「地域包括支援センター」の通称で、介護、健康、福祉、虐待防止、権利擁護等、高齢者の相談や問題に対する総合的な相談窓口。
安全安心サポートネットワーク事業	高齢者の孤独死や不審者の出没、交通事故等周囲の気づかないところで発生している問題を早期発見、解決するため、検針・宅配など市内を巡回する事業所と連携して見守り活動を実施する事業。
おいで	子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れ、地域から孤立することなくみんなが交流できる場所を、“ ○いもわかきも いつでも てあえるところ=おいで ”と称して、開設や運営の支援をする市社協の取組。
か行	
学校サポーターズクラブ	学習支援及びクラブ活動支援のための講師派遣等により、地域の教育力を学校教育へ活用し、地域と学校が一体となり子どもを育む環境をつくる事業。
キックオフメール	市が行っている災害情報等のメール配信サービス。地震や台風等の防災情報のほか、同報無線の放送内容、市役所からのお知らせ・イベント情報等を配信している。
協働	市民、事業者、行政等、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。
共同募金	毎年10月1日から12月31日まで、全国で展開される民間の福祉を支える募金運動。集められた募金は、民間福祉事業や更生保護事業を行っている施設や団体に翌年度配分される。
グループホーム	地域の住宅等において、共同で生活する数人の高齢者や障害のある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理等の日常的な生活援助を行う施設。
子育て支援センター (地域子育て支援拠点)	市町村が公民館や保育所等に設置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

用語	解説
子ども育成支援事業	ネグレクト家庭等の養育が十分でない子どもに対し、食事または学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら子どもの健全な成長と自立を促すことにより、児童虐待の世代間連鎖を防止することを目的とした事業。
子ども家庭総合支援拠点事業	子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うための拠点を運営する事業。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民が、知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み。
コミュニティソーシャルワーカー	地域社会に共通するニーズや課題の解決を図るために、地域診断・社会サービスの開発・地域組織のコーディネート・機関や組織の連絡調整等を実施して、社会・地域福祉の取組を進めるための専門スタッフ。
さ行	
災害時避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく、第三者の助けが必要な人のこと。平成25年の災害対策基本法の一部改正で市町村は名簿の作成が義務付けられ、令和3年の災害対策基本法の一部改正で、個別避難計画の作成が努力義務化された。
災害ボランティア・コーディネーター	災害が発生したとき、被災して支援を求める人と、被災者を支援しようとするボランティアを迅速かつ適切につなぐ役割、調整役のボランティアのこと。
災害ボランティアセンター	被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティア活動の拠点。
児童相談所	児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行って、必要な指導や措置をとる県の機関。
市民活動	地域や社会に対して貢献を目的に、市民が自発的に行う活動。
市民後見人	一般市民による成年後見人等。家庭裁判所より選任され、判断能力が不十分な人に対し、適切な親族等がいない場合に、本人に代わって財産の管理等を行う。
社会的孤立	家族や社会との関係が希薄で他者との接触がほとんどない状態のこと。
社会福祉施設	老人ホームや保育所等、社会福祉事業を実施する施設の総称。
社会福祉法人	特別養護老人ホーム、認可保育所等、社会福祉事業を担うことを目的に設立された非営利法人。

用語	解説
生涯学習人材バンク	市民等のあらゆる学習ニーズに対して、豊かな経験・知識及び技術等を持つ人材を登録し、地域の学びたい・知りたいと希望しているグループ等に講師や助言者等として紹介したり、情報を提供したりする仕組み。
障害者手帳	障害者として公的機関の認定を受けると発行される、障害の程度を証明するための手帳。身体に障害のある人が持つ身体障害者手帳、知的障害のある人が持つ療育手帳、精神に障害のある人が持つ精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。
自立生活サポートセンター	生活保護に至っていない生活困窮者を早期発見・早期支援するための本市の支援窓口。
新型コロナウイルス感染症	国内では2020年1月に初めて検出された、発熱や咳といった症状を引き起こす新型のウイルス。飛沫感染、接触感染が主な経路とされているため、組織の運営や地域活動、人々のつながりの維持においても大きな影響を及ぼしている。
生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて調整すること。
「制度の狭間」の問題	公的サービスの対象ではないが、軽度障害者等で消費者被害の対象になりやすい人や身寄りがなく孤立している人等が何らかの困難を抱えている問題。具体的には、孤立死、ヤングケアラー、虐待、子どもの貧困、生活困窮、ひきこもり、ニート等の問題を指す。
成年後見制度	判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理等を支援する制度。
た行	
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮すること。
地域共生社会	誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる社会。
地域子育て支援拠点 (子育て支援センター)	市町村が公民館や保育所等に設置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
地域コミュニティ	日常生活でのふれあいや共同活動など、共通の経験を通して、連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていく地域社会。

用語	解説
地域支え合い出かけっCARサービス	住民が主体となって、高齢者の買い物等外出の支援を行う事業。運転及び乗降支援を行うボランティアに対し、市社協・地区社協が車両の提供等バックアップを行い事業を展開する。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システムのこと。
地区交流センター	市役所の出先機関。自治体や町内会等の地域活動を支援するほか、地域の防災拠点業務や相談、窓口業務等を行う。
地区社会福祉協議会 (地区社協)	地域福祉を主体的に進める住民組織。住民の生活により近い地域で福祉を実践するため、自治会・町内会や民生委員・児童委員、保健委員、ボランティア等によって構成されている。
ディーセントライフ	特技や趣味を生かし、社会貢献による市民活動を始めることで、生涯にわたり生きがいを持ちながら暮らすことを意味する造語。
デイサービス	通所介護。日帰りで施設に通い、食事や入浴等日常生活上の介護や機能訓練等を受けることのできるサービス。
テレワークオフィス	勤めている会社、職場とは異なる場所で仕事ができるよう、環境が整備された作業スペース。多様な働き方の実現に向けて、需要が高まっている。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う事業。
認知症サポーター	認知症の正しい知識や病気との付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を支援する人。各地で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講すると、認知症サポーターの証としてオレンジリングが渡される。
は行	
パブリックコメント	公的な機関が規則や命令等を制定しようとするときに、広く公に意見・改善案等を求める手続きを言う。
バリアフリー	狭い意味では、障害のある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障なく扱うことができる物を指す。現在は、社会・制度・習慣・心理・教育等のすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。
ファミリー・サポート・センター	育児を援助したい人と育児の援助を受けたい人が会員になって、子育てを助け合う制度を提供すること。
藤枝型発達支援 システム	発達に課題のある子どもとその保護者を対象に、乳幼児期から就労期までのライフステージに応じた一貫した発達支援を行う、本市が構築を目指すシステムのこと。

用語	解説
ふじえだ交通安全マイレージ	事故防止を目的としたゆずりあい、時間に余裕を持った行動、車両の安全点検等の取組をポイント化し、交通安全への積極的な参加を促す仕組みのこと。健康・教育・環境の分野でも同様の取組を推進している。
藤枝市社会福祉協議会(市社協)	住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。社会福祉の企画・連絡・広報等を行い、地域福祉の向上を目的とする。
藤枝市成年後見支援センター	福祉センターきすみれに設置している窓口。成年後見制度の周知や相談業務等を行う。
藤枝市防災(防災アプリ)	市が行っている各種防災情報を取得できるアプリ。同報無線の放送内容、防災気象情報、避難情報等、藤枝市に特化した防災情報を取得することができる。
藤枝市ボランティア連絡協議会	ボランティア団体が集まって組織する機関。団体同士の交流や研修、行事、ボランティア活動の紹介等を行う。
ふれあい会食会	一人暮らしの高齢者及び一人暮らし高齢者に準ずる者を対象にした会員制の会食会。
ふれあいサロン	市社協、地区社協を中心に町内会、民生委員、老人クラブ、ボランティア等が主体となって、公会堂等において開催している高齢者の介護予防とふれあいづくりの場。
フレイル	健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」を表す言葉。身体・認知機能の衰えだけでなく、社会的孤立により生活習慣が乱れる等、様々な要因が絡み合うことで要介護や寝たきりのリスクが高まるとされている。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた養育者。
法人後見	司法書士法人や市社協等の法人による成年後見人等。判断能力が不十分となった人に親族等がいない場合に本人に代わって財産の管理等を行う。
保健委員	地域における市民の自発的な健康づくりの推進や、市が行う保健事業の円滑な推進を図るため、市長が委嘱した市民。健康づくりに関する保健講座等を企画し開催することによる知識の習得や普及、市が行う保健事業の啓蒙や連絡協力等、行政と地域のパイプ役を務める。
ボランティア	自分の時間を利用して、自分の意志により行う、地域や社会のために役立つ活動。一般的な原則は「自主性・主体性」「連帯性・社会性」「創造性・開拓性」「無償性・無給性」。

用語	解説
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図ることが職務。児童福祉に関する問題や、子育て支援の相談指導を行う児童委員も兼ねている。また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、主に児童福祉に関する相談に応じ、支援を行う。
や行	
ヤングケアラー	本来ならば大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている児童のこと。特に福祉の分野においては、病気や障害、依存症等のある家族の世話をする18歳未満の子どもを指し、社会的孤立を防ぐ観点から早期の支援が求められている。
ユニバーサルデザイン	まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢・性別・身体・国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等を設計していこうという概念。
要支援・要介護認定者	介護保険サービスを受ける際に、その人がどの程度の介護の手間がかかるのかを判定された人。要支援は2段階、要介護は5段階あり、各段階によって受けられるサービス支給限度が変わる。

いきいき 藤枝ささえあいプラン

第5次藤枝市地域福祉計画

(藤枝市成年後見制度利用促進基本計画)

第5次藤枝市地域福祉活動計画

発 行 令和4年3月

発行者 藤枝市／社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

編 集 藤枝市健康福祉部福祉政策課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

T E L 054-643-3111 (代表)

F A X 054-643-3604

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

〒421-1131 静岡県藤枝市岡部町内谷1400番地の1

T E L 054-667-2940 (代表)

F A X 054-667-3319

